

令和8年度
ICT化等機械装置等導入事業（畜産ICT事業）
酪農経営支援総合対策事業のうち
酪農労働省力化対策事業（楽酪GO事業）

事業推進にあたっての留意事項

令和8年度の計画承認申請書・要望調査票等の提出は、

● 5月29日までに

道府県畜産協会は、応援会議から送信のあった
要望調査票 Excel マクロシート及び参加要望書 Excel
ファイルを中央畜産会にメールで送信して下さい。

(メールアドレス:rakuraku@sec.lin.gr.jp)

● 6月15日までに

道府県畜産協会は、応援会議から提出のあった
計画承認申請書・要望調査票一式を、提出書類内容を
確認し、取りまとめて中央畜産会に提出して下さい。

令和8年4月
公益社団法人 中央畜産会

目 次

	P
I 事業の内容	1
1 事業の内容	
2 畜産 ICT 応援会議／楽酪応援会議について	5
(1) 要件	
(2) 取り組む内容	
(3) 設立等の報告	7
(4) 要件を満たした組織がある場合	
3 畜産 ICT 化応援計画／楽酪応援計画の作成について	9
(1) 要件	
(2) 提出	
(3) 都道府県等との連携	10
(4) 成果目標の設定について	
(5) 別紙様式・記入例	12
4 機械装置の導入等を行う者（労働負担軽減経営体）について	14
(1) 要件	
(2) 対象者	
(3) その他必要な活動	15
ア 家畜共済の積極的な活用	
イ 環境負荷低減に向けた取組み強化	
ウ 農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン	16
エ 配合飼料価格安定制度への継続加入	
オ 労働環境改善の取組	
カ 生乳需給安定に向けた取組	
5 補助対象機械装置と施設整備の範囲について	18
(1) 補助対象機械装置と施設整備	
ア 補助対象となる機械装置（事業別・畜種別）	
イ 補助対象となる施設整備（事業別）	19
ウ 機械装置の条件	20
エ 補助対象となる機械装置リスト	
(2) 補助対象外となる機械装置について	21
(3) 労働負担軽減機械装置検討専門委員会の設置について	
(4) 機械装置導入に当たっての付属機器等の考え方	26
6 労働時間削減効果分析の評価点について	29
(1) 評価点と事業採択	
(2) 評価点の算出式	
(3) 削減が期待される年間労働時間の考え方	
(4) 係数	32
II 令和 8 年度における事業手続きの流れについて	33
畜産 ICT 事業・楽酪 GO 事業年間スケジュール（モデルケース）	34
III 機械装置の導入等に対する留意事項について	35
1 機械装置の導入に係る共通事項	

2	リース方式の場合の留意事項	38
3	購入方式の場合の留意事項	40
4	補助金の支払等に係る留意点	43
	（1）畜産 ICT 事業の場合	
	（2）楽酪 GO 事業の場合	44
5	成果検証について	46
	（1）今年度の成果報告	
	（2）成果の報告	
	（3）成果検証の基本的な考え方	47
	（4）検証の対象	
	（5）検証にあたっての留意点	
	ア 検証方法	
	イ 検証時期・期間	
	ウ 検証記録の保管	48
6	（参考）作業日誌を用いた検証方法の例	
IV	要望調査・実施計画の申請等について	51
	○ 両事業共通項目	
1	要望調査票・実施計画書の提出について	
2	事業の実施に当たって	53
3	機械装置の見積取得に当たって	
	（1）見積取得にあたっての留意点	
	（2）補助対象機械装置ごとの留意事項	55
	① 搾乳ロボット	57
	② ミルキングパーラー	59
	③ 搾乳ユニット搬送レール（自動方式）	61
	④ 搾乳ユニット搬送レール（手動方式）	63
	⑤ ミルカー自動離脱装置（パイプラインミルカー用）	65
	⑥ ミルカー自動離脱装置（ミルキングパーラー用）	66
	⑦ 自動乳頭洗浄機	67
	⑧ 自動給餌機（自動給餌タイプ）	68
	⑨ 自動給餌機（飼料搬送タイプ）	70
	⑩ 自走式配餌車・餌寄せロボット・稲わら細断機	71
	⑪ ほ乳ロボット（据置式）	72
	⑫ ほ乳ロボット（レール式）	73
	⑬ 移動式ほ乳機	74
	⑭ 発情発見装置	75
	⑮ 分娩監視装置／行動監視装置	76
	⑯ バーンスクレーパー・敷料散布機	77
V	令和8年度 Excel マクロファイルの利用に当たって	78
1	Excel マクロファイルをダウンロード（畜産 ICT 事業）	79
2	ファイル 01rn_rakuraku1-1_00000000.xlsm のワークシート構成	81
	機械装置入力シート（畜産 ICT 事業版）配置表	83
	機械装置入力シート（畜産 ICT 事業版）チェック手順	85

3	機械装置入力シートファイルの入力	87
	畜産 ICT 事業のファイル入力の場合	
	応援会議・申請者入力 (通常要望・増設等要望共通)	
	1 の経営の概況	
	ICT 通常要望編	89
	2 の(1) 搾乳方式の改善	
	2 の(2) 給餌方式の改善	91
	2 の(3) 家畜飼養管理の改善	93
	3 の機械装置の導入方式 (通常要望・増設等要望共通)	95
	4 の機械装置導入により想定される労働時間の削減効果	
	5 の機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組	
	6 の労働時間削減効果分析の結果	
	施設整備等要望の入力	97
	ICT 増設等要望編	
	2 の(1) 搾乳方式の改善	101
	2 の(2) 給餌方式の改善	103
	2 の(3) 家畜飼養管理の改善	105
	酪乳 GO 事業のファイル入力の場合	107
	GO 通常要望編・GO 増設等要望共通編	
	施設整備等要望の入力	
	4 「機械装置入力シート」から「まとめシート (ICT 別添 6)」への転記	111
	5 「Excel マクロシート」のファイル名の変更	112
	6 参加要望書 (別添 6 (第 8 の 2 の(1)関係)) の作成	113
VI	畜産 ICT 事業の場合	117
	提出書類 A (労働負担軽減経営体 ⇒ 畜産 ICT 応援会議) (参考) 専門委員会報告に係る機械装置の導入例 (P21~22)	
	提出書類 B (畜産 ICT 応援会議 ⇒ 中央畜産会)	119
	様式作成上の注意点	120
	提出書類 A	
	1 要望調査票 (別添 6-1)	
	2 補助金及び要望調査に関する確認書 (別添 6-1)	123
	3 申請する補助対象機械装置の見積結果 (要望調査票添付書類 (1) 関係)	124
	4 運搬費や設置工事費等経費の見積書 (要望調査票添付書類 (1) 関係)	
	5 申請する補助対象機械装置のカタログ (要望調査票添付書類 (2) 関係)	
	6 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組に係る回答根拠を示す資料 (要望調査票添付書類 (3) 関係)	
	7 「みどりチェック」チェックシート (畜産経営体向け) (要望調査票添付書類 (5) 関係)	128
	8 配合飼料価格制度加入していることが分かる資料 (加入していない場合はその理由 (要望調査票添付書類 (6) 関係))	
	9 労働環境改善の取組 (要望調査票添付書類 (7) 関係)	129
	10 生乳需給安定に向けた取組 (要望調査票添付書類 (8) 関係)	
	11 説明確認書	
	12 個人情報の提供に係る同意の委任状	131

13	農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン (交付等要綱第39の4関係)	132
14	施設整備要望調査票(別添6-1の別紙1)	133
15	施設整備の概算見積書	
16	事業費算出の基礎となる事業費 費目 明細書	
17	施設整備の概算設計書	
18	施設整備を実施する支払い能力が確認できる書類	134

提出書類B 135

1	実施計画書(別添7)	
2	参加要望書(別添6)(実施計画書添付書類(2)関係)	
3	要望調査票(別添6-1及び別添6-1の別紙1) (実施計画書添付書類(3)関係)	
4	購入方式の場合の応援会議の承認事由	136
5	令和8年度畜産ICT化応援計画(実施計画書添付書類(4)関係)	
6	生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート申請者一覧表 (実施計画書添付書類(5)関係)	
7	畜産ICT応援会議の組織及び運営に係る規定	137

様式・記入例 139

VII 楽酪GO事業の場合 155

提出書類A(労働負担軽減経営体 ⇒ 楽酪応援会議)

提出書類B(楽酪応援会議 ⇒ 中央畜産会) 157

様式作成上の注意点 158

提出書類A

1	要望調査票(別記様式第1号-1)	
2	補助金及び要望調査に関する確認書	161
3	申請する補助対象機械装置の見積結果(要望調査票添付書類(1)関係)	162
4	運搬費や設置工事費等経費の見積書(要望調査票添付書類(1)関係)	
5	申請する補助対象機械装置のカタログ(要望調査票添付書類(2)関係)	
6	機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組に係る回答根拠を示す資料(要望調査票添付書類(3)関係)	
7	「みどりチェック」チェックシート(畜産経営体向け) (要望調査票添付書類(5)関係)	163
8	配合飼料価格制度加入していることが分かる資料 (要望調査票添付書類(6)関係)	
9	生乳需給安定に向けた取組(要望調査票添付書類(7)関係)	
10	説明確認書	
11	個人情報の提供に係る同意の委任状	164
12	農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン (実施要綱別添1の2の第6の10関係)	
13	施設整備要望調査票(別記様式第1号-1の別紙1)	
14	【増築等においてコスト分析基準を超える場合】	165
15	【機械装置の導入においてコスト分析基準を超える場合】	
16	施設整備の概算見積書(要望調査票添付書類(8)関係)	
17	事業費算出の基礎となる事業費 費目 明細書	
18	施設整備の概算設計書(要望調査票添付書類(9)関係)	

19 施設整備を実施する支払い能力が確認できる書類 (要望調査票添付書類(10)関係)	
提出書類B	166
1 実施計画承認申請書(別記様式第2号)	
2 参加要望書(別記様式第1号(実施計画書添付書類(2)関係))	
3 要望調査票(別記様式第1号-1及び別記様式第1号-1の別紙1 (実施計画書添付書類(3)関係))	
4 購入方式の場合の応援会議の承認事由	167
5 令和8年度楽酪応援計画(実施計画書添付書類(4)関係)	
6 労働負担軽減経営体の「みどりチェック」チェックシートの一覧 (実施計画書添付書類(5)関係)	
7 「みどりチェック」チェックシート(民間事業者・自治体向け等) (実施計画書添付書類(6)関係)	
8 生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート申請者一覧表 (実施計画書添付書類(7)関係)	168
9 楽酪応援会議の組織及び運営に係る規定 様式・記入例	169
楽酪G0事業のコスト分析について①	177
楽酪G0事業のコスト分析について②	178
 (参考) 労働負担軽減機械装置リスト(令和8年度)	183
1 搾乳関係機械装置	184
① 搾乳ロボット	
② ミルキングパーラー	
③ 搾乳ユニット搬送レール	186
④ ミルカー自動離脱装置	187
⑤ 自動乳頭洗浄機	188
2 飼料給与関係機械装置	189
① 自動給餌機(濃厚・粗飼料)	
② 自動給餌機(濃厚飼料)	192
③ ほ乳ロボット	193
④ 移動式ほ乳機	194
⑤ 餌寄せロボット	
⑥ 自走式配餌車	195
⑦ 稲わら細断機	197
3 家畜飼養管理機械装置	198
① 発情発見装置	
② 分娩監視装置	200
③ 行動監視装置	202
④ バーンスクレーパー	
⑤ 敷料散布機	203

I 事業の定義

1 事業の内容

ICT化等機械装置等導入事業（畜産ICT事業）	
補助対象機械装置	<p>【酪農経営の場合】</p> <p>搾乳ロボット、ミルクングパーラー、搾乳ユニット搬送レール自動、搾乳ユニット搬送レール手動、ミルカー自動離脱装置、自動乳頭洗浄機、自動給餌機、ほ乳ロボット、餌寄せロボット、自走式配餌車、移動式ほ乳機、発情発見装置、分娩監視装置、行動監視装置、バースクレーパー、敷料散布機</p> <p>【肉用牛繁殖経営の場合】</p> <p>自動給餌機、ほ乳ロボット、餌寄せロボット、自走式配餌車、移動式ほ乳機、発情発見装置、分娩監視装置、行動監視装置、バースクレーパー、敷料散布機</p> <p>【肉用牛肥育経営の場合】</p> <p>自動給餌機、餌寄せロボット、稲わら細断機、自走式配餌車、行動監視装置、バースクレーパー、敷料散布機</p> <p><u>（注）今年度から、新たな取り組みとして、「機能性向上した同種の機械装置の導入も支援対象とする。」こととしました。（詳細説明P3参照）</u></p>
対象施設整備	<p>「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律」第7条に基づき生産方式革新実施計画の認定を受けた機械装置の導入に伴う、一体的な施設整備（補改修）について支援</p>
頭数制限等	<p>畜産経営体に対する飼養規模の上限有り</p> <p>①酪農経営の場合、搾乳牛頭数 120 頭以下</p> <p>②肉用牛繁殖経営の場合、24 ヶ月齢以上の繁殖雌牛 100 頭以下</p> <p>③肉用牛（肥育・一貫）経営の場合、全飼養頭数 200 頭以下</p>
補助率等	<p>2分の1以内</p> <p>機械装置導入については、1 経営体当たり 30,000 千円を上限</p> <p>施設整備については、1 経営体当たり 50,000 千円を上限</p>

酪農労働省力化対策事業（楽酪GO事業）	
補助対象機械装置	搾乳ロボット、ミルクパーラー、搾乳ユニット搬送レール自動、搾乳ユニット搬送レール手動、ミルクカー自動離脱装置、自動給餌機、ほ乳ロボット、自走式配餌車、バーンスクレーパー、敷料散布機
対象施設整備	省力化機械装置を導入するために必要となる施設の整備、補改修、増築等を支援
頭数制限等	畜産経営体に対する飼養規模の上限有り 経産牛頭数 220 頭以下
補助率等	2分の1以内 機械装置導入については、1経営体当たり 40,000 千円を上限 施設整備については、施設整備に必要とする機械装置本体価格の1/2が上限（1経営体当たり 40,000 千円を上限）

共通事項

- 全てのメニューにおいて、「労働時間の 10%以上の削減」が事業の補助要件
- 機械装置を設置する施設について、建築基準法等の関係法令・規制等に留意し、適切に対応することを周知・確認

(別紙 (詳細説明))

「機能性向上機械装置導入」の取扱いについて

【機能性向上機械装置とは】

最近の光学研究の著しい進歩から、カメラの小型化、3D カメラなどの開発に加え、画像処理技術やAI機能の進化により、対象物の行動を予測し、それに対応して機械装置自身を動作コントロールする高機能化した機械装置システムが、各種作業をデータ連携させトータル管理するものとして開発されてきていることから、本事業においては、経営体の労働負担軽減・労働時間の削減が確実である機械装置を機能性向上した機械装置とする。

1 対応方針

- (1) 対象事業は、畜産ICT事業のみとする。
- (2) 機能性向上した同種の機械装置の導入も支援対象とする。

(注) 同種とは、別紙8の別添1の補助対象機械装置の仕様等に記載している機械装置とし、例えば、搾乳ロボットなどを対象にすることと考えている。

- (3) 単純更新(既存の機械装置と同等の機能のもの)は補助対象外とする。
- (4) 機能性向上した機械装置の導入により、引き続き総労働時間を10%以上削減する成果目標を達成することが必要です。
- (5) 既存の機械装置が法定耐用年数(7年)を超えない場合は機能性向上した機械装置であっても補助対象としない。

2 取組に対する対象要件・手続き

	対象要件	具体的な内容
①	同種の機械装置(例えば搾乳ロボット、自動給餌機(濃厚・粗飼料)など)であるが、型式が異なること	<ul style="list-style-type: none">・ 同じ型式(例えばM2030がM2031といった例も含む。)の場合は、補助対象外とします。・ 製造メーカーが異なる場合も対象とする。 (労働時間の削減が確実であることを確認できる場合は対象となる。)
②	既存の機械装置が法定耐用年数(7年間)を超えていることが確実であること	<ul style="list-style-type: none">・ 導入年度が確認できる資料の提出すること 例えば、補助事業関係資料、納品・

		納入関係資料など
③	既存の機械装置の導入方式・資金が確認できること。	<ul style="list-style-type: none"> 自己資金又は国等補助事業の関係資料の提出すること (自己資金の方が採択を優先) (注) 対象機械装置の導入を国等補助事業で実施した経営体は、成果目標を達成したことが判別できる資料を提出して下さい。 (目標を達成していない経営体は、要望対象の経営体から除外となることも考えられます。)
④	個人経営及び法人経営に限らず、概ね15歳以上の後継者が確保されていること、又は、経営者が45歳未満であること。	<ul style="list-style-type: none"> 年齢が分かる書類のコピー、後継者がいることを第三者が証明した書類、農業経営改善計画認定申請書などを提出すること
⑤	削減が期待される年間総労働時間については、製造メーカー又は試験研究機関からの労働時間削減データ等を用いて計算して、経営体の年間総労働時間が10%以上削減されること。	<ul style="list-style-type: none"> 別紙資料に併せて根拠資料である製造メーカー又は試験研究機関からの労働時間削減データ等も提出すること。

3 採択・認定方針

補助の採択方針については、次の結果をもって採択を行うこととする。

- [1] 要望の優先順位について、新規要望を優先することとし、機能性向上機械装置の要望については、その後とすること
- [2] 機能性向上機械装置の要望は全て①から⑤の資料をもって、専門委員会の意見を聴いて、計画認定を行うこと。

2 畜産 ICT 応援会議／酪農応援会議について

(1) 要件

(畜産 ICT 事業：交付等要綱第4の2の(1)関係)
(酪農 G0 事業：実施要綱別添1の2の第2の1関係)

① 畜産 ICT 応援会議

地域における将来にわたる安定的な畜産の発展に向け、地域の自主的な取組を促進するため、畜産を営む者、後継牛・育成牛の預託を担う者、事業協同組合、畜産経営支援組織（コントラクター、TMRセンター等）、乳業関連事業者、食肉関連事業者、畜産関係団体その他の地域の畜産関係者が参画する会議であって、要件を満たすもの。

② 酪農応援会議

地域における将来にわたる安定的な酪農の発展に向け、地域の自主的な取組を促進するため、酪農を営む者、後継牛の預託育成を担う者、中小企業等協同組合法、畜産経営支援組織（コントラクター（飼料生産受託組織をいう。）、TMRセンター等畜産経営を支援する組織をいう。）、乳業関連事業者、畜産関係団体その他の地域の酪農関係者が参画する会議であって、要件を満たすもの。

本事業の取組主体は、以下に定める要件を満たすものとされています。

- ・ 運営を行うための事務局が設置され、組織及び運営(会計)についての規約を定めていること。
- ・ 構成は、次のいずれかの団体であって、畜産を営む者が所属するものであること。
公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、
事業協同組合、事業協同組合連合会、その他農業者の組織する団体

(2) 取り組む内容

① 畜産 ICT 事業

本事業の取組主体は、畜産 ICT 応援会議とされています。会議が取り組む内容は以下のとおりです。

ア 畜産 ICT 化応援計画の作成による畜産を営む者の生産基盤強化に向けた取り組みの実施（畜産 ICT 事業：実施要領別紙8の第1関係）

事業の実施方針では、「我が国の酪農・肉用牛経営の生産基盤の強化に資するため、酪農・肉用牛経営における ICT 等の新技術を活用した省力化機器の導入支援をすること」とされています。

このことから、畜産 ICT 応援会議では、①畜産 ICT 化応援計画を作成するとともに、②同計画に基づく畜産を営む者の生産基盤の強化に資するため、省力化機器の導入に向けて取り組んでいただくこととなります。

イ 事業推進の実施

①の具体的な取り組みとして、畜産 ICT 応援会議は、畜産を営む者の実情に応じ、労働負担軽減・ICT化に必要な計画の策定や機械装置の選定を行う取り組みを行うこととなります。

なお、経費の支援が必要な場合、希望する会議は、畜産 ICT 応援会議推進事

業に取り組むことができます。

ウ 省力化機械装置導入事業の実施

①の具体的な内容として、畜産 ICT 応援会議は、畜産 ICT 化応援計画において労働負担軽減・ICT 化に資する機械装置を使用する者として位置づけられた者（＝労働負担軽減経営体）が、同計画に基づき機械装置を導入することを支援していくこととなります。

その負担の軽減を図るため、必要な費用の一部を以下のとおり助成します。

労働負担軽減経営体が畜産 ICT 化応援計画（以下「応援計画」という。）に基づき ICT に対応した機械装置等を導入する場合に、その負担の軽減を図るため、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を補助。

（畜産 ICT 事業：実施要領別紙 8 の第 1 の 1 関係）

② 楽酪 GO 事業

ア 楽酪応援計画の作成による酪農を営む者の労働条件の改善に向けた取り組みの実施

（楽酪 GO 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 3 の 1）

事業の実施方針では、「地域の酪農関係者が地域一体となって楽酪応援計画により酪農を営む者の労働条件の改善に向けて取り組むことを支援することを旨とするものとする」とされています。

このことから、楽酪応援会議では、①楽酪応援計画を作成するとともに、②同計画に基づく酪農を営む者の労働条件の改善に向けて取り組んでいただくこととなります。

イ 事業推進の実施

①の具体的な取り組みとして、楽酪応援会議は、酪農を営む者の実情に応じ、労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に必要な計画の策定や事業の円滑な推進を図るための取り組みを行うこととなります。

なお、経費の支援が必要な場合、希望する会議は、楽酪応援会議推進事業に取り組むことができます。

ウ 機械装置の導入及び機械装置と一体的な施設整備の実施

①の具体的な内容として、楽酪応援会議は、楽酪応援計画において位置付けられた労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置を使用する者（＝労働負担軽減経営体）が、同計画に基づき機械装置を導入すること（楽酪 GO 事業の場合は機械装置と一体的な施設整備を含む）を支援していくこととなります。

その負担の軽減を図るため、必要な費用の一部を以下のとおり助成します。

機械装置の導入及び機械装置と一体的な施設整備

労働負担軽減経営体が楽酪応援計画に基づき機械装置を導入する場合、その負担軽減を図るため、当該機械装置の取得及び機械装置と一体的な施設整備に必要な費用の一部を助成。

（楽酪 GO 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 3 の 2）

(3) 設立等の報告

以上のように、本事業に参加するためには、畜産 ICT 応援会議／楽酪応援会議を組織する必要があります。

新たに設立する場合は、別紙様式に基づき、中央畜産会、畜産 ICT 応援会議／楽酪応援会議が立地する都道府県、道府県窓口団体（畜産協会等）宛てに、**令和8年5月29日までに設立の報告を行ってください。**

(4) 要件を満たした組織がある場合

既に(1)の要件を満たしている組織がある場合、その組織の目的や活動内容を改正することにより、畜産 ICT 応援会議／楽酪応援会議とすることも可能です。(例：クラスター協議会、酪農部会など)

なお、**組織が取り組む補助事業名を記載している場合は、事業名等を追加する**などをしてください。

記入例 (設立等報告)

令和〇年5月29日

〇〇県知事
〇〇県畜産協会会長
公益社団法人中央畜産会会長

名称 明神畜産 ICT／楽酪応援会議
代表者 楽酪天神

明神畜産 ICT／楽酪応援会議の設立（変更）等について

畜産 ICT 応援会議／楽酪応援会議を**下記のとおり設立（変更）**等しましたので報告いたします。

記

- 1 名称 明神畜産 ICT／楽酪応援会議
- 2 代表者 会長 楽酪天神
- 3 設立等年月日 令和〇年5月20日
- 4 所在地 〇〇県埼玉郡天神町明神5
- 5 構成員数 20名
- 6 規約 別添のとおり
- 7 連絡先 〇〇県△△郡天神町明神5
天神町役場産業振興課（担当：鈴木）
TEL：****-**-****、FAX：****-**-****

注：楽酪事業等により機械装置を導入し、機械装置の耐用年数7年を過ぎていない応援会議が、地域内の別の任意団体に吸収され、名称が変更になる事例の報告がありました。このような場合は、この様式を利用し、応援会議の変更報告をしてください。

変更報告は、報告の1～7までの項目について新たな応援会議について記入してもらいますが、1の名称については記入した新名称の下段に()書きで旧名称を、3の設立等年月日は吸収した年月日を記入して下さい。

※様式はHPに掲載

(5) 代表者氏名について

毎年度、要望のありました応援会議の代表者の氏名については、5月末に提出いただきました要望調査票 (Excel マクロファイル) に記載されております代表者の氏名を登録し、その後の承認等文書発送のあて先としております。

しかし、昨年度においても、要望調査票提出以降に代表者が変更となり、あて先氏名も変更となった事例が散見されておりますので、代表者が変更になった場合は、(4)の「〇〇畜産ICT/楽酪応援会議の変更等について」により報告して下さい。

3 畜産 ICT 化応援計画／楽酪応援計画の作成について

(1) 要件

応援計画に記載する内容の要件は、次に掲げる事項です。

(畜産 ICT 事業：交付等要綱第 4 の 2 の (2))

(楽酪 G0 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 2 の 2)

ア 畜産 ICT 化応援計画 (畜産 ICT 事業の用語)

畜産 ICT 応援会議が、畜産を営む者における労働負担軽減・ICT化に資することを目的に策定する計画であって、機械装置の導入により生まれたゆとりの一部を災害時の協力等に充てること。その他 7 に定める内容が記載されるもの。

※ 7 に定める内容 (応援計画の要件)

- ① 応援会議の名称及びその構成員の概要
- ② 応援計画の達成に向けた構成員ごとの役割分担
- ③ 労働負担軽減経営体の労働条件の改善のための取組の概要
- ④ 労働負担軽減経営体が導入する機械装置の種類、内容及び労働条件の改善の定量的な効果
- ⑤ 労働負担軽減経営体の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、ICT の活用や災害時の協力等の地域の畜産の発展に資する取組の内容

イ 楽酪応援計画 (楽酪 G0 事業の用語)

楽酪応援会議が、酪農を営む者における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資することを目的に策定する計画であって、機械装置の導入により生まれたゆとりの一部を乳用後継牛の確保、災害時の協力等に充てること。その他次に定められた内容を記載するもの。

※ 次に定める内容 (応援計画の要件)

- ① 応援会議の名称及びその構成員の概要
- ② 応援計画の達成に向けた構成員ごとの役割分担
- ③ 労働負担軽減経営体の労働条件の改善のための取組の概要
- ④ 労働負担軽減経営体が導入する機械装置の種類、内容及び労働条件の改善の定量的な効果
- ⑤ 労働負担軽減経営体の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、乳用後継牛の確保、災害時の協力等の地域酪農の発展に資する取組の内容

(2) 提出

- ① 畜産 ICT／楽酪応援会議が中央畜産会に事業実施計画書の承認申請を行う際の必須書類です。別紙様式記入例を参考に作成し提出してください。

(畜産 ICT 事業：実施要領別紙 8 の第 2 の 2 の (2) のイ)

(楽酪 G0 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 6 の 3 の (2))

- ② 機械装置の導入を行う労働負担軽減経営体が、畜産 ICT 事業と楽酪 G0 事業のどちらの事業に申請するかに関わらず、同一の計画を添付し、事業実施計画を申請していただいかまいません。

- ③ 事業で機械装置の導入及び機械装置と一体的な施設整備を行う全ての経営体について、様式の項目4に記入して下さい。

(3) 都道府県等との連携

「都道府県は、応援会議及び労働負担軽減経営体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、もしくは指導することができるものとする」とされています。(畜産 ICT 事業：実施要領別紙8の第3の(3))

また、「楽酪応援会議は、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする」とされています。

(楽酪 G0 事業：実施要綱別添1の2の第9の2)

については、応援計画作成に道府県や市町村の積極的関与をお願いして下さい。

(4) 成果目標の設定について

ア 成果目標（労働時間10%以上低減）設定の考え方

事業の実施にあたっては、事業実施計画において目標年度及び成果目標の設定を行うこととされております。

その内容は、実施要綱の規定により、「応援会議は、応援計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を10%以上低減する目標を設定するものとする」とされています。

(畜産 ICT 事業：実施要領別紙8の第1の10 関係)

(楽酪 G0 事業：実施要綱別添1の2の第5の2 関係)

地域の状況や個々の経営体を取り巻く環境が異なりますが、それぞれの応援会議の課題を整理し、全体で10%以上の削減となるような計画を作成するようにして下さい(10%以上低減の目標がない場合は、事業を要望できないこととなります)。

本事業における成果目標（労働時間10%以上低減）設定の考え方は以下のとおりです。

① 労働負担軽減経営体それぞれの削減率が10%以上

畜産 ICT/楽酪応援計画では、「4 労働負担軽減経営体の概要、導入する機械装置の種類・内容及び労働条件の改善の定量的な効果」において、労働負担軽減経営体ごとに年間総労働時間と削減労働時間を記載することとなっております。

なお、当該欄に記載した労働負担軽減のための機械装置導入を行う労働負担軽減経営体のそれぞれの労働時間の削減率(削減労働時間÷総労働時間)が10%以上であれば目標設定をクリアしております。

② 機械装置を導入する労働負担軽減経営体全体で削減率10%以上

同じ畜産 ICT/楽酪応援会議内で機械装置の導入を行うに労働負担軽減経営体の削減労働時間の合計時間を年間総労働時間の合計時間で除した数値(地域平均削減労働率)が10%以上であれば目標設定をクリアしております。

具体的な数値は、(1)と同様に、畜産 ICT化/楽酪応援計画の「4 労働負担軽減経営体の概要、導入する機械装置の種類・内容及び労働条件の改善の定

量的な効果」欄に記載した労働負担軽減経営体の削減労働時間の合計時間を年間総労働時間の合計時間で除した数値で確認します。

$$\begin{aligned} & \text{機械装置の導入を行う労働負担軽減経営体の地域平均削減労働率 (\%)} \\ & = \text{機械導入を行う労働負担軽減経営体の削減労働時間の合計時間} \\ & \quad \div \text{同年間総労働時間の合計時間} \times 100 \end{aligned}$$

機械装置を導入する労働負担軽減経営体の地域平均削減労働率 (%) > 10%

③ 個々の労働負担軽減経営体で時間を要する作業の外部化推進や改善を実施

労働負担軽減経営体では対象機械装置の導入による削減以外にも時間を要している作業があるものと思われます。これらについて外部委託や作業改善を行うことなどにより、個々の労働時間を削減することができないかを検討してください。

このような作業により外部化した効率化改善による削減時間と、機械装置の導入による削減時間を組み合わせて、削減率 10%以上となるような計画を作成する方法もあります。

外部化の取組例としては、以下が想定されます。

- ・ 育成牛を飼育している場合⇒外部預託（公共牧場の利用、全農・全酪連等への育成預託など）の推進
- ・ 飼料生産している場合⇒コントラクターへの委託
- ・ 家畜ふん尿の搬出・処理⇒共同処理センターの利用
- ・ 飼料調製している場合⇒TMRセンターの利用

また、牛舎内の改造等により作業効率を改善する例も想定されます。

- ・ 自力施工で通路を改善し、清掃時間を削減
- ・ 搾乳牛の牛舎内の動線を改善し、牛群の入替に係る時間を低減

記入例（応援計画）

令和〇年度 ICT化等機械装置等導入事業及び
酪農経営支援総合対策事業（酪農労働省力化対策事業）
に係る畜産 ICT化応援計画／楽酪応援計画

1 畜産 ICT／楽酪応援会議の概要

都道府県	地域	応援会議の名称	応援計画作成年月日
〇〇県	〇〇郡中部	明神楽酪応援会議	令和〇年5月10日

2 構成員の概要

構成員	応援計画の達成に向けた役割
明神普及センター	計画の進行管理、技術指導・助言、改善効果の実証
J A 〇 〇 郡 中 部	労働負担軽減経営体との連絡調整
農業共済〇〇郡中部天神支所	技術指導・助言、機械装置の選定方法等の策定、改善効果の実証
〇〇町役場	楽酪応援会議事務局、連絡調整
J A 〇 〇 郡 中 部 明 神 酪 農 部 会 員	会員のうち3戸：労働負担軽減経営体としての労働軽減のための機械装置導入、ゆとりを活用した災害時の協力協定への積極参加 会員全戸：労働負担軽減経営体の活動と連携した日常作業時間のチェック・見直し運動の実施 ゆとりを活用した地域酪農発展の取組の実施

3 労働条件の改善のための取り組みの概要

現状と課題	改善のための取組の概要
朝夕の搾乳作業、毎日かせない給餌作業、更には夜間にも分娩監視の拘束時間があり、地域で後継者への継承が進まない原因になっている。	労働負担軽減機械装置の導入を促進させ、搾乳作業時間の大幅な短縮、給餌や哺乳の自動化、分娩監視装置カメラなどにより、過重労働からの脱却と、作業労働時間の短縮に取り組む。

4 労働負担軽減経営体の概要、導入する機械装置の種類・内容及び労働条件の改善の定量的な効果

経営体名	経営概要 ※1			機械装置 の種類 ※2	機械装置 の内容 ※3	年間削減 労働時間 ※4	備考 ※5
	経産牛 頭数	労働 力	年間労働 時間				
(株)〇△ 牧場	70	2	6,240	搾乳関係機械装置、飼料給与関係機械装置	搾乳ロボット、哺乳ロボット	2,640	畜産 ICT
中畜太郎	60	3	5,348	飼料給与関係機械装置	自動給餌機、哺乳ロボット	1,645	酪乳 GO
天神三郎	60	3	5,348	搾乳関係機械装置、家畜飼養管理機械装置	搾乳ユニット搬送レール（自動）、分娩監視装置	771	畜産 ICT
合計			16,946			5,056	

5 労働条件の改善により生じるゆとりを活用した地域の畜産の発展に資する取り組みの内容

取組方針	取組の具体的内容
(例1) ICTの活用	労働負担軽減経営体みんなで ICT クラウドシステムの接続・活用に向けた検討を行っていく
(例2) 乳用後継牛の確保に向けた取組	1 性判別精液・受精卵の積極的な活用による乳用後継牛の効率的な確保に取り組む 2 乳用後継牛の能力を適切に把握し、乳用後継牛の確保と肉用牛生産による生産性向上、経営の安定化を推進する
(例3) 災害時の協力協定に向けた取組	災害発生時に地域の酪農生産の維持のための協定として、 ①非常時の電力や水、飼料等の相互利用体制、 ②牛等の一時避難場所の確保とルート及び搬送方法等の設定、 ③衛生対策、④人員の相互協力体制等を整備する。

4 機械装置の導入等を行う者(労働負担軽減経営体)について

(1) 要件

① 畜産 ICT 事業において機械装置を導入する者

畜産 ICT 応援会議が作成した当該機械装置の導入に係る計画において、労働負担軽減・ICT化に資する機械装置を飼養する労働負担軽減経営体として位置付けられた、(2)で掲げるいずれかに該当する者です。

(畜産 ICT 事業：交付等要綱第4の2の(3))

② 楽酪 G0 事業において機械装置の導入及び機械装置の導入と一体的な施設整備を実施する者

楽酪応援会議が作成した当該機械装置の導入に係る計画において、労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置を使用する労働負担軽減経営体として位置付けられた、(2)で掲げるいずれかに該当する者です。

(楽酪 G0 事業：実施要綱別添1の2の第2の3)

(2) 対象者

(畜産 ICT 事業：実施要領別紙8の第1の8の(2))

(楽酪 G0 事業：実施要綱別添1の2の第2の3)

① 乳用牛又は肉用牛を飼養する者(法人化しているものを除く)

(畜産 ICT 事業)

乳用牛又はその育成牛を飼養する者(法人化しているものを除く)

(楽酪 G0 事業)

② (畜産を営む者を含む) 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体)

③ 株式会社又は持分会社であって、畜産を含む農業を主たる事業として営むもの

④ 事業協同組合、事業協同組合連合会(定款において、畜産を含む農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)

⑤ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人(定款において、畜産を含む農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)

⑥ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)

⑦ 畜産を営む個人が構成員となっている団体であって、次のア及びイの要件を満たすもの

ア 畜産を営む個人が直接の主たる構成員であること

イ 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること

(ア) 機械装置の導入を図ることにより応援計画の達成に資する旨の目的が定められていること

(イ) 代表者の代表権の範囲及び代表者の選任の手続を明らかにされていること

(ウ) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと

(エ) 導入した機械装置の利用法が公平を欠くものでないこと

(オ) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること

(3) その他必要な活動

ア 家畜共済の積極的な活用

中央畜産会は、継続的な効果の発言及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者に対し、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

（畜産 ICT 事業：交付等要綱第 39 の 1）

（楽酪 G0 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 6 の 10）

イ みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組み強化

① 労働負担軽減経営体は、要望調査票提出時及び事業完了報告時に「**みどりチェック**」チェックシート（畜産経営体向け）を応援会議に提出するものとする。

なお、要望調査票提出時には、「**みどりチェック**」チェックシート（畜産経営体向け）に記載された各取組について、事業完了報告時までの期間中に実施する旨をチェックしたものを提出し、事業完了報告時には、各取組について、事業完了報告時までの期間中に実施したか否かをチェックしたものを提出するものとする。

② 応援会議は、①により提出を受けた「**みどりチェック**」チェックシート（畜産経営体向け）を収集し確認するとともに、一覧にまとめ、中央畜産会に提出するものとする。

（畜産 ICT 事業：交付等要綱第 39 の 3）

③ 楽酪応援会議は、要望調査時に「**みどりチェック**」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを中央畜産会に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを中央畜産会に提出するものとする。

（楽酪 G0 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 6 の 11）

⇒ 制度の説明、及び様式は以下の URL より確認、取得できます。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyos/seisaku/midori/kurokon.html>

⇒ 8 年度の事業計画承認申請書及び要望調査票の提出に当たっては

① 労働負担軽減経営体は、「**みどりチェック**」チェックシート（畜産経営体向け）をチェックし、「要望調査票」（別添 6（又は「別記様式第 1 号－1」））の添付書類として、応援会議に提出して下さい。

② 応援会議は、「**みどりチェック**」チェックシート（畜産経営体向け）の提出のあった労働負担軽減経営体の提出一覧を作成し、中央畜産会に実施計画承認申請書の添付資料として提出して下さい。

また、楽酪 G0 事業については、「**みどりチェック**」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを中央畜産会に実施計画承認申請書の添付資料として提出して下さい。

ウ 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン

農業ロボット（搾乳ロボット、発情発見機等）、飼養管理施設や家畜の情報を取得するIoT機器等を導入（リースを含む。）する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、取組主体又は労働負担軽減経営体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

（畜産ICT事業：実施要綱第39の4）

（楽酪G0事業：実施要綱別添1の2の第6の12）

エ 配合飼料価格安定制度への継続加入

労働負担軽減経営体は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。

ただし、事業実施年度の前年度に数量契約を締結していない労働負担軽減経営体、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある労働負担軽減経営体については、その限りではない。

（畜産ICT事業：実施要綱第39の5）

（楽酪G0事業：実施要綱別添1の2の第6の12）

⇒ 事業実施計画承認申請時に提出いただく労働負担軽減経営体の「要望調査票」（別記様式第1号-1）の添付書類として、「令和8年度の数量契約書のコピー」又は「自己申告書」を提出していただきます。

⇒ 配合飼料価格安定制度に係るクロスコンプライアンスについては、以下のURLにより確認取得できます、

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/1_siryu/haigou/index.html

オ 労働環境改善の取組

本事業の参加者のうち**法人経営体及び常時5名以上を雇用する個人経営体は、従業員を雇用保険及び労働者災害補償保険に加入させるものとする。**

また、常時5名未満を雇用する個人経営体は、積極的に従業員を雇用保険及び労働者災害補償保険に加入させるよう努めるものとする。

（畜産ICT事業：実施要綱第39の6）

（楽酪G0事業：実施要綱別添1の2の第6の12）

カ 生乳需給安定に向けた取組

① 本事業において、酪農経営者となる場合には、酪農経営者は、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について」（令和7年2月28日付6畜産第3109号農林水産省畜産局長通知）に規定する要件を満たすものとする。

② 応援会議は、酪農経営者から「生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート」を収集し確認するものとする。

生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について

制定 令和7年 2月 28日付6畜産第3109号

改正 令和7年 12月 24日付7畜産第2161号

第4 生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用方法

国等の補助事業において定められた生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用方法等については、当該補助事業の要綱・要領等に別に定められた場合を除き、以下に定めるとおりとする。

(2) 補助事業の申請に当たり満たすべき要件

i) 生乳需給安定クロスコンプライアンス対象補助事業について酪農経営体から、要望調査時の申込を直接受ける**応援会議は、対象補助事業への申請を行う酪農経営体が、次のア、イ及びウ全ての要件を満たすことを確認するものとする。**

ア 認定運営団体等が定める単価・数量等の基準、拋出方法等の条件規定に従い、当該酪農経営体がiii)に定める期間に自ら取引した乳量に対して、条件規定に従い認定生乳需給安定化事業に拋出する拋出金の納付を行っていること。

ただし、対象補助事業の申請を行う際に、本要件を満たしていないことが判明した場合であっても、当該期間の拋出金を、判明後速やかに、遡及的に納付したことが確認できる場合、要件を満たしたものとする。

イ 農林水産省、(独)農畜産業振興機構等の求めがあった場合には、生乳の生産量、自ら取引した数量及び経産牛飼養頭数が分かる資料並びに拋出金の実績が分かる資料の提出に同意すること。

ウ 農林水産省等生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用上で必要な者による、参考様式のチェックシートで申告された情報の取得及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲での利用、並びに認定運営団体等やこの認定運営団体等に拋出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対する拋出金の実績の確認を目的とした個人情報の提供に対して同意すること。

また、**応援会議は、収集した「生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート」を保管するとともに、一覧にまとめ、中央畜産会を經由して、畜産局長に提出するものとする。**

(畜産 ICT 事業：実施要領第 12)

(楽酪 GO 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 6 の 1 2)

⇒ 生乳需給安定クロスコンプライアンスについては、以下の URL により確認取得できます、

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kurokon.html>

5 補助対象機械装置と施設整備の範囲について

(畜産 ICT 事業：実施要領別紙 8 の別添 1)
 (楽酪 GO 事業：実施要綱別添 1 の 2 の別表 1)

(1) 補助対象機械装置と施設整備

ア 補助対象となる機械装置（事業別・畜種別）

両事業において補助対象となる機械装置の導入及び機械装置を一覧にすると次の表のとおりです。

機械装置の区分	事業名 実施内容 仕様等 (機械装置名)	畜産 ICT 事業			楽酪 GO 事業
		酪農経営	肉用牛経営		酪農経営
			繁殖経営	肥育経営	
搾乳関係機械装置	搾乳ロボット	○			○
	ミルクングパーラー	○			○
	搾乳ユニット搬送レール (自動方式)	○			○
	搾乳ユニット搬送レール (手動方式)	○			○
	ミルクカー自動離脱装置	○			○
	自動乳頭洗浄機	○			
飼料給与関係機械装置	自動給餌機 (濃厚・粗飼料)	○	○	○	○
	自動給餌機 (濃厚飼料)	○	○	○	○
	ほ乳ロボット	○	○	○	○
	餌寄せロボット	○	○	○	
	稲わら細断機			○	
	自走式配餌車	○	○	○	○
	移動式ほ乳機	○	○	○	
家畜飼養管理機械装置	発情発見装置	○	○	○	
	分娩監視装置	○	○		
	行動監視装置	○	○	○	
	バーンスクレーパー	○	○	○	○
	敷料散布機	○	○	○	○

イ 補助対象となる施設整備（事業別）

区分	畜産 ICT 事業	楽酪 G0 事業
施設整備の範囲	<p>事業実施期間中に補助対象機械装置を導入し、生産方式を転換するために必要となる施設の補改修、増築等</p> <p>ただし、生産方式革新実施計画の（別表3）の2の（1）の生産方式革新事業活動に係る施設の内容の「新設等の別」の欄において、「改築」と記載されている施設に限るものとする。</p>	<p>事業実施期間中に補助対象機械装置を導入するために必要となる施設の補改修、増築等</p>
整備の条件	<p>労働負担軽減経営体が農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第7条の「生産方式革新実施計画」を作成し、<u>農林水産大臣の認定を受けた者又は事業終了時まで認定を受けることが確実であると認められる者とする。</u></p>	<p>事業実施年度中に省力化機械装置を導入するため、<u>既存の施設において、省力化機械装置の性能が十分に発揮できるように必要な施設の補改修、増築等</u></p>
費用対効果分析の実施	<p>一体的施設を整備する労働負担軽減経営体の必要な費用の一部を助成する応援会議は、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産第1989号農林水産大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長）に準じて、<u>費用対効果分析が実施され、投資効率等が十分検討された上で、当該機械装置の導入及び一体的施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれていること</u>について整理し、<u>中央畜産会の確認を得るもの</u>とする。</p>	<p>コスト分析を実施 （概要については下段で説明）</p>

区 分	畜産 ICT 事業	楽酪 G0 事業
単価上限価格	<p>補改修（増築のみ）の単価については、次の基準事業費を補助対象の上限とする。</p> <p><u>肉用牛舎：48 千円/m²</u> <u>乳用牛舎：</u> <u>80 千円/m²（成牛用）</u> <u>83 千円/m²（哺育育成用）</u></p>	<p>本事業の施設事業（増築のみ）の採択は、整備する施設ごとにコスト分析等によって行うこととし、コスト分析等による採択基準については次のとおりとする。</p> <p><u>乳用牛舎：成牛用 45 千円/m²</u> <u>哺育育成用 45 千円/m²</u> （ストール等附帯部分を除く。） <u>飼料調整施設：50 千円/m²</u> （附帯部分を除く。）</p> <p><u>ただし、事業の特殊性等により別表第 3（※）の基準額を上回る場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画等に記載するものとする。</u></p>

（※）：「畜産振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）4の2関連

ウ 機械装置の条件

- ① 補助対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については補助対象としない。
（畜産 ICT 事業：実施要領別紙 8 の第 5 の 2）
（楽酪 G0 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 4 の 2）
- ② 補助対象機械装置は、原則として新品とする。ただし、応援会議が必要と認める場合、中古品を対象とすることができる。この場合、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間が 2 年以上であるものに限る。
（畜産 ICT 事業：実施要綱別紙 8 の第 5 の 3）
（楽酪 G0 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 4 の 3）
- ③ リース方式で導入する場合の補助対象機械装置は、リース会社がリース物件として貸付可能なものとする。
（畜産 ICT 事業：実施要領別紙 8 の第 5 の 4）
（楽酪 G0 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 4 の 8）

エ 補助対象となる機械装置リスト（P183～203参照）

参考リストとして、本会の施設・機械部会会員が取扱う商品等を取りまとめました。

見積取得のほか、要望調査票や参加申請書を作成する際の「メーカー名」と「型式」の事業上特定なものとしてこのリストを確認し記入してください。

(2) 補助対象外となる機械装置について

要綱要領別添の注意書きには、

- ① 補助対象機械装置には、汎用性のある運搬等は含まないものとする。
- ② 汎用性のある運搬車両等を動力源とする機械装置は補助対象とはしない。

また、「補助対象機械装置の導入は、利用規模や労働時間の削減に即した適正な機械装置を選定するものとする」とされていますので、飼養頭数と比較して過大な機械装置の選定は対象外となります。

以上の観点から、次の項目に該当する機械装置等は補助対象外の経費となるので、注意していただきたい。

補助対象外となるもの

- ▽ 機械装置の運搬費・設置費・工事費
- ▽ 汎用性のある機械装置
- ▽ 汎用性のある運搬車両等
- ▽ けん引式の機械装置
- ▽ 他に動力源をゆだねる機械装置
- ▽ パソコン
- ▽ 保守料及びメンテナンス料等後年度にわたる経費
- ▽ 飼養管理ソフトもライセンス方式の場合は対象外
- ▽ 利用規模や労働時間の削減に即した適正な機械装置を選定していない場合

(3) 労働負担軽減機械装置検討専門委員会の設置について

要綱要領別添1の注意書きには ③本表のほか、事業実施主体が特に認めた機械装置についても補助対象とすることができる。

その際、事業実施主体が設置する畜産施設機械の専門家が参加する委員会の意見を聴くものとする。」となっており、これまで中央畜産会が設置する畜産施設機械専門家による「労働負担軽減機械装置検討専門委員会」を開催し、機械装置によっては条件があるが、以降、補助対象となった機械装置は以下のとおりです。

No.	承認された機械装置	要望に当たっての取扱い	別紙例
1	ミルクパーラー（自動離脱装置あり）の方式変更	No. 1～6	P 2 3
		増頭が進み、現状のパーラー	P 2 4
2	ミルクパーラー（自動離脱装置あり）の増設	一搾乳設備では労働時間が長く過重労働となっている場合	P 2 4
			P 2 5

3	ミルクパーラーの自動離脱化及び ミルク自動離脱装置の増設	であって、現状から適切な規模のミルクパーラー等の方式変更や増設により労働時間の削減が確認できる資料の提出を持って報告・確認	
4	パーラー方式変更や補改修を伴うミルクパーラー（自動離脱装置あり）の増設		
5	つなぎ牛舎のミルク自動離脱装置の増設		
6	搾乳ユニット搬送レール自動におけるミルク自動搬送装置の増設		
7	要綱に明示されていないバーンクリーナーの導入	No.7～8 機械装置を導入することにより労働削減時間の実証が出来る資料、現状の労働体系に関する説明写真等を確認・報告	P 2 5
8	酪農家における稲わら細断機の導入		
9	乾草給餌作業のための自走式配餌車の導入	今後の要望対応については、労働削減時間の考え方、及び写真等で手作業により乾草給餌作業を行っていることを確認し、報告・確認	

【マクロ様式要望調査票の作成に当たっての注意】

上記専門委員会で承認された機械装置については、「1頭当たりの労働時間」が定められておらず、次のように要望調査票を作成してください。

搾乳関係機械装置	マクロ様式「(1) 搾乳方式の改善」において、必要事項を入力し、説明資料を添付してください。	ICT 参照 P 1 0 1～ P 1 0 2
飼料給与関係機械装置	マクロ様式「(2) 給餌方式の改善」において、必要事項を入力し、説明資料を添付してください。	ICT 参照 P 1 0 3～ P 1 0 4
家畜飼養管理機械装置	マクロ様式「(3) 家畜飼養管理の改善」において、必要事項を入力し、説明資料を添付してください。	ICT 参照 P 1 0 5～ P 1 0 6

ミルクパーラーの方式変更の例 その①

【経営概要】 ○経産牛500頭(搾乳牛432頭) ○労働力20人

現状方式

ミルクパーラー
(ヘリングボーン18W)
※一斉退出方式



1時間当たり
回転数4.0※1

搾乳時労働力4人 搾乳回数3回

1時間当たり搾乳頭数: 144頭
(= 36頭(18W) × 4.0回転)

1日当たり搾乳労働時間: 36時間
(= 432頭 ÷ 144頭 × 3回搾乳 × 4人)

≪当該経営における労働負担軽減の効果≫

年間削減労働時間: 4,380時間
(= (36 - 24) 時間 × 365日)
搾乳牛1頭当たり削減労働時間: 約10時間
(= 4,380時間 ÷ 432頭)

※1、2 メーカー公表資料データ

成果目標値
▲9.4%

機械装置導入後

ミルクパーラー
(ロータリー40P)



1時間当たり
回転数5.5※2

搾乳時労働力4人 搾乳回数3回

1時間当たり搾乳頭数: 220頭
(= 40頭(40P) × 5.5回転)

1日当たり搾乳時間: 約24時間
(= 432頭 ÷ 220頭 × 3回搾乳 × 4人)

≪労働条件の改善によるゆとりの活用≫

○外部雇用労働者不足に対応し、経営の安定化
○削減時間の一部を活用し、コントラへの労役拠出により自給飼料生産の活性化
○自給飼料利用を高め良質乳生産のPR、地域住民への理解を促進する

ミルクパーラーの方式変更の例 その②

【経営概要】 ○経産牛300頭(搾乳牛257頭) ○労働力20人

現状方式

ミルクパーラー
(ヘリングボーン6W)
※順次退出方式



1時間当たり
回転数3.5※1

搾乳時労働力2人 搾乳回数2回

1時間当たり搾乳頭数: 42頭
(= 12頭(6W) × 3.5回転)

1日当たり搾乳労働時間: 約24.5時間
(= 257頭 ÷ 42頭 × 2回搾乳 × 2人)

≪当該経営における労働負担軽減の効果≫

年間削減労働時間: 4,197時間
(= (24.5 - 13) 時間 × 365日)
搾乳牛1頭当たり削減労働時間: 約16.3時間
(= 4,197時間 ÷ 257頭)

※1、2 畜産試験場研究成果報告

成果目標値
▲15.4%

機械装置導入後

ミルクパーラー
(パラレル10W)



1時間当たり
回転数4.0※2

搾乳時労働力2人 搾乳回数2回

1時間当たり搾乳頭数: 80頭
(= 20頭(10W) × 4.0回転)



1日当たり搾乳時間: 約13時間
(= 257頭 ÷ 80頭 × 2回搾乳 × 2人)

≪労働条件の改善によるゆとりの活用≫

○生乳販連と乳業メーカーが一体となって取り組んでいる生乳処理室の美化・衛生管理活動のモデル農家として実施し、会議の構成員全体に波及させる
○楽酪応援会議全員が畜産GAPへの取り組むための時間を創出する

ミルクパーラーの方式変更の例③

【経営概要】 ○経産牛75頭(搾乳牛64頭) ○労働力3人

現状方式	機械装置導入後
ミルキングパーラー (アプレスト6P)  1時間当たり 回転数6.5 ^{※1} 搾乳時労働力2人 搾乳回数2回 1時間当たり搾乳頭数: 39頭 (=6頭×6.5回転) 1日当たり搾乳労働時間: 約6.5時間 (=64頭÷39頭×2回搾乳×2人)	ミルキングパーラー (パラレル8W)  1時間当たり 回転数4.0 ^{※2} 搾乳時労働力2人 搾乳回数2回 1時間当たり搾乳頭数: 64頭 (=16頭(8W)×4.0回転) 1日当たり搾乳労働時間: 4時間 (=64頭÷64頭×2回搾乳×2人)
<<当該経営における労働負担軽減の効果>> 年間削減労働時間: 912.5時間 (=(6.5-4)時間×365日) 搾乳牛1頭当たり削減労働時間: 約14.25時間 (=912.5時間÷64頭)	<<労働条件の改善によるゆとりの活用>> ○楽酪応援会議として性別別精液を活用するための勉強会を開催する ○楽酪応援会議の構成員全体で牛舎周辺清掃及び環境の美化活動を実施する ○疾病時の互助協定を締結し、労働負担軽減経営体が積極支援農家として労役拠出を行う
※1、2 県内導入事例の実測データ (県内振興局調べ)	成果目標値 ▲13.4%

ミルクパーラーの増設事例①

【経営概要】 ○経産牛 128 頭 (搾乳牛 110 頭) ○労働力 4 人

現状方式	機械装置導入後
ミルキングパーラー (ヘリングボーン6W) ※一斉退室(自動離脱あり) 1時間当たり回転数4.0 搾乳労働力2人 搾乳回数2回 1時間当たり搾乳頭数: 48頭 (=12頭(6W)×4.0回転) 1日当たり搾乳労働時間: 約9.2時間 (=2.29時間×2回搾乳×2人)	ミルキングパーラー (パラレル8W) ※一斉退室(自動離脱あり) ◎4ポイント(2W)増設+ミルカ-自動離脱4台導入 1時間当たり回転数4.0 搾乳労働力2人 搾乳回数2回 1時間当たり搾乳頭数: 64頭 (=16頭(8W)×4.0回転) 1日当たり搾乳労働時間: 約6.9時間 (=1.72時間×2回搾乳×2人)
<<当該経営における労働負担軽減の効果>> 年間削減労働時間(自動離脱付搾乳ポイント増設分) : 840時間=(9.2-6.9)時間×365日 搾乳牛1頭当たり削減労働時間: 約9.2時間=(840時間÷110頭)	成果目標値 ▲8.7%

※標準的回転数を設定

ミルクパーラーの増設事例②



【経営概要】 ○経産牛 128 頭 (搾乳牛 110 頭) ○労働力 4 人

現状方式	機械装置導入後
ミルキングパーラー (パラレル 6W) ※順次退室 (自動離脱なし) 1 時間当たり回転数 3.0 搾乳労働力 2 人 搾乳回数 2 回 1 時間当たり搾乳頭数 : 36 頭 (=12 頭 (6W) × 3.0 回転) 1 日当たり搾乳労働時間 : 約 12.2 時間 (=3.05 時間 × 2 回搾乳 × 2 人)	ミルキングパーラー (パラレル 8W) 順次退室 (自動離脱あり) ◎4ポイント(2W)増設+ミルカ-自動離脱 16 台導入 1 時間当たり回転数 3.0 搾乳労働力 2 人 搾乳回数 2 回 1 時間当たり搾乳頭数 : 48 頭 (=16 頭 (8W) × 3.0 回転) 1 日当たり搾乳労働時間 : 約 9.2 時間 (=2.29 時間 × 2 回搾乳 × 2 人)
≪当該経営における労働負担軽減の効果≫ ①年間削減労働時間(搾乳ポイント増設分) : 1095 時間 = (12.2 - 9.2) 時間 × 365 日 搾乳牛 1 頭当たり削減労働時間 : 約 10.0 時間 = (1095 時間 ÷ 110 頭) ②搾乳牛 1 頭当たり削減労働時間(自動離脱導入分) : 8 時間 (規定値) 成果目標値 搾乳牛 1 頭当たり削減労働時間 (合計) : 約 18 時間 ▲17%	

※標準的回転数を設定

バンスクレーパー(バークリーナー)の申請例

【経営概要】 ○経産牛 41 頭 (搾乳牛 35 頭) ○労働力 3 人

現状方式	機械装置導入後
スコップ+一輪車による人力での運び出し (尿溝に溜まったふんを スコップで除し、一輪車で 畜舎外に排出) 	バークリーナーによる 排出 
除ふん作業 1 人、1 日 2 回 (朝夕各 1 回) 1 日当たりの除ふん作業時間 : 約 1 時間 (朝夕 1 回 × 1 日 2 回 × 30 分 / 回)	自動化

≪当該経営における労働負担軽減の効果≫

年間削減労働時間 : 365 時間
 (= 1 時間 × 365 日)
 搾乳牛 1 頭当たり削減労働時間 : 約 10.4 時間
 (= 365 時間 ÷ 35 頭)

成果目標値
▲9.8%

≪労働条件の改善によるゆとりの活用≫

- 楽酪応援会議として性別別精液を活用するための勉強会を開催する
- 楽酪応援会議の構成員全体で牛舎周辺清掃及び環境の美化活動を実施する
- 疾病時の互助協定を締結し、労働負担軽減経営体が積極支援農家として労役拠出を行う

(4) 機械装置導入に当たっての付属機器等の考え方

要綱要領別添1の注意書きでは、「⑤機械装置の設置に必要となる簡易な資材・装置を対象に含むことができるものとする」とされており、機械装置導入に当たっての付属機器等の考え方は次のとおりとなっています。

なお、本事業でこれらを含んだ機械導入を要望する場合は、これらの付属機器等が明示された見積書を取得して下さい。

また、要望調査票の導入希望の機械装置の金額欄には、本体価格等と合算して記載していただくことになります。

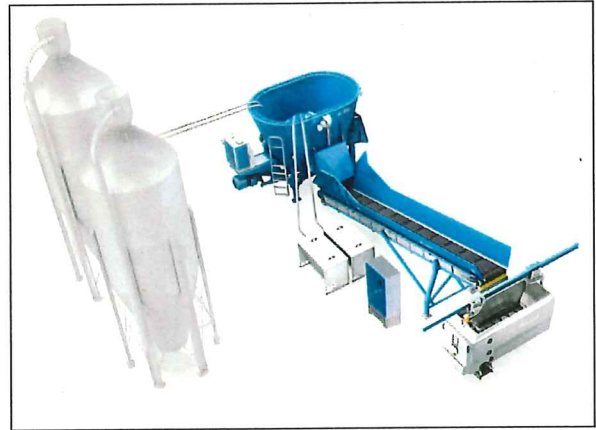
	必要な付属機器等の条件	付属の対象機器等
搾乳関係機械装置の付属機器		
○	導入する搾乳関係機械装置の能力を発揮させるために必要な付属機器	
	<ul style="list-style-type: none"> 搾乳ユニット搬送レール自動などの導入（増設を含む）により、ミルク自動離脱装置付き搾乳ユニットでの同時搾乳頭数が増える場合、 導入するミルク自動離脱装置が、乳量計付き、乳量表示付き等の仕様で通信機能付きの場合、 	<p>その最大乳流量を受容可能なミルク配管を有する「パイプラインミルク（受乳装置、洗浄装置、真空発生装置を含む）」</p> <p>乳量データ等の記録・アラート通知、自動給餌機との連動機能の付加に必要な「飼養管理ソフト」</p>
○	搾乳ユニット搬送レール（自動、手動）の設置・稼働に不可欠な簡易な資材	パイプラインミルク、配管径をサイズアップしたミルク配管、搾乳ユニットとの自動接続に適合するミルクタップ、レール吊下げ支持部材
○	搾乳ロボットやミルクパーラーを導入する場合の高度化対応装置	個体識別ゲート、搾乳ロボット専用の予冷装置及びバッファタンク
飼料給与関係機械装置の付属機器		
○	自動給餌機（吊下レール式、トロリー式または地上レール式）を導入する場合において、飼料を調製・投入するための付帯装置	サイレージストッカー、サイレージエレベーター、ベルトコンベア、定置式ミキサー
○	導入する自動給餌機、自走式配餌車、及びほ乳ロボットの設置・稼働に不可欠な簡易な資材等	吊下レール、地上レール、トロリー、吊下レール支持部材、管理ソフト
家畜飼養管理機械装置の付属機器		
	家畜飼養管理機械装置の稼働・管理に必要な資材等	管理ソフト
	導入する敷料散布機の設置・稼働に不可欠な簡易な資材等	走行レール、走行レール支持部材、敷料用ストッカー、ストッカー用エレベーター、管理ソフト

なお、パソコンの導入、保守料及びメンテナンス料等後年度にわたる経費は、付属機器等に該当しないので、見積積算の算入はできません。

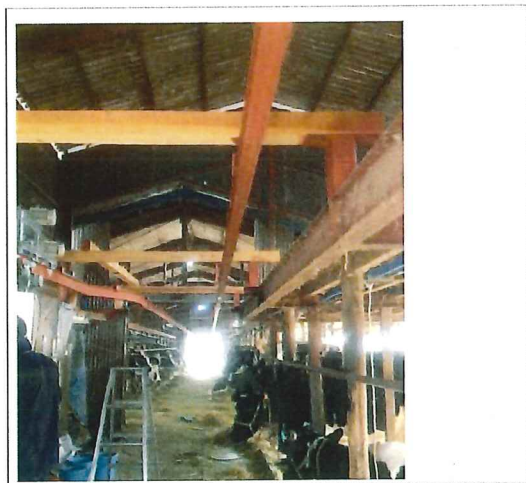
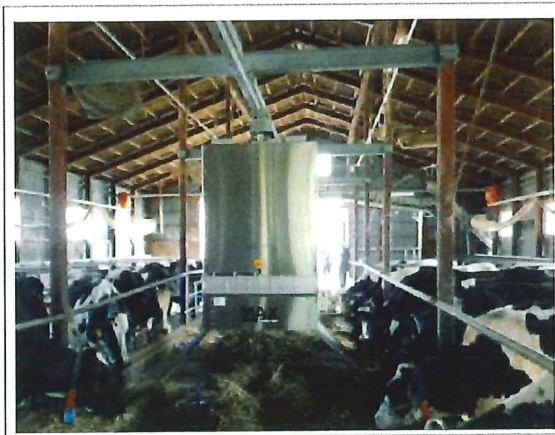
- 自動給餌機等に飼料を投入するための機械
(サイレージストッカー、サイレージエレベーター、ベルトコンベア)



- 投入する飼料を調製するための TMR ミキサー (ただし定置式ののものに限る) とコンベアのセット導入



- 自動給餌機の吊下レール、地上レール、トロリー、吊下レール支持部材



6 労働時間削減効果分析の評価点について

(畜産 ICT 事業：実施要領別紙 8 の別添 4 労働時間削減効果分析)
 (楽酪 G0 事業：実施要綱別添 1 の 2 の別添 労働時間削減効果分析)

応援会議は、労働負担軽減経営体の事業参加要望の労働時間削減効果の評価を踏まえ、労働負担軽減経営体間の優先順位を決定し、その総合評価結果を取りまとめ、事業実施計画書を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとなっている。

そして、事業実施主体は、応援会議から提出のあった総合評価結果を集約の上、全国の労働負担軽減経営体間の優先順位を取りまとめ、農林水産省及び農畜産業振興機構と協議の上、配分予定額を決定することとなっており、重要な分析指標となっている。

(1) 評価点と事業採択

両事業は、応援会議において要望のあった経営体の点数評価を実施した上で、本会において全国の総合評価結果をとりまとめ、畜産局長または機構理事長に報告し、最終的に採択する仕組みとなっています。

(2) 評価点の算出式

評価点数の算出式は以下のとおりです。

$$\text{評価点数} = \text{補助金申請額 (円)} \div \text{削減が期待される年間総労働時間} \times \text{係数} \div 10,000$$

(3) 削減が期待される年間労働時間の考え方

削減が期待される年間総労働時間は、両事業ともに要綱要領で定める「労働時間削減効果分析」において定められる「削減が期待される年間労働時間の考え方」を用いて計算していただきます。

ア 【搾乳作業】

(搾乳方式)

	搾乳牛 1 頭当り搾乳時間 (時間/頭・年)
バケツ及びパイプライン方式 (自動離脱装置なし)	4 8
バケツ及びパイプライン方式 (自動離脱装置あり)	4 0
搾乳ユニット手動搬送方式 (自動離脱装置なし)	4 6
搾乳ユニット手動搬送方式 (自動離脱装置あり)	3 8
搾乳ユニット自動搬送方式	3 4
ミルクパーラー方式 (自動離脱装置なし)	4 2
ミルクパーラー方式 (自動離脱装置あり)	3 4
搾乳ロボット方式	7

(乳頭洗淨)

	搾乳牛 1 頭当り労働時間 (時間/頭・年)
人力による乳頭洗淨	8
自動乳頭洗淨機による洗淨	6

イ 【給餌作業】

(牛)

	牛 1 頭当り給餌時間 (時間/頭・年)		
	乳用牛 (搾乳)	繁殖 (出荷子牛)	肥育 (出荷牛)
人力による給餌方式	4 3	3 8	3 1
自動餌寄せ方式	4 0	3 5	2 8
稲わら細断機	—	—	2 7
自走式配餌車による給餌方式	3 7	3 2	2 6
自走式配餌車 + 自動餌寄せ方式	3 4	2 9	2 4
自動給餌方式 (濃厚飼料)	1 6	1 4	1 2
自動給餌 (濃厚飼料) + 自動餌寄せ方式	1 3	1 1	9
自動給餌方式 (濃厚・粗飼料)	1 4	1 2	1 0
自動給餌 (濃厚・粗飼料) + 自動餌寄せ方式	1 1	9	7

(子牛 (ほ乳))

	牛 1 頭当りほ乳時間 (時間/頭・年)		
	乳用牛 (搾乳)	繁殖 (出荷子牛)	肥育 (出荷牛)
人力によるほ乳方式	3		
ほ乳ロボット方式	0		
移動式ほ乳機方式	2		

ウ 【生産管理作業】
(繁殖管理・肥育管理)

	牛1頭当たり労働時間 (時間/頭・年)		
	乳用牛 (搾乳)	繁殖 (出荷子牛)	肥育 (出荷牛)
人力による観察方式	14	8	5
発情発見装置の活用	12	5	—
分娩監視装置又は行動監視装置の活用	13	5	3
発情発見装置+分娩監視装置又は行動監視装置の活用	11	2	—

(放牧管理)

	牛1頭当たり労働時間 (時間/頭・年)		
	乳用牛 (搾乳)	繁殖 (出荷子牛)	肥育 (出荷牛)
人力による管理方式	9		
行動監視装置の活用	7		

(除糞作業)

	牛1頭当たり労働時間 (時間/頭・年)		
	乳用牛 (搾乳)	繁殖 (出荷子牛)	肥育 (出荷牛)
ホイールローダー等バンスクレーパーによらない除糞	5	4	4
バンスクレーパーによる除糞	0	0	0

(敷料散布作業)

	牛1頭当たり労働時間 (時間/頭・年)		
	乳用牛 (搾乳)	繁殖 (出荷子牛)	肥育 (出荷牛)
人力による敷料散布	3		
敷料散布機による敷料散布	0		

エ アからウについては、実例を調査した資料を添付することにより、当該地に置き換えることができるものとする。

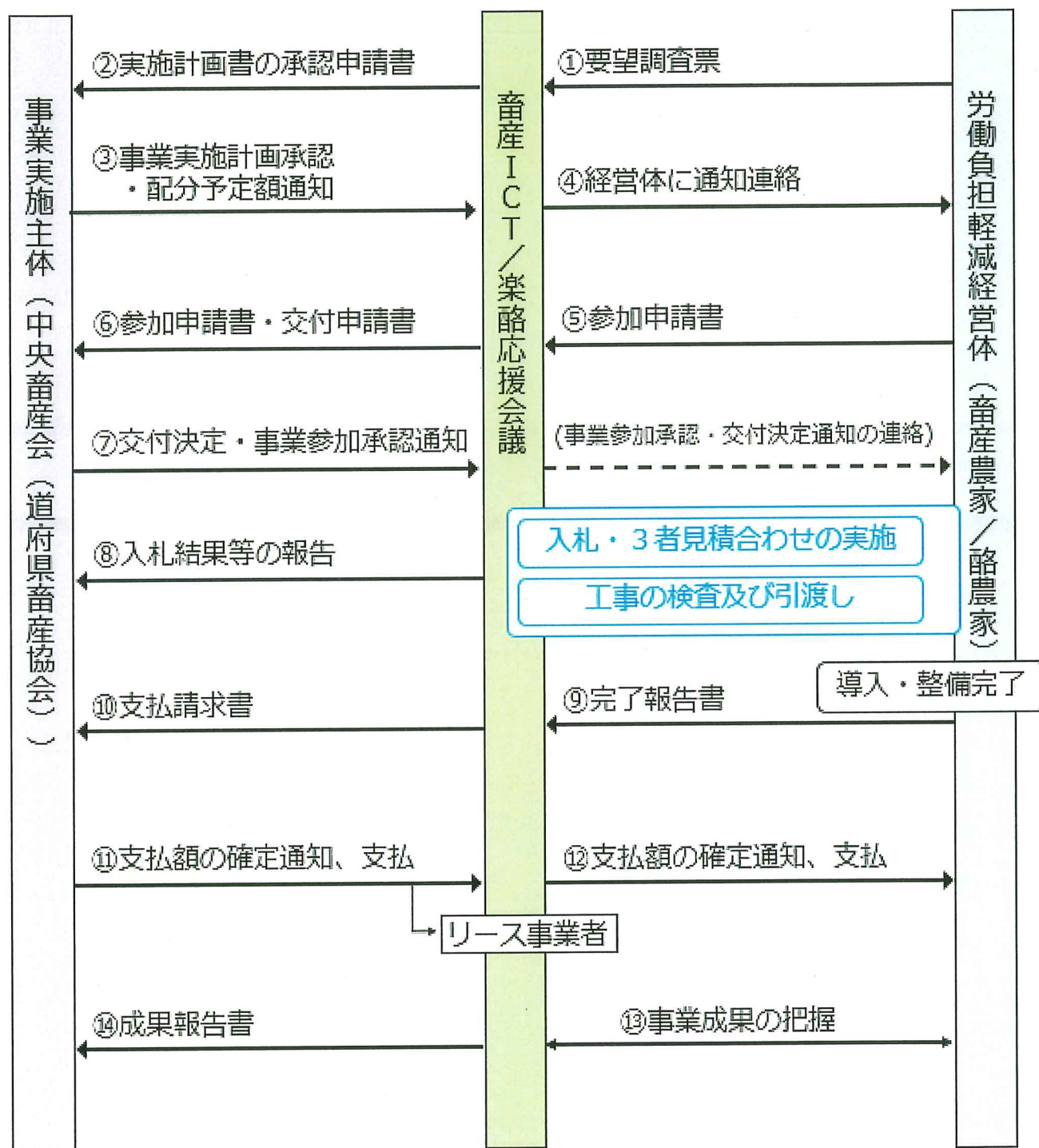
(4) 係数

区分	項目	値	対象畜種		
			酪	繁	肥
1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営 (1)主たる経営者が45歳未満 (2)主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保	0.9	○	○	○
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	0.95	○	○	○
2 乳用後継牛	① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営	0.9	○		
	② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	0.95	○		
3 その他	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95	○	○	○
	② 畜産従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95	○	○	○
	③ 地震・台風等により被災した経営	0.9	○	○	○
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	0.95	○	○	○
	⑤ 牛群検定に加入している経営	0.9	○		
	⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	0.95	○	○	
	⑦ 応援会議の構成員の中で、JGAP家畜・畜産物の認証農場又は、GAP取得チャレンジシステムの確認済み農場がある場合	0.95	○	○	○
	⑧ 応援会議の構成員の中に、農場HACCP認定農場がある、又は農場HACCP推進農場として指定されている経営がある場合	0.95	○	○	○
	⑨ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている経営	0.9	○	○	○
	⑩ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和6年法律第63号)に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けている経営 (注)	0.8	○	○	○
	⑪ 作業安全に関する取組を実施している経営がある場合	0.9	○	○	○
	⑫ その他、地域への貢献度が高い取組と事業実施主体が特に認めた取組に参加する経営	0.9	○	○	○

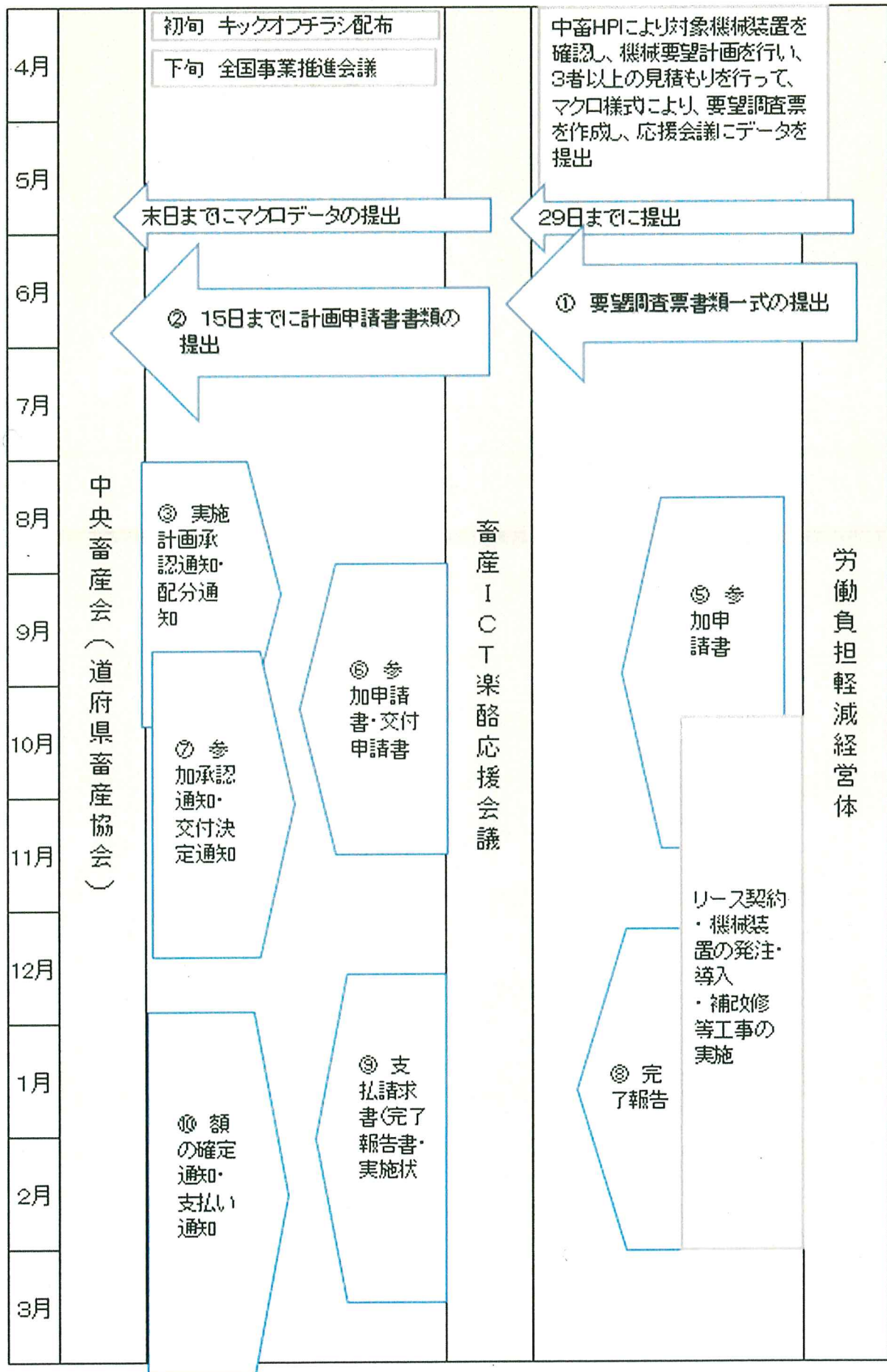
(注) 畜産 ICT 事業のみの項目である。

II 令和8年度における事業手続きの流れについて

(畜産 ICT/楽酪 GO 事業共通)



畜産ICT事業・楽酪GO事業年間スケジュール(モデルケース)



Ⅲ 機械装置の導入等に対する留意事項について

1 機械装置の導入に係る共通事項

(畜産 ICT 事業：実施要領別紙 8 の第 7 の 2)

(楽酪 G0 事業：実施要領第 7 の 4 の (1))

- (1) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の選定に当たって、過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものを選定する。
- (2) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の購入先の選定に当たっては、当該機械装置の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積を提出させること等により、事業費の低減に向けた取組みを行う者とする。
- (3) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、常に良好な状態で管理し、補助対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。
- (4) 労働負担軽減経営体が国庫補助事業等により機械装置の導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
⇒労働負担軽減経営体は、要望調査票提出時に、現状の保有する機械装置が国庫補助事業等（畜産クラスター関連事業含む。）により導入した機械装置がある場合は、当該補助事業名、導入年度、その成果目標の達成状況等別途資料を添付・提出し、達成していることを報告して下さい。
- (5) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置を法定耐用年数（農業用設備は 7 年）以上利用するものとする。
- (6) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
⇒① リース方式の場合は、必ず契約しようとするリース会社が動産総合保険等の保険に加入するかを確認し、契約すること。また、特約で加入となっている場合は、特約を申し込むこと。
② **購入方式の場合、及びリース方式であるがリース会社以外の場合は、動産保険等の対象となることが分かる資料を提出して下さい。**
- (7) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械装置の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。
⇒以下も参考として活用するなどにより、機械の導入における利用簿等の作成を進めてください。

機械装置利用簿（令和〇年度）（例 1（毎日利用するもの））

事業名 畜産 ICT 事業

農家名 中畜 太郎

No.	機械装置名	メーカー	定期点検者	定期点検		修理・整備等の記録等
				点検時期	実施日	
1	搾乳ロボット	メーカー名	メーカー等	〇年〇月	〇月〇日	〇/〇故障が発生し、メーカーに点検依頼
2	自動給餌機	メーカー名	メーカー担当等	〇年〇月	〇月〇日	定期点検

機械装置利用簿（令和〇年度）（例（必要に応じて利用するもの））

事業名 畜産 ICT 事業

農家名 中畜 太郎

No.	機械装置名 (導入日などを記入)	メーカー	ストッパー などの製造 番号	定期点検		導入牛No.、修理・整備 等の記録等
				導入日	取外し	
1	分娩監視装置（〇月×日）	メーカー名	機械No.〇	〇年〇月	〇月〇日	花子牛 緑子牛
				×年〇月	×月〇日	
			機械No.×	〇年〇月	〇月〇日	×〇号牛

- (8) 労働負担軽減経営体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合、速やかにその旨を畜産ICT/楽酪応援会議を經由して中央畜産会に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、中央畜産会は、必要がある場合は、現地調査を実施、報告事項の確認を行うものとする。

- (9) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに畜産ICT/楽酪応援会議に報告し、報告を受けた畜産ICT/楽酪応援会議は報告内容を確認し、速やかに中央畜産会に報告するものとする。

中央畜産会は、当該報告を受けたときは、当該機械装置の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、農林水産大臣及び農畜産業振興機構理事長（以下、「機構理事長」という）に報告するものとする。

なお、中央畜産会が、当該機械装置の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、農林水産大臣及び機構理事長に報告を行い、その確認を受けるものとする。

なお、災害等の報告を行う場合は、「ICT化等機械装置導入事業における「機械装置導入及び生産方式転換のための一体的な施設整備事業」により取得した財産の処分の取扱い」を参考に作成して下さい。

（「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程」別記7を参照してください。）

⇒https://jlia.lin.gr.jp/ict-raku/r7ICT_kitei.pdf

（参考）

補助対象財産の処分に関する規程を参照してください。

【畜産 ICT 事業】

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について

https://www.maff.go.jp/j/aid/riyo_syobun/attach/pdf/index-14.pdf

【楽酪 GO 事業】

畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い

<https://www.alic.go.jp/content/001264926.pdf>

- (10) 労働負担軽減経営体は、ICT 機械装置を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、システムサービスの提供者とデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとなっております。

畜産振興課課長補佐通知(抜粋)

(参考) 想定される主な機械装置

(1) 搾乳関係機械装置

搾乳ロボット

(2) 家畜飼養管理機械装置

発情発見装置、分娩監視装置、行動監視装置

※AI ガイドラインへの該当の有無については、各メーカーで整理されているため、上記以外の機械装置も AI ガイドラインへ該当することがあります。

(畜産 ICT 事業：実施要領別紙8の第7の2の(1)のク)

(楽酪 GO 事業：実施要綱別添1の2の第7の4の(1)のコ)

- (11) 本事業は単年度事業であることから、労働負担軽減経営体は、令和9年2月末までに補助対象機械装置の導入が可能である当該機械装置を選定し、導入を終えるものとする。

2 リース方式の場合の留意事項

(1) 貸付期間

ア 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転する場合

補助対象機械装置の貸付期間は、1年から法定耐用年数までの範囲内（中古品の場合は法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）で、リース事業者が貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転することを前提に、法定耐用年数以内で法定耐用年数の70%以上（1年未満の端数は切り捨て）の期間で、労働負担軽減経営体とリース事業者が合意した期間とする。

なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、労働負担軽減経営体に所有権が移転された後、労働負担軽減経営体において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。

$$\text{農業用設備耐用年数 } 7 \text{ 年} \times 70\% = 4.9 \text{ 年} \Rightarrow 4 \text{ 年以上}$$

注：（1年未満の端数は切り捨て）

イ 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を移転しない場合

補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）とする。

なお、貸付期間終了後の補助対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めるものとする。

また、再リースを行う場合にあつては、補助対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、事業実施主体がリース事業者を指導するものとする。

(2) 貸付期間終了後の補助対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、補助対象機械装置について、(1)に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額を労働負担軽減経営体との間で、あらかじめ設定していた場合において当該貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により、労働負担軽減経営体に当該機械装置の所有権を移転することができる。

(3) 途中解約の禁止

労働負担軽減経営体は、貸付期間中のリース契約を解約できないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として労働負担軽減経営体がリース事業者に支払うものとする。

なお、応援会議は、労働負担軽減経営体がリース契約を解約する場合は、事前に中央畜産会会長に利用状況について報告（様式任意）を行い、承認を得るものとする。

この場合、要綱要領に基づき、中央畜産会は応援会議に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることがありますので、確実に事前の報告をしてください。

(4) 貸付料の基準

ア 基本貸付料

基本貸付料は、補助対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該機械装置の貸付期

間で除して得た額とする。

イ 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、当該機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力低廉な額とするよう努めるものとする。

(5) 契約書類等の提出

ア リース事業者は、リース契約書の内容に事業名、機械装置のメーカー名、型式、及び当該機械装置の取得価額と補助金額を明記するものとする。

イ 労働負担軽減経営体は、リース事業者とリース契約を締結した場合、速やかにその契約に係る書類の写しを、畜産ICT/楽酪応援会議を経由して中央畜産会に提出するものとする。

(6) その他

① 本事業では、農業協同組合等による「再貸付け」は実施しません。

② 事業実施計画書承認前に、農家がリース申込みを行った場合、手続き上、不適切と判断せざるを得ない場合もあるため、留意頂きますようお願いいたします。

3 購入方式の場合の留意事項

(1) 助成対象は、

- ① 地震・台風等の災害時の際、家畜の移送作業や在庫飼料の提供等の地域の互助協定に参加する経営。
- ② 酪農従事者の疾病時等の際、当該酪農経営の経営継続のため、飼養管理の補助や育成牛の受け入れ等の地域の互助協定に参加する経営
のいずれかに該当する労働負担軽減経営体に限るものとする。

特に①の災害時の互助協定については、次の「災害時の協力協定策定時における必須と考えられる事項」を確認することとなります。

平成29年4月27日の第1回全国事業推進会議の資料

(参考)

災害時の協力協定とは

- 災害時の発生時には、まずは人命救助が第一であることは当然であるものの、毎日の飼養管理が必要な家畜に対する営農継続性の確保は、農家被害の最小化という経済的な側面のみならず、動物生命への対応という社会的な側面も持ち合わせるという認識が必要。
- このため、地域における情報伝達の体制整備を始めとした、災害発生時の対応に備えた協力協定の整備は重要。

〈災害時の強力協定策定時における**必須と考えられる事項**〉

1 災害への備え

- ① 施設機械の破損箇所の補改修や予備物品の確保
- ② 停電に備え、照明や搾乳のための電力確保の準備
- ③ 断水に備え、1日当たりの家畜の需要量の把握
- ④ 災害時の情報伝達先の整理
- ⑤ 施設改修、機器レンタル等の緊急連絡先の整理

2 災害発生時の対応

- ① 携帯電話等の通信手段の確保、ラジオ等からの情報入手
- ② 家畜、電気・水、搾乳機器、施設、飼料庫、作業用機器等の被害の確認
- ③ 被害の有無等に関する情報伝達先への連絡

3 営農継続のための対応

- ① 発電機の利用に関する注意事項（運転する機器に優先順位を付け、1台ずつ運転し、ショートに注意 など）
- ② 可能な場合、搾乳作業が困難な周辺農家の支援
- ③ バルククーラーの乳温管理
- ④ 断水の場合、中古バルククーラーやポリ容器等を用いた貯水タンクの準備
- ⑤ 搾乳機器、作業用機器の正常動作に関する確認
- ⑥ サイレージ等の被覆資材の損傷の確認
- ⑦ 暫くの間、集乳が困難な場合、搾乳牛の急速乾乳の実施
- ⑧ 飼養継続が困難な乳用牛の公共牧場等への預託
- ⑨ 可能な場合、搾乳作業が困難な酪農家の飼養する搾乳牛の受託

(2) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管する。当該機械装置の導入後、その写しを速やかに応援会議に提出するものとする。

応援会議は、労働負担軽減経営体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(3) 労働負担軽減経営体は、事業により整備した補助対象機械装置について、その処分制限期間内に当初の補助目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条に基づく財産処分として、当該機械装置を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、**「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」**に準じて、畜産ICT/楽酪応援会議を経由して、中央畜産会の承認を得なければならない。

この場合において、中央畜産会は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣及び機構理事長の承認を得なければならない。

(畜産ICT事業別添6-1(第8の2の(1)関係)の「ICT化等機械装置等導入事業要望調査票」の「補助金及び要望調査に関する確認書」の5として「補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する場合があることを承諾します。」)。

(楽酪G0事業別記様式第1号-1の「酪農経営支援総合対策事業(酪農労働省力化対策事業)要望調査票」の「補助金及び要望調査に関する確認書」の5として「補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する場合があることを承諾します。」)。

(4) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械装置の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、畜産ICT/楽酪応援会議を経由して中央畜産会に届け出るものとする。

中央畜産会は、届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、農林水産大臣又は機構理事長に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

(5) **労働負担軽減経営体が購入方式による導入を希望する場合は、応援会議の確認が必要**なので、事前に応援会議に相談して下さい。

ア 労働負担軽減経営体が機械装置を購入して導入する場合、次のいずれかに該当するときに限り、応援会議に対して必要な経費を補助するとなっている。

① 労働負担軽減経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき

② ①に定める場合のほか、購入方式を行うことが、応援計画の達成のために必要であると応援会議が認めるとき

(畜産 ICT 事業：実施要領別紙 8 の第 4 の 1 の (2))

(楽酪 GO 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 4 の 6 の (2))

イ 応援会議は、事業実施計画承認申請書又は事業参加申請書を提出する際に、労働負担軽減経営体が購入方式で機械装置を導入する応援会議は、次の内容について整理し、中央畜産会の確認を得るものとなっている。

① 機械装置の購入を希望する労働負担軽減経営体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書、融資証明書等により、支払い可能であることが確認されていること。

(畜産 ICT 事業：実施要領別紙 8 の第 8 の 3 の (3) のア)

(楽酪 GO 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 6 の 4 の (2))

② 機械装置の導入に対して、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」に準じて、費用対効果分析が実施され、投資効率等が確認されていること

(畜産 ICT 事業：実施要領別紙 8 の第 8 の 3 の (3) のイ)

4 補助金の支払等に係る留意点

(1) 畜産 ICT 事業の場合

ア 補助金の請求及び支払について

- ① 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の導入が完了した場合、事業完了報告書（別添16）を作成し、各種必要書類を添えて畜産ICT応援会議に提出してください。

（畜産ICT事業：実施要領別紙8の第10の3の（1））

- ② 畜産ICT応援会議は、支払請求書（別添17）を作成し、①により労働負担軽減経営体から提出があった書類を添えて、中央畜産会に提出してください。

なお、応援会議は提出に際し、①により提出のあった事業完了報告書について、審査・検査を行い、補助対象機械装置の導入が計画どおりに行われていることを確認していただく必要があります。

（畜産ICT事業：実施要領別紙8の第10の3の（2））

- ③ 中央畜産会は、②により提出された楽酪応援会議からの支払請求書について、その内容を確認の上、支払額を確定し通知します。

なお、リース方式の場合、補助金の支払先として、楽酪応援会議がリース事業者を指定した場合は、中央畜産会から直接リース会社等へ請求額を支払うことができます。

（畜産ICT事業：実施要領別紙8の第10の3の（3））

⇒ 機械装置をリース方式で導入する場合、極力、中央畜産会から直接リース事業者へ請求額を支払うことを選択してください。

- ④ ③により補助金の支払通知を受けた応援会議は、労働負担軽減経営体に支払額が確定された旨を通知してください。

⇒ 畜産ICT応援会議が一時的に代金等の立替をして、補助金入金後、その金額を戻入処理することは認めません。

⇒ 畜産ICT応援会議からの入金処理を選択した場合、入金後20日以内にリース事業者を支払ってください。また、労働負担軽減経営体を支払った場合は、畜産ICT応援会議は労働負担軽減経営体に対して、リース業者を支払ったことが確認できる証拠書類を提出させてください。

⇒ 購入方式で労働負担軽減経営体を支払った場合、畜産ICT応援会議は労働負担軽減経営体が機械装置を購入した販売業者又は施設の整備業者に支払金額を全額支払ったことを確認してください。

イ 補助金の返納について

畜産 ICT 応援会議推進事業、機械装置導入事業では、補助金の返納が規定されています。

（畜産ICT事業：実施要領別紙8の第11）

特に、機械装置導入事業では、中央畜産会は畜産 ICT 応援会議から、補助対象機械装置の処分制限期間中、当該機械装置の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった

場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、畜産 ICT 応援会議又はリース事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとしているので注意していただきたい。

- ① リース契約を解約したとき
- ② 労働負担軽減経営体が経営を中止したとき
- ③ 導入した当該機械装置が滅失したとき
- ④ 申請書等に虚偽の記載をしたとき
⇒ 申請内容と違う機械装置が導入された場合も対象となる可能性あり
- ⑤ リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき
- ⑥ 実施要領等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき

なお、返還に関する承認・報告を行う場合は、「ICT化等機械装置導入事業における「機械装置導入及び生産方式転換のための一体的な施設整備事業」により取得した財産の処分の取扱い」を参考に作成して下さい。

（「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程」別記7を参照してください。）

⇒https://jlia.lin.gr.jp/ict-raku/r7ICT_kitei.pdf

(2) 楽酪 G0 事業の場合

ア 補助金の請求及び支払について

- ① 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の導入又は施設の整備が完了した場合、事業完了報告書（別記様式第7号）を作成し、各種必要書類を添えて楽酪応援会議に提出してください。

（楽酪G0事業：実施要領第11の3の（1））

- ② 楽酪応援会議は、支払請求書（別記様式第8号）を作成し、①により労働負担軽減経営体から提出があった事業完了報告書（別記様式第7号）を添えて、中央畜産会に提出してください。

なお、応援会議は提出に際し、①により提出のあった事業完了報告書について、審査・検査を行い、補助対象機械装置の導入、機械装置の導入と一体的な施設の整備が計画どおりに行われていることを確認していただく必要があります。

（楽酪G0事業：実施要領第11の3の（2））

- ③ 中央畜産会は、②により提出された楽酪応援会議からの支払請求書について、その内容を確認の上、支払額を確定し通知します。

なお、リース方式の場合、補助金の支払先として、楽酪応援会議がリース事業者を指定した場合は、中央畜産会から直接リース会社等へ請求額を支払うことができます。

（楽酪G0事業：実施要領第11の3の（2））

⇒ リース方式で機械導入または施設整備を行う場合、極力、中央畜産会から直接リース事業者へ請求額を支払うことを選択してください。

- ④ ③により補助金の支払通知を受けた応援会議は、労働負担軽減経営体に支払額が確定された旨を通知してください。
- ⇒ 楽酪応援会議が一時的に代金等の立替をして、補助金入金後、その金額を戻入処理することは認めません。
- ⇒ 施設整備費用は購入方式になる場合が多いことから、楽酪応援会議には実施計画時に会計処理規定及び会議の口座の預金通帳の写しを提出していただきます。
- ⇒ 楽酪応援会議は、本会から支払を受けた場合、速やかに労働負担軽減経営体に対して支払いを行うとともに、支払を受けた労働負担軽減経営体が施設の整備業者や販売業者（リース会社）等に請求金額を全額支払ったことを確認してください。
- ⇒ 楽酪応援会議からの入金処理を選択した場合、入金後20日以内に施設の整備業者や販売業者（リース会社）等に支払ってください。また、労働負担軽減経営体が支払った場合は、楽酪応援会議に対して、支払ったことが確認できる証拠書類を提出してください。

イ 補助金の返納について

楽酪応援会議推進事業、機械装置の導入及び機械装置と一体的な施設整備では、補助金の返納が規定されています。

(楽酪 G0 事業：実施要綱別添 1 の 2 の第 1 5)

特に、機械装置導入事業では、中央畜産会は楽酪応援会議から、補助対象機械装置の処分制限期間中、当該機械装置の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、楽酪応援会議に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとしているので注意していただきたい。

- ① リース契約を解約したとき
- ② 労働負担軽減経営体が経営を中止したとき
- ③ 導入した当該機械装置が滅失したとき
- ④ 申請書等に虚偽の記載をしたとき
⇒ 申請内容と違う機械装置が導入された場合も対象となる可能性あり
- ⑤ リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき
- ⑥ 実施要綱等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき

5 成果検証について

(1) 今年度の成果報告

ア 令和6年度に

- ① ICT化等機械装置等導入事業
- ② 酪農経営支援総合対策事業(酪農労働省力化対策事業)
を実施した畜産ICT応援会議/楽酪応援会議は、今年度の6月30日までに事業成果報告書を事業ごとに提出して下さい。

イ 事業成果報告書の様式は、次の通りです。

対象事業	成果報告書様式
ICT化等機械装置等導入事業	令和6年度実施要領 別紙8の別添10
酪農経営支援総合対策事業 (酪農労働省力化対策事業)	令和6年度同実施要領 別記様式第9号

注：成果報告様式については、本会ホームページにエクセル版の成果報告様式を掲載することとしております。

ウ 提出に当たっての注意

成果報告は、

- ① 事業を実施した応援会議から提出があったか、
- ② 事業を実施した労働負担軽減経営体の報告があったか、削減率の異常な数値はないか
- ③ 応援会議の削減率は10%以上か
という確認・審査が行われます。

このため、提出書類は、基本的には、事業成果報告書だけですが、応援会議の削減率が10%以下の場合は、作業日誌等検証を行った資料も提出して下さい。

なお、エクセルファイルでの提出が可能であれば、鑑文の成果報告書と応援会議の成果報告をメールで報告いただきますよう応援会議に対し協力方よろしく願います。(メールで送信があれば、郵送での書類提出は必要ありません。)

(2) 成果の報告

ア 応援会議は、事業実施の翌々年度の6月30日までに、本会に成果報告を提出する必要があります。

イ 報告すべきポイントは、①機械導入前の総労働時間、②機械導入後の総労働時間、③両者の間の削減率です。

ウ 導入前と導入後の記録の時期は同じ時期としてください。

エ 記録は事業の完了した翌年度から起算して5年間保存してください。

オ これまでの、成果報告において削減率が10%未満の応援会議があり、国等から指導を受けて、調査等を実施しておりました事例がありました。

今後、成果報告の削減率が10%を満たない応援会議の場合は、以下の項目について整理し、成果報告とともに提出して下さい。

- ① 成果目標が未達である原因及び問題点
- ② 成果目標達成のための改善方策

- ③ 次年度に対する改善計画及び実績
- ④ 改善計画を実施するための推進体制

なお、①から④までは、成果目標を達成できるまで、毎年度6月30日までに報告していただくこととなります。(この間、未達の応援会議として要望審査を行うこととなります。)

(3) 成果検証の基本的な考え方

本事業における成果目標の設定に当たっては、全国的に統一的な手法として、「削減が期待される年間労働時間の考え方」により試算された各労働負担軽減経営体の削減労働時間を使用し、応援会議全体として削減目標を作成していただいております。

なお、応援会議は、労働時間の削減率(10%以上低減)を目標設定することとされています。

(畜産ICT事業：実施要領別紙8の第6の2)
(楽酪GO事業：実施要綱別添1の2第5の2)

一方、成果報告に当たっては、実際の削減効果を測る必要があることから、実施計画に記載された経営体の実態を個別に検証する必要があります。

(4) 検証の対象

本事業では、削減効果を確認するため、労働負担軽減経営体における事業実施前後の労働時間(1人あたりの年間労働時間)を検証していただきます。

なお、検証は労働負担軽減経営体における総労働時間となります。

(5) 検証にあたっての留意点

ア 検証方法

- ① 具体的な労働時間の測定方法については、各応援会議において任意としますが、以下のような方法が考えられます。
 - 作業日誌等を用いた労働負担軽減経営体自身の記録記帳に基づく検証
 - 多数の従業員が、分業制、シフト勤務制、定時の休憩時間制などにより勤務している場合に、タイムカード等の勤怠管理資料による検証
 - 地域の支援機関、外部コンサルタントなど活用した第三者による調査
- ② 検証方法は①に限るものではありませんが、第三者に対し、測定方法の客観性や妥当性が説明できる方法としてください。また、どのような検証を行う場合においても、各応援会議内において、原則、統一的な検証方法として下さい。

イ 検証時期・期間

- ① 検証時期(機械装置導入後の労働時間の測定時期)は各応援会議における任意としますが、業実施前後の比較が可能なよう、機械装置導入前の測定時期と翌年同時期に行ってください。
- ② 測定期間は、導入する機械装置の種類・機能、さらには飼養頭数などを考慮し設定することとし、一定期間(1週間以上)、作業日誌等を記録してください。
また、分娩監視装置や発情発見装置の効果検証は、1週間の記録では不十分な場合もあるため、監視対象となる牛が複数頭現れる期間の労働時間を継続して測定する、又は、1頭当たりの監視に要する時間を計測し、年間の監視時間

を推定する等により、装置の導入効果を検証してください。

ウ 検証記録の保管

成果の検証に用いた作業日誌等資料については、応援会議において保管して下さい。

なお、保管期間は、「帳簿等の整備保管等」において示されている期間と同期間保管して下さい。

(畜産 ICT 事業：実施要領別紙 8 の第 13)

(楽酪GO事業：実施要領第 17)

6 (参考) 作業日誌を用いた検証方法の例

以下に、労働負担軽減経営体自身の記録記帳に基づく調査方法の例を示します。

(なお、あくまでもこの調査方法は例示であり、実際の調査方法についてはこの限りではありません)

方法 1 作業日誌 (日報方式) を活用した検証方法の例

(1) 概要

あらかじめ連続した測定期間 (〇日間) を決め、1 日当たり 1 枚の作業日誌 (日報方式) に記録記帳。測定した日数 (記録記帳した日誌の枚数) 分の労働時間から 1 日当たり標準労働時間を算出し、年間総労働時間を推定する。

(2) 様式例

作業日誌 A (日報方式：例)

(3) 作業日誌の記録方法【様式例：作業日誌 A (日報方式)】

- ① 経営体名、測定期間 (〇月〇日～〇月〇日)、従事者名等を入力
- ② ①について、測定日数分の枚数をコピー。
- ③ 測定日ごとに、作業内容毎に労働時間帯を記録 (網掛け) し、1 日当たりの作業時間を記入。
- ④ 1 日の終了時に、1 日当たり労働時間の計を算出。

(4) 年間労働時間の推定

- ① 測定期間の労働時間 = 記録記帳した作業日誌 (日報方式) の労働時間の和
- ② 1 日当たり標準労働時間 = ① ÷ 測定日数 (日報の枚数)
- ③ 年間総労働時間 = ② × 365 日

方法 2 作業日誌 (月報方式) を活用した検証方法の例

(1) 概要

あらかじめ検証月を決め、作業区分ごとに測定した日のみ作業時間を記録記帳。これを基に 1 日当たり標準労働時間を算出し、年間総労働時間を推定する。

(2) 様式例

作業日誌 B (月報方式：例)

(3) 作業日誌の記録方法

- ① 測定年月 (〇年〇月)、作業区分毎の従事者名を入力。
- ② 作業区分毎に測定日を決め、その測定日に作業区分かつ作業者の時間を入力。
- ③ 集計欄を用いて、1 日当たり標準労働時間を計算。

(4) 年間労働時間の推定

年間総労働時間

= 作業日報 (月報方式) に基づく 1 日当たり標準労働時間 × 365 日

作業日誌 A (日報方式:例)

測定期間 ~ 測定年月日

経営体名

作業者名	雇用区分 ※該当に○	作業区分	1日あたり 労働時間 時間	時刻																			備考	
				※労働時間帯に絡掛ける	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		22
	家族 ・ 常雇 ・ 臨時雇	搾乳																						
		飼料給与																						
		家畜飼養管理																						
		飼料生産																						
		ふん尿処理 その他 小計																						
	家族 ・ 常雇 ・ 臨時雇	搾乳																						
		飼料給与																						
		家畜飼養管理																						
		飼料生産																						
		ふん尿処理 その他 小計																						
	家族 ・ 常雇 ・ 臨時雇	搾乳																						
		飼料給与																						
		家畜飼養管理																						
		飼料生産																						
		ふん尿処理 その他 小計																						
	家族 ・ 常雇 ・ 臨時雇	搾乳																						
		飼料給与																						
		家畜飼養管理																						
		飼料生産																						
		ふん尿処理 その他 小計																						
計		搾乳																						
		飼料給与																						
		家畜飼養管理																						
		飼料生産																						
		ふん尿処理 その他 小計																						

IV 要望調査・実施計画の申請等について（両事業共通）

応援会議は、県畜産協会に、
調査要望調査票作成用マクロシートと参加要望書を5月29日まで
に、事業参加要望のとりまとめ及び実施計画書を6月15日までに
提出して下さい。

1 要望調査票・実施計画書の提出について

(1) 5月29日（金）までに、要望のある事業の次のファイル一式を道府県畜産協会までにメール提出して下さい。

送信いただくファイルは次の2点です。

- ① 「要望調査票（Excel マクロシート）」と
- ② 「参加要望書（Excel 版）」
(Excel マクロシート手引き P 1 1 6 参照)

≪送信先メールアドレス：rakuraku@sec.lin.gr.jp≫

≪送信に当たっての留意事項≫

- ① 5月29日までに提出いただいたデータにより、全国の労働時間削減効果の評価を踏まえた労働負担削減経営体間の優先順位を取りまとめた結果を添えて、農林水産省・農畜産業振興機構に承認を得ることとなっております。
- ② 送信いただいた要望調査票が Excel マクロシートでない場合は、全国集計が行えず、その確認・チェックに時間を要し、計画承認も遅れることとなり、加えて交付決定も遅れることとなります。
要望調査票を Excel マクロシートにより作成いただき、送信されますよう協力よろしくお願いします。
- ③ なお、要望額に対する見積書の期間は、キックオフした4月1日から5月29日までの期間となります。これ以外の期間の見積書は認めることができません。

- (2) 6月15日(月)までに計画申請書等一式(要望調査票とその添付資料も)を道府県畜産協会まで提出して下さい。

《提出いただく書類一式》

◎令和8年度ICT化等機械装置等導入事業実施計画書の承認申請書

【添付資料】

- (1) 参加要望書(別添6)
 - (2) 要望調査票(別添6-1及び別添6-1の別紙1)(添付資料含む)
 - (3) 畜産ICT応援計画
 - (4) 労働負担軽減経営体の「みどりチェック」チェックシートの一覧
 - (5) 「生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート」申請者一覧
 - (6) 畜産ICT応援会議の組織及び運営に係る規約
- ◎令和8年度酪農経営支援総合対策事業(酪農労働省力化対策事業)実施計画の承認申請書

【添付資料】

- (1) 参加要望書(別記様式第1号)
- (2) 要望調査票(別記様式第1号-1及び別記様式第1号-1の別紙1)
- (3) 楽酪応援計画
- (4) 労働負担軽減経営体の「みどりチェック」チェックシートの一覧
- (5) 「みどりチェック」チェックシート(民間事業者・自治体等向け)
- (6) 「生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート」申請者一覧
- (7) 楽酪応援会議の組織及び運営に係る規約

《送信に当たっての留意事項》

- ① 提出期限の6月15日までの期間は、5月29日までに報告いただいた参加要望書及び要望調査票に係る計画承認申請書を整理し、計画承認申請書及び添付資料をとりまとめる期間と考えています。
- ② 前年度に提出いただいた計画申請書の要望額が5月末時点の要望額と異なったり、内容が異なったりしたものがありません。
また、実施計画書の記入内容が不十分であったり、添付資料が全くない要望調査票が添付している応援会議もありました。
このような場合は、確認に時間を要し、他の応援会議の執行に影響を及ぼすので、提出期限までに経営体の要望計画が不十分な場合は、計画を提

出しないでください。

2 事業の実施に当たって

(1) 応援会議に対し、今年も4月1日の事業の検討開始の説明資料を配布しました。

応援会議等において労働負担軽減経営体から要望の調査を行い、応援計画を作成して下さい。

この場合、応援会議は、労働負担軽減経営体ごとに導入を希望する機械装置の規模、数量、導入方式等について確認して下さい。

(2) 応援会議は、応援会議内の労働負担軽減経営体がこの応援計画に基づいて行う機械装置の導入に係る要望を取りまとめ、道府県畜産協会を經由して、中央畜産会に提出することとなります。

(3) 全国からの事業に対する要望額が、それぞれの予算額を上回った場合は、要領等では、労働時間削減効果分析の評価点数により効果のある経営体から順番に配分することとなっております。

要望額によっては、事業が承認できない経営体や応援会議があることも考えられますことをご了承願います。

(4) なお、「労働時間削減効果分析の評価点数」の算出は次のようになっています。

$$\text{補助金申請額} \div \text{削減が期待される年間総労働時間} \times \text{係数} \div 10,000$$

この算式において経営体間で差がつく項目は「係数」の加点により評価が異なる場合があります。

この係数については、

- ① 「畜産ICT事業の要望調査票の記入に当たっての留意事項」の(3)のウの(表)飼養管理の改善への取り組みに係る加点の考え方及び回答根拠を示す添付資料の例(P125~128参照)、
- ② マクロ機械装置入力シート5の「機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組」に(参考)左記の回答根拠を示す添付資料の例(P95参照)がありますので、加点されるよう対応よろしく願います。

3 機械装置の見積取得に当たって

(1) 見積取得にあたっての留意点

区 分	留 意 点
事業対象期間	<p>・ 両事業とも単年度事業です。次年度への単純繰越はできません。</p> <p>このため、労働負担軽減経営体が見積書を取得する場合は、<u>令和9年2月末までに導入または整備完了が可能なものみの見積書を取得してください。</u></p>
費目、型式関係	<p>① 労働負担軽減経営体は、見積書を取得する場合、<u>要望する補助対象機械装置ごとに、型式、数量、本体価格（税抜）等を明記するように見積業者に指示してください。</u></p> <p>特に要望調査票の「2 機械装置の導入関係」で「② 導入希望する機械装置」の表には、「機械装置のメーカー名」、「型式」、「台数」及び「本体価格（税抜）」の入力（又は記入）してもらうこととなりますので、<u>見積書の明細でこれらを確認できるようにして下さい。</u></p>
	<p>② 労働負担軽減経営体は、要望する機械装置が複数の種類がある場合、また、その付属機器がある場合は、機器ごとに項目立てを行い、型式、数量、本体価格（税抜）等を明記し、合計金額（税抜）もわかるように見積業者に指示してください。</p> <p>また、その機械装置は、本体と付属機器のそれぞれの価格がわかる内容として下さい。</p>
	<p>③ 本事業は、省力化・生産性向上につながる機械装置の導入支援事業であることから、労働負担軽減経営体は、見積書を取得する場合、省力化機械装置の具体的構成とともに、<u>個体識別により各個体のデータ取得が可能な機械装置についてはそのための機器構成（個体タグ、飼養管理ソフト含む）についても明示するよう見積業者に指示してください。</u></p>
	<p>④ <u>本事業で機械装置の見積を取得する場合、設置費等は補助対象外なので、機械装置価格に加えないでください（設置費等は、別葉で見積書を提出させてください）。</u></p>
	<p>⑤ <u>また、これまでの要望見積書に、補助対象外である、けん引式の機械装置、パソコン、ライセンス料などの機械装置の見積書細目として要望があり、補助対象外となっている事例がありました。</u></p>

	<p><u>「補助対象外となるもの」については、P21で整理しておりますので、労働負担軽減経営体は、見積業者にも補助対象外となるものを確認していただくよう指示して下さい。</u></p>
金額関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>機械装置価格（税抜）と消費税額がそれぞれ明記された見積として下さい。</u>
その他	<p>① <u>これまで要望のあった「バースクレーパー」の見積書の中に、「一式」とまとめて記載されており、「一式」の具体的な内容確認が判明するまで、時間を要した事例がありました。</u> 労働負担軽減経営体は、取得した見積書の中で、「一式」と記載のあった場合は、「一式」の明細やその内容について別紙で提出いただきますよう見積業者に指示して下さい。</p>
	<p>② <u>見積書の見積もり依頼者のあて名が法人名または個人名ではなく、〇〇農場といった屋号が記入されていた見積書がありました。これは個人特定できない見積書であり、ご注意願います。</u></p>
	<p>③ <u>昨年度提出のあった見積書で、カタログもなく、型式等の記載ばかりの見積書があり、要望内容の確認に時間を要したものがありません。</u> <u>今年度からは、全てのカタログ提出依頼や、要望の仕様説明書を求めるなど、内容を理解できるまで計画承認が出来ないこととなりますので、よろしくお願いします。</u></p>

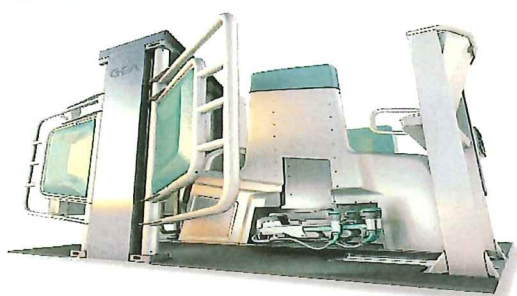
(2) 補助対象機械装置ごとの留意事項

この留意事項については、機械装置名ごとに、「製品イメージ」、「見積取得上の留意事項等」、及び「見積例」を記載してありますので、機械装置の導入の検討の参考資料と考えています。

また、「見積例」にあります費目区分は、事業として機械装置の確認を必要とする費目でありますので、労働負担軽減経営体が見積に当たっては、仕様書に費目を提示するなど、見積書で確認を行えるようにしてください。

【搾乳ロボット】

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(本体)

- ・基本仕様の型式、数量、金額（税抜）を明記すること
- ・このほか、当該型式の標準仕様以外のオプション（体細胞測定装置、異常乳分離装置など）、付属機器がある場合は分けて記入すること
- ・SAC社製などの搾乳ロボットは複数Boxタイプの製品もあるので、BOX数がわかるように記載すること（例：SAC RDS Future Line ELITE ミラータイプ 2Box1台）
- ・デラバル社の場合は、型式によってオプションが標準装備されていることになるので、しっかりと型式を記載すること（例：VMS V300、VMS V300-0CC）

(楽酪G0事業のコスト分析)・本体価格が対象

(見積可能な付属機器等)

- ・要望の搾乳ロボットの利用上、飼養管理ソフトや活動度センサー付き識別タグ+受信アンテナ機能を含む装置が、標準装備となっている場合は、区分、品名、型式、数量、金額（税抜）を明記すること
- ・個体識別ゲート、搾乳ロボット専用の予冷装置及びバッファタンクなどが見積可能であり、申請に加える場合は、項目出しして見積りすること

(留意事項)

- ・発情発見装置（識別タグ+受信アンテナ+飼養管理ソフトを含む）やこの機能を含む装置がオプションとなっている場合は、別途発情発見装置として申請すること

見積例

(例1) フリーストール牛舎用

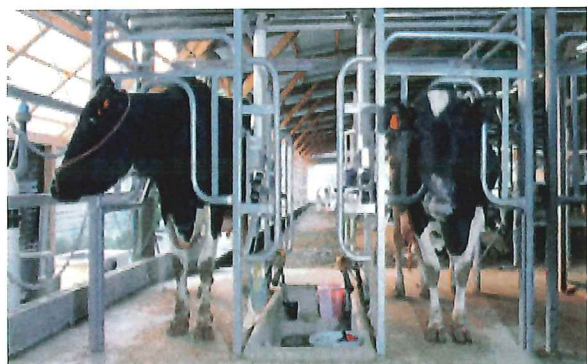
区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	搾乳ロボット 本体	VMS V300-0CC	25,900,000 円	1 式	25,900,000 円	楽酪 GO コスト 分析対象
付属機器	活動度センサ ー付き識別装 置	アクティビテ ィシステム・ ネックタグ	15,000 円	60 個	900,000 円	
	小計				26,800,000 円	
付属機器	カウトラフィ ック	セレクション ゲート	1,500,000 円	2 式	3,000,000 円	
付属機器	予冷装置	FCC	600,000 円	1 台	600,000 円	
付属機器	バッファタン ク		600,000 円	1 台	600,000 円	
	計				31,000,000 円	

(例2) 繋ぎ牛舎用

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	搾乳ロボット 本体	ロボマックス	43,000,000 円	1 式	43,000,000 円	
本体	牛舎内移動レ ール					
本体	ホームポジシ ョン					
	小計				43,000,000 円	
付属機器	識別装置	ネックタグ	30,000 円	60 個	1,800,000 円	
	計				44,800,000 円	

【ミルクパーラー】

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(本体)

- ・ 商品名、型式、金額（税抜）を明記すること
- ・ ①パーラー方式（例：ヘリングボーン、パラレル、オートタンデム、ロータリー、アブレスト）、②牛の退出方式（例：一斉退出、個別退出）、③搾乳ストール数（例：10S、12W）を明記すること
- ・ 内訳で、ストール、搾乳ユニット、自動離脱装置（乳量計、乳汁センサーの有無）、搾乳ポイントコントローラ、個体識別装置、パイプラインミルク、真空発生装置、退出ゲートなどの構成と価格が分かるようにすること

(見積可能な付属機器等)

- ・ 要望のミルクパーラーにおいて、搾乳ポイントコントローラ（乳量計測や自動離脱装置等を制御）を介して乳量データの記録・アラート通知・送受信に必要となる飼養管理ソフトや活動度センサー付き識別タグ+受信アンテナ機能を含む装置が、標準装備となっている場合は、区分、品名、型式、数量、金額（税抜）を明記すること

(留意事項)

- ・発情発見装置（活動度センサー付き識別タグ＋受信アンテナ＋飼養管理ソフトを含む）やこの機能を含む装置がオプションとなっている場合は、別途発情発見装置として申請すること
- ・畜舎構造上、ソートゲートやクラウドゲートが必要な場合は、項目出しして見積りすること
- ・機械装置のみの申請であっても必要に応じて、図面等を入手する必要があるので留意されたい

(特記事項)

※現状：ミルクパーラー方式⇒導入後：ミルクパーラー方式の場合

- ・ミルクパーラー用自動離脱装置導入の場合はP102を参照のこと
- ・申請する際は「現状で使用しているパーラー方式、牛の退出方式、搾乳ストール数の3点を明記した資料」、「導入による年間労働時間の削減効果を示す資料」を添付すること
- ・要望とりまとめ後、承認の諾否にむけては機械装置の専門家で構成する専門委員会で添付した内容が適正であるかの審査を行う

【搾乳ユニット搬送レール（自動方式）】

製品イメージ

見積取得上の留意事項等

（基本構成）

- ・基本構成は、「搬送レール自動」、「自動搬送装置」、「ミルク自動離脱装置」である
- ・つなぎ牛舎の構造（対尻式、対頭式など）、対象ストール数を記載すること
- ・自動搬送装置1台はミルク自動離脱装置を2台ずつ搬送する仕組みで、基本構成となる機械装置の数量の組み合わせは以下となるので留意されたい

区分	機械装置名	台数
本体	搬送レール自動	1 式
本体	自動搬送装置	N 台
本体	ミルク自動離脱装置	2 N 台

- ・増設の場合も上記（数量の組み合わせ）に従うものとする。
- ・ミルク自動離脱装置の見積りには、仕様（乳量計付き、乳量表示付き、通信機能付きなど）を明示すること

（楽酪 G0 事業のコスト分析）

- ・「自動搬送装置1台」と「ミルク自動離脱装置2台」の価格

（見積可能な付属機器等）

- ・ミルク自動離脱装置が乳量計付き、乳量表示付き等の仕様で通信機能付きの場合、乳量データの記録・アラート通知・送受信に必要となる飼養管理ソフトの申請も可能
- ・パイプラインに同時接続される搾乳ユニット数が増加し、それに対応したパイプラインミルクに交換することが必須の場合、「パイプラインミルク、真空発生装置など」を申請することが可能
- ・レール吊下げ荷重が大きいので、設置補強部材が必要な場合、これを付属機器等（資材）として申請することが可能

見積例

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	搾乳ユニット 搬送レール自動	UCA30A	2,000,000 円	1 式	2,000,000 円	対尻式 ○m ○頭対応
本体	自動搬送装置	UCA30A	600,000 円	4 台	2,400,000 円	楽酪 G0 コスト分析 対象
本体	ミルク自動離脱装置	MMD500	400,000 円	8 台	3,200,000 円	〃
	小計				7,600,000 円	
付属機器	パイプライン		円	1 式	2,000,000 円	

付属機器	受乳装置	PMH64SJ	1,600,000 円	1 台	1,600,000 円	
付属機器	真空発生装置	DK-18HB	1,500,000 円	1 台	1,500,000 円	
付属機器	洗浄システム		500,000 円	1 式	500,000 円	
	小計				5,600,000 円	
	計				13,200,000 円	

【搾乳ユニット搬送レール（手動方式）】

製品イメージ

見積取得上の留意事項等

（基本構成）

- ・基本構成は、「搬送レール手動」である
- ・つなぎ牛舎の構造（対尻式、対頭式など）、対応ストール数を記載すること

（楽酪 G0 事業のコスト分析）

- ・「搬送レールのみ」を導入する場合は、楽酪 G0 事業のコスト分析の対象外
- ・「搬送レール（手動方式）＋ミルク自動離脱装置」を導入する場合は、「ミルク自動離脱装置」の価格が、楽酪 G0 事業のコスト分析の対象になる

（留意事項）

- ・自動離脱装置を自己保有しておらず新規に導入する場合、以下の構成の考え方になるので、数量等に留意されたい

区分	機械装置名	台数
本体	搬送レール（手動）	1 式
付属機器	ミルク自動離脱装置	N 台

- ・搬送レール（手動）であっても、ミルク自動離脱装置を 2 台ずつ搬送する構造のものを見積りに明記し、ミルク自動離脱装置の台数が偶数であることを確認されたい。

（見積可能な付属機器等）

- ・ミルク自動離脱装置が乳量計付き、乳量表示付き等の仕様で通信機能付きの場合、データの記録・アラート通知・送受信に必要となる飼養管理ソフトの申請も可能
- ・パイプラインに同時接続される搾乳ユニット数が増加し、それに対応したパイプラインミルクに交換することが必須の場合、「パイプラインミルク、真空発生装置など」を申請することが可能
- ・レール吊下げ荷重が大きいので、設置補強部材が必要な場合、これを付属機器等（資材）として申請することが可能

見積例

（見積例：搬送レールのみの場合）

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	搾乳ユニット搬送レール手動	UCR75	1,000,000 円	1 式	1,000,000 円	対尻式○m○頭対応

（見積例：搬送レール（手動方式）＋ミルク自動離脱装置の場合その 1）

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	搾乳ユニット搬送レール手動	UCR75	1,000,000 円	1 式	1,000,000 円	対尻式○m○頭対応

本体	ミルク自動離脱装置	OGR5000A	300,000 円	5 台	1,500,000 円	
	計				2,500,000 円	

(見積例：搬送レール(手動方式) + ミルカー自動離脱装置の場合その2)

	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	搾乳ユニット搬送レール手動	UCA30A (手動)	2,000,000 円	1 式	2,000,000 円	対頭式○m○ 頭対応、2台 同時搬送
本体	ミルク自動離脱装置	MMD500	400,000 円	8 台	3,200,000 円	
	小計				5,200,000 円	
付属機器	パイプライン		円	1 式	2,000,000 円	
付属機器	受乳装置	PMH64SJ	1,600,000 円	1 台	1,600,000 円	
付属機器	真空発生装置	DK-18HB	1,500,000 円	1 台	1,500,000 円	
付属機器	洗浄システム		500,000 円	1 式	500,000 円	
	小計				5,600,000 円	
	計				10,800,000 円	

【ミルク自動離脱装置】
（パイプラインミルク用）

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

（本体）

- ・型式、数量、金額（税抜）を明記すること
- ・備考欄に、仕様（乳量計付き、乳量表示付き、通信機能付き、個体識別機能付きなど）を明示すること

（楽酪 GO 事業のコスト分析）

- ・1台当たりのミルク自動離脱装置の価格が対象

（見積可能な付属機器等）

- ・パイプラインに同時接続される搾乳ユニット数が増加し、それに対応したパイプラインミルクに交換することが必須の場合、「パイプラインミルク、真空発生装置など」を申請することが可能
- ・ミルク自動離脱装置が乳量計付き、乳量表示付き等の仕様で通信機能付きの場合、乳量データの記録・アラート通知・送受信に必要となる飼養管理ソフトも申請可能

見積例

（見積例：ミルク自動離脱装置のみの場合）

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	ミルク自動離脱装置	MMD500	400,000 円	4 台	1,600,000 円	楽酪 GO コスト分析対象

（見積例：ミルク自動離脱装置、同時接続の搾乳ユニットが多い場合）

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	ミルク自動離脱装置	MMD500	400,000 円	8 台	3,200,000 円	楽酪 GO コスト分析対象
付属機器	パイプライン			1 式	2,000,000 円	
付属機器	受乳装置	PMH64SJ	1,600,000 円	1 台	1,600,000 円	
付属機器	真空発生装置	DK-18HB	1,500,000 円	1 台	1,500,000 円	
付属機器	洗浄システム		500,000 円	1 式	500,000 円	
	小計				5,600,000 円	
	計				8,800,000 円	

(ミルクパーラー用) ※現状：ミルクパーラー方式（自動離脱なし）

⇒導入後：ミルクパーラー方式（自動離脱あり）の場合

見積取得上の留意事項等

(本体)

- ・型式、数量、金額（税抜）を明記すること
- ・備考欄に、仕様（乳量計付き、乳量表示付き、通信機能付き、個体識別機能付きなど）を明示すること

<方式変更や改修を伴う一部増設（自動離脱装置・ストール数）の場合>

- ・「導入前/後のパーラー方式、導入後の搾乳ストール数、自動離脱装置を導入するストール数、搾乳作業数者を明記した資料」を添付すること

(楽酪 G0 事業のコスト分析)

- ・1台当たりのミルク自動離脱装置の価格が対象

(見積可能な付属機器等)

- ・ミルク自動離脱装置が乳量計付き、乳量表示付き等の仕様で通信機能付きの場合、乳量データの記録・アラート通知・送受信に必要となる飼養管理ソフトも申請可能

見積例

(見積例：ミルク自動離脱装置（ミルクパーラー用）の場合)

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	ミルク自動離脱装置 (ミルクパーラー用)	ソフィマ ット MD	500,000 円	12 台	6,000,000 円	ベリングボーン 6W
付属機器	パイプライン		円	1 式	1,000,000 円	
付属機器	受乳装置		2,500,000 円	1 台	2,500,000 円	
付属機器	真空発生装置		1,800,000 円	1 台	1,800,000 円	
付属機器	洗浄システム		500,000 円	1 式	500,000 円	
	計				11,800,000 円	

【自動乳頭洗浄機】

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(本体)

- ・ 型式、数量（コントローラー数、洗浄ユニットのセット数）、金額（税抜）を明記すること
- ・ 繋ぎ牛舎仕様であるかミルクパーラー仕様であるかを明記すること
- ・ ミルクパーラー仕様ではパーラー方式と設置規模（パラレル12Wなど）を明記すること

【自動給餌機】
(自動給餌タイプ)

製品イメージ

(吊下げ式)



(トロリー式)



(レール走行式)



見積取得上の留意事項等

(本体)

- ・ 型式、数量、金額（税抜）を明記すること
- ・ 可能な限り備考欄に、①自動給餌機のタイプ（粗飼料・TMR給餌タイプ、粗飼料・濃厚飼料の併給タイプ、配合飼料・濃厚飼料のみタイプなど）、②稼働方式（吊下げレール式、トロリー式、地上レール式など）などの仕様を明示すること
- ・ 付属機器等は、必ず区分ごとに明細を記載すること

(楽酪 GO 事業のコスト分析)

- ・ 吊下げ式の本体価格

(見積可能な付属機器等)

- ・ エレベーター、コンベア等を付属機器として見積可能
- ・ エレベーター、コンベア等を申請する場合は、定置型ミキサー、サイレージストッカーも付属機器として見積可能
- ・ 吊下げレール式は、懸架重量が大きくレール設置工事に補強部材が必要になる。機械装置のみを導入の場合であっても、これを付属機器（資材）として申請することが可能
- ・ 飼養管理ソフトの申請も可能

見積例

()

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	自動給餌機	MixFeederMX	17,000,000 円	1 台	17,000,000 円	粗飼料・TMR給餌タイプ、吊下げレール式
付属機器	サイレージエレベータ	SFL20	3,500,000 円	1 台	3,500,000 円	
付属機器	サイレージストッカー	SXL30	4,500,000 円	1 台	4,500,000 円	
	計				25,000,000 円	

(飼料搬送タイプ)

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(本体)

- ・ 型式、数量、金額（税抜）を明記すること
- ・ 可能な限り備考欄に、①自動給餌機のタイプ、②稼働方式の仕様を明示すること
- ・ 設置牛舎が複数ある場合は、牛舎ごとの仕様を明記すること（とくに搬送ライン長は牛舎ごとに明示すること、ホッパーの数等も明記すること

見積例

(自動給餌機・飼料搬送タイプ)

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	自動給餌機（ケープルコンベア）	WK-50	1,700,000 円	1 台	1,700,000 円	配合給餌タイプ、飼料搬送コンベア式、A牛舎 50m
本体	個別給餌用ストックホッパー	CHS-50L	100,000 円	40 台	4,000,000 円	A牛舎
本体	自動給餌機（オーガコンベア）	S-75 (2ライン)	2,000,000 円	1 台	2,000,000 円	配合給餌タイプ、飼料搬送コンベア式、B牛舎 80m
本体	一斉給餌用ストックホッパー	CA-75L	120,000 円	50 台	6,000,000 円	B牛舎
	計				13,700,000 円	

【自走式配餌車】

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(本体)

- ・ 型式、数量、金額（税抜）を明記すること

(見積可能な付属機器等)

- ・ ストッカー、エレベーター、コンベア等を付属機器として見積可能

【餌寄せロボット】

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(本体)

- ・ 型式、数量、金額（税抜）を明記すること

【稲わら細断機】

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(本体)

- ・ 型式、数量、金額（税抜）を明記すること

【ほ乳ロボット】

(ほ乳ロボット (据置式))

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(本体)

- ・ 型式、数量、金額 (税抜) を明記すること
- ・ 「ほ乳ロボット本体」の型式は製造元が示し、導入報告書の添付写真で確認できるものを併記することが望ましい
- ・ 備考欄に、①哺乳用カーフフィーダタイプ (粉乳専用、粉乳・生乳併用など)、②哺乳ステーション数、③哺乳予定頭数規模 (子牛識別タグ数) を明示すること

(見積可能な付属機器等)

- ・ 必要となる飼養管理ソフトがある場合は申請可能なので明記すること

(楽酪 G0 事業のコスト分析)

- ・ 「ほ乳ロボット本体 1 台」の価格

見積例

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	ほ乳ロボット	TAP5-VS2-60	2,400,000 円	1 台	2,400,000 円	粉乳専用 2ステーション 60頭用
付属機器	子牛識別タグ		5,000 円	60 個	300,000 円	
計					2,700,000 円	

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	ほ乳ロボット	TAK5-VS2-60	3,200,000 円	1 台	3,200,000 円	粉乳・生乳兼用 2ステーション 60頭用
付属機器	子牛識別タグ		5,000 円	60 個	300,000 円	
計					3,500,000 円	

(ほ乳ロボット (レール式))

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(基本構成)

- ・ 型式、数量、金額 (税抜) を明記すること
- ・ 「ほ乳ロボット本体」と「カーフレール」に分けて見積すること
- ・ 「ほ乳ロボット本体」の型式は製造元が示し、導入報告書の添付写真で確認できるものを併記することが望ましい
- ・ 備考欄に、仕様 (哺乳タイプ: 粉乳専用、粉乳・生乳併用、カーフレールによる哺乳予定頭数規模) を明示すること

(見積可能な付属機器等)

- ・ 必要となる飼養管理ソフトがある場合は申請可能なので明記すること

(楽酪 G0 事業のコスト分析)

- ・ 「ほ乳ロボット本体 1 台」と「カーフレール 2 式」の価格

見積例

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	ほ乳ロボット	TAP5-VS2-30	2,600,000 円	1 台	2,600,000 円	粉乳専用 2 ステーション 60 頭用
本体	カーフレール	CRS2-1F1-WH	2,400,000 円	2 式	4,800,000 円	哺乳数 32 頭
付属機器	子牛識別タグ		5,000 円	60 個	300,000 円	
計					7,700,000 円	

【移動式ほ乳機】

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(本体)

- ・ 型式、数量、金額（税抜）を明記すること

【発情発見装置】

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(機械タイプ別構成)

タイプにより異なるが、各構成の型式、数量、金額(税抜)を明記すること

- 活動度測定タイプ(牛舎内受信装置、牛舎内受信+パーラー入り口個体識別)
 - ・ 親機(受信装置): 型式、数量
 - ※受信アンテナ、受信器、データ解析装置、PC送信器など区分して明記
 - ・ 子機(発信装置): 型式、数量
 - ・ 個体識別タグ

(見積可能な付属機器等)

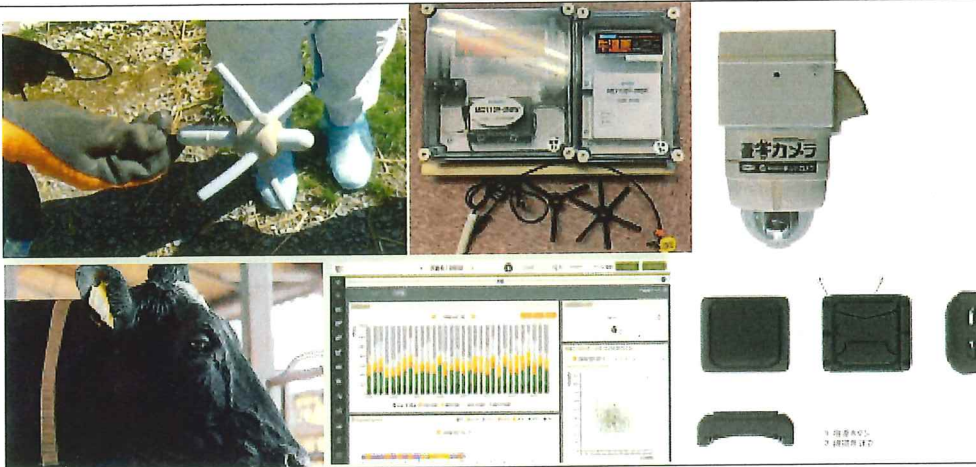
- ・ 必要となる飼養管理ソフトがある場合は申請可能なので明記すること。

見積例

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	中継器	Farmnote Airgateway	250,000 円	2 台	500,000 円	
付属機器	タグ	Farmnote Coler	25,000 円	40 台	1,000,000 円	
付属機器	ベルト		5,000 円	40 個	200,000 円	
計					1,700,000 円	

【分娩監視装置／行動監視装置】

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(機械タイプ別構成)

タイプにより構成は異なるが、型式、数量、金額(税抜)を明記すること

①監視カメラタイプ

- ・監視カメラ(ウェブカメラ): 型式、台数
- ・受信装置 型式、台数

②深部体温測定タイプ(牛膣内留置)

- ・親機(受信装置): 型式、数量
- ・子機(発信装置): 型式、数量
- ・留置体温センサー: 型式、数量

③深部体温測定タイプ(ルーメン内留置)

- ・親機(受信装置): 型式、数量
- ・子機(発信装置+留置センサー): 型式、数量

(見積可能な付属機器等)

- ・必要となる飼養管理ソフトがある場合は申請可能なので明記すること。

見積例

(例1: 体温測定タイプ)

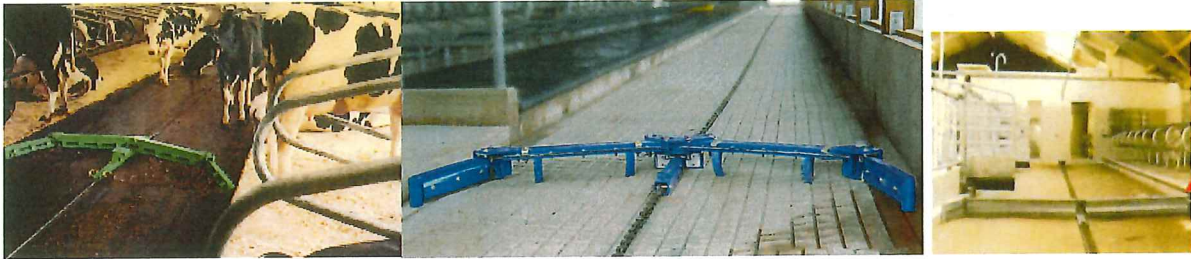
区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	親機	MD1109-MBW	200,000 円	1 台	200,000 円	
付属機器	子機	MD1109-MBK	100,000 円	5 台	500,000 円	
付属機器	体温センサー		40,000 円	8 個	320,000 円	
付属機器	3本爪ストップ		4,000 円	8 本	32,000 円	
付属機器	挿入棒		2,000 円	1 本	2,000 円	

(例2: 監視カメラタイプ)

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	養牛カメラ [®] -M型	NET-WC03-01CW	400,000 円	1 台	400,000 円	
付属機器	専用無線LAN	NE-XX-XX	100,000 円	1 台	100,000 円	

【バースクレーパー】

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(構成)

- ・ スクレーパー本体（羽の部分）、チェーン部、ドライブユニットの項目を分ける
- ・ 要望書での数量はドライブユニット数でカウントするものとする（下表で1式）。
- ・ 可能な限り備考欄に仕様を明示すること

(楽酪 G0 事業のコスト分析)

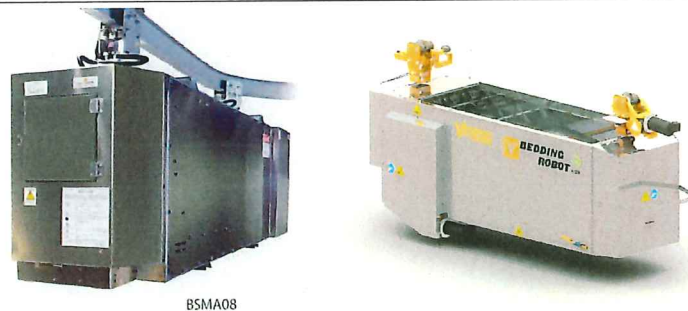
- ・ **スクレーパー本体（羽の部分）が対象**

見積例

区分	品名	型式	単価	数量	金額	備考
本体	スクレーパー	V型	600,000 円	2 台	1,200,000 円	
本体	チェーン		1,500,000 円	1 台	1,500,000 円	130m
本体	ドライブユニット	H85	2,000,000 円	1 台	2,000,000 円	
	計				4,700,000 円	

【敷料散布機】

製品イメージ



見積取得上の留意事項等

(本体)

- ・ 型式、数量、金額（税抜）を明記すること
- ・ 可能な限り備考欄に、稼働方式（吊下げレール式など）の仕様を明示すること

(見積可能な付属機器等)

- ・ 敷料ストッカー、エレベーター、コンベア等を付属機器として見積可能

V 令和8年度畜産 ICT 事業及び楽酪 GO 事業

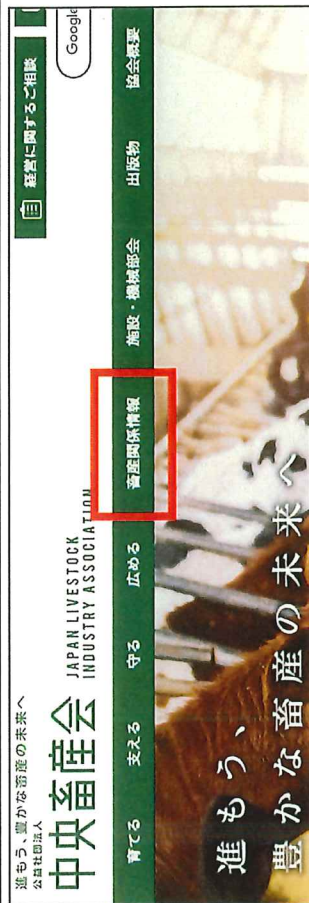
Excel マクロファイルの利用に当たって

目 次

No.	内容	P
1	畜産 ICT Excel マクロファイルをダウンロード	79
2	ファイル 01rn_rakuraku1-1_00000000. xlsx のワークシート構成	81
	機械装置入力シート（畜産 ICT 事業版）配置表	83
	機械装置入力シート（畜産 ICT 事業版）チェック手順	85
3	機械装置入力シートファイルの入力	87
	畜産 ICT 事業のファイル入力の場合	
	応援会議・申請者入力（通常要望・増設等要望共通編）	
	1 の経営の概況	
	ICT 通常要望編	89
	2 の (1) 搾乳方式の改善	
	2 の (2) 給餌方式の改善	91
	2 の (3) 家畜飼養管理の改善	93
	3 の機械装置の導入方式（通常要望・増設等要望共通）	95
	4 の機械装置導入により想定される労働時間の削減効果	
	5 の機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組	
	6 の労働時間削減効果分析の結果	
	施設整備等要望の入力	97
	ICT 増設等要望編	101
	2 の (1) 搾乳方式の改善	
	2 の (2) 給餌方式の改善	103
	2 の (3) 家畜飼養管理の改善	105
	楽酪 GO 事業のファイル入力の場合	107
	楽酪 GO 通常要望編・楽酪 GO 増設等要望共通編	
	施設整備等要望の入力	
4	「機械装置入力シート」から「まとめシート」への転記	111
5	「Excel マクロシート」のファイル名の変更	112
6	参加要望書（別添 6(第 8 の 2 の(1)関係)）の作成	113

1 畜産 ICT Excel マクロファイルをダウンロード

(1) 中央畜産会のHPのトップページの上部見出しの **畜産関係情報** のページを選択



(2) 「経営・支援」の項目の **畜産 ICT 事業・楽酪 GO 事業情報提供** ページを選択



URL (<https://jlia.lin.gr.jp/ict-raku/>)

(3) 「2 実施計画書の承認申請書の提出に当たって」の「(1) 5月末日までの参加要望書・要望調査票のデータの作成・送信にあたって」の中に、畜産 ICT、楽酪 GO それぞれの **要望調査票 (Excel マクロシート)** があるので、この手引きでは、畜産 ICT の **酪農** を選択して下さい。

2. 実施計画書の承認申請書の提出に当たって (2025.4.18更新)

(1) 5月末日までの参加要望書・要望調査票のデータの作成・送信にあたって (全国畜産協会 楽酪 GO 事業情報提供資料 P45頁参照)

区分	提出ファイル		提出者	全国事業推進 会議資料参照
	畜産 ICT 事業	楽酪 GO 事業		
①参加要望書	要望様式	要望様式	応援会議	P45、 P117～120
②要望調査票 (Excelマクロシート)	酪農 肉生繁殖 肉生肥育	酪農	労働負担軽減経営体	P45～46、 115～116、 120、 133～139、 166～169
(参考) マクロ手引き	畜産 ICT 手引き	楽酪 GO 手引き		P70～114

注：ここで掲載されておりませんがファイルを利用して作成し、作成できましたファイルを通府県畜産協会まで送信してください。

(4) 畜産 ICT のファイル 01rn_rakuraku1-1_00000000.xlsm のダウンロード画面が開き、**ファイルのダウンロード**を選択

ダウンロード後、ファイルを開き、**編集を有効にする(E)**

コンテンツの有効化を選択し、入力を開始

コンテンツの有効化が表示されずに**セキュリティリリース**が表示された場合は、**①**を実施

すばやく簡単に表示できるように Microsoft Edge でファイルを開きました。後で使用する場合は、「ファイルのダウンロード」を選択してください。

ファイルのダウンロード

コンテンツの有効化が表示されずにセキュリティリリースが表示された場合は、①を実施

01rn_rakuraku1-1_00000000.xlsmのプロパティ

全般 デジタル署名 セキュリティ 詳細 以前のバージョン

ファイルの種類: Microsoft Excel Macro-enabled Worksheet (xlsm)

プログラム: Excel 変更(C)...

場所: C:\Users\ty-ooba\Desktop

サイズ: 678 KB (694,342 バイト)

ディスク上のサイズ: 680 KB (696,320 バイト)

作成日時: 2026年1月14日、17:31:01

更新日時: 2026年1月14日、17:31:02

アクセス日時: 2026年1月14日、17:33:03

属性: 読み取り専用(R) 隠しファイル(H) 詳細設定(D)...

セキュリティ: このファイルは他のコンピューターから取得したものです。このコンピューターを保護するため、このファイルへのアクセスはブロックされる可能性があります。

許可する(K) 許可しない(N)

OK キャンセル 適用(A)

① Windows エクスプローラーを開き、ダウンロードしたファイル **01rn_rakuraku1-1_00000000.xlsm** を右クリックし、メニューから **プロパティ** を選択

② 【全般】 タブ下部にあるセキュリティの **許可する** に を入れ、**OK** を選択し、このファイルをダブルクリックし、開き、入力を開始

2 ファイル 01rn_rakuraku1-1_00000000.xlsm のワークシート構成

(1) 各ワークシートの種類と使用目的		機械装置入力シート (ICT 別添6)	まとめシート (ICT 別添6)	項目リスト	機械装置リスト
ワークシート名	使用者	使用の目的			
機械装置入力シート (ICT 酪農用)		<ul style="list-style-type: none"> この入力シートは、本事業を要望する経営体のために、補助金制度に基づいた自動計算機能や要因チェック機能を備えている Excel マクロシートです、このシートを活用して要望調査票を作成して下さい。 なお、入力に当たっては、手引きの「3 機械装置入力シートファイルの入力」(P 87～110)を参考に入力してください。 			
出力シート (ICT 別添6-1)	経営体	<ul style="list-style-type: none"> この出力シートの様式は、上段の「機械装置入力シート」を入力し、転記することにより、「要望調査票 (別添6-1 (第8の2の(1)関係))」が作成されます。 そして、5月には、このシートを含む Excel マクロファイルを応援会議まで提出して下さい。 その後、6月には、この出力シートを印刷し、添付資料とともに、応援会議に提出して下さい。 			
出力シート (ICT 別添6-1 別紙)		<ul style="list-style-type: none"> この出力シートの様式は、上段の「機械装置入力シート」を入力し、転記することにより、「施設整備要望調査票 (別添6-1の別紙1 (第8の2の(1)関係))」が作成されます。 そして、提出については、上段シートと同じ、5月には、Excel マクロファイルを、6月には、この出力シートを印刷し、添付資料とともに、応援会議に提出して下さい。 			
まとめシート (ICT 別添6) (転記用シート)	応援会議	<ul style="list-style-type: none"> 当該シートデータをコピーし、別ファイル「参加要望書 (別添6 (第8の2の(1)関係))」に貼り付け、整理し、書類データを作成して下さい。 作成後、5月には、別ファイルを、6月には、そのファイルを印刷し、添付資料とともに、中央畜産会に提出して下さい。実施計画書承認申請書 (別添7 (第8の2の(2)関係))に添付し提出 			
項目リスト	(管理用)	不使用 (項目として、県名・県コード・応援会議コードなど)			
機械装置リスト		不使用			

初期状態のファイル名

ICT 酪農 「01rn_rakuraku1-1_000000000. x1sm」

ICT 肉用牛繁殖 「02nb_rakuraku1-1_000000000. x1sm」

ICT 肉用牛肥育 「03nf_rakuraku1-1_000000000. x1sm」

GO 「04rg_rakuraku1-1_000000000. x1sm」

令和8年度機械装置入力シート（畜産ICT事業版）配置表

P85～88、P95 参照

チェック 転記 クリア

会員番号: 申込年月日:

新規会員登録
 新規会員登録名: 住所:
 会費の代表者名: 法人名称又は氏名:
 (法人の場合 代表者名)

ICT化等機械装置等導入事業
 要請調査票作成済み

P87～88 参照

1 経営の概況 (令和8年5月1日現在)

経営年別枚数: 頭数:
 労働力: 時間:
 年間後発時間:

〔自動計算〕年間総労働時間 = 経営年別枚数 × 12 / 14 × 106
 〔自動計算〕年間総後発時間 = 経営年別枚数 × 12 / 14 × 96

2 機械装置の導入明細

〔1〕搾乳方式の改善 現状と同種搾乳方式の導入 (前記含む) を希望します (別紙説明資料あり)

①現在の状況 現状の搾乳方式: (必須)
 ②導入希望の機械装置 現状の搾乳方式:

機械装置の種類	搾乳ロボット	時間
機械装置のメーカー名		
型式		
台(式)数		
見積金額 (税抜) の計		
消費税額		

P89～90、P101～102 参照

(2) 給餌方式の改善

〔1〕現在の状況 現状の給餌方式: (必須)

②導入希望の機械装置 現状の給餌方式:

機械装置の種類	自動給餌機 (糞尿回収機)	時間
機械装置のメーカー名		
型式		
台(式)数		
見積金額 (税抜) の計		
消費税額		

P91～92、P103～104 参照

(3) 家畜飼養管理の改

〔1〕現在の状況 現状の飼養管理: (必須)

②導入希望の機械装置 現状の飼養管理:

機械装置の種類	自動給餌機 (糞尿回収機)	時間
機械装置のメーカー名		
型式		
台(式)数		
見積金額 (税抜) の計		
消費税額		

P93～94、P105～106 参照

注1: 導入を希望する機械装置の種類ごとに必要事項を入力します。

2：見取金額(仮拉)の計は、消費税を除いた機械装置の導入価格の合計額を入力して下さい。

3 機械装置の導入方式

- 注1：リース方式か、購入方式か記入する。
- 注2：購入方式を選択する場合は、別紙100の1の第1の12の(3)のAに取組む経営体に関する。

4 機械装置導入により想定される労働時間の削減効果

(1) 労働負担軽減経営体における削減労働時間

時間

チェックボタン
再入力、自動計算
再入力

※削減労働時間は、別紙4の「労働時間削減効果分析」の第3「削減が期待される年間労働時間の考え方」に基づき算出します

(2) 削減労働時間の検証方法

※フルタイムで選択

5 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組

該当の取組がある場合、「O」をフルタイム選択！

1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営 (2)となる経営者が当該乳牛の経営・後継者となる子牛・子牛又は解ね1頭以上の後の親牛の飼養	② (1)に該当しない乳牛の取組	(参考) 削減労働時間の算出率 (参考) (点数)
2 乳用後継牛	① 自家の牛乳生産に必要となる飼養に 生産により確保する経営	① 自家の牛乳生産に必要となる飼養に 生産により確保する経営	0.90
3 その他 (複数回答可)	② ①以外の場合、自家の牛乳生産に必要となる飼養に 用牛の自家生産に取組む経営	② ①以外の場合、自家の牛乳生産に必要となる飼養に 用牛の自家生産に取組む経営	0.95
	① 地蔵・右風等の取組等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	① 地蔵・右風等の取組等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	② 畜産(畜舎)経営者の技術等に関する取組に備えた、地域における互助協定に参加する経営	② 畜産(畜舎)経営者の技術等に関する取組に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	③ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用を促進に関する法律(令和6年法律第90号)に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けている経営	③ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用を促進に関する法律(令和6年法律第90号)に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けている経営	0.80
	④ 作業安全に関する取組を実施している経営	④ 作業安全に関する取組を実施している経営	0.90
	⑤ その他、地域への貢献度が高い取組と事業実施主体が特に取組む取組に参加する経営	⑤ その他、地域への貢献度が高い取組と事業実施主体が特に取組む取組に参加する経営	0.90

6 労働時間削減効果分析の結果

削減効果分析(仮拉)の合計額/削減が期待される削減労働時間(時間)×係数/10000の値を切り捨て算出します

※費用対効果分析の結果は、別紙の「労働時間削減効果分析」の第2「評価点数の算出式」に基づき算出します。

施設整備等要望の入力

1 機械装置の導入と一体的な施設整備の必要性

2 施設整備の概要等

(1) 事業の内容等

※(参考) 購入機械装置

機械装置	事業内容	施設整備の追加の有無	竣工予定月	事業費(円)	負担区分	備考
※は、当該機械装置が、当該事業内容の事業実施に必要である場合、直接入力して下さい。	種目	施設整備の追加の有無			負担区分	備考
	種目	無			自己資金	その他
		無				
		無				
		無				
		無				

P97~98 参照

P99~100 参照

チェック

転記

クリア

P85~88、P95 参照

〇の注は任意です

1. 事業内容は、計画内容が明らかとなるよう項目に分けて具体的に記載すること。

2. 施設整備が必要な機械装置は全年度に導入するものに限ります。

機械装置入力シート (畜産ICT事業版) チェック手順

5

チェック クリア

申請会議番号:
都道府県名:
申込年月日:

承認会議名
会議の代表者名

チェック
クリア

申請会議番号

都道府県名

承認会議名
会議の代表者名

チェック
クリア

申請会議番号

都道府県名

新規登録
法人名称又は氏名
法人の場合、代表者名

住所

ICT化養豚機械装置導入事業 畜産用
要望調査票作成入力シート

1 経営の概況 (令和8年5月1日現在)

頭数
時間

総労働時間
労働力
年間総労働時間

← [自動計算] 年間総労働時間 = 経産牛頭数 × 12 / 14 × 106
← [自動計算] 年間総労働時間 = 経産牛頭数 × 12 / 14 × 96

2 機械装置の導入関係

(1) 搾乳方式の改善 「現状と同種搾乳方式の導入 (増設含む) を希望します (別紙説明資料あり) の搾乳方式と同種の機械装置を導入する場

①現在の状況

現状の搾乳方式: [必須]

自動乳頭消毒機の保有: →現在保有の場合に「O」をプルダウンで選択。

②導入希望の機械装置

機械装置の種類	搾乳ロボット	ミルクキングパーラー	搾乳ユニット搬送レール	手動搬送方式	ミルカー 自動搬送装置
機械装置のメーカー名					
型式					
台(式)数					
見積金額 (税抜) の計					
消費税額					

1

搾乳方式チェック

チェックボタン押下
時に自動計算

(2) 給餌方式の改善

「同種機械装置の導入を希望します (別紙説明資料あり)」

①現在の状況 「現仕様の機械装置に「O」をプルダウン選択。全て未選択の場合は「入力による給餌方式」が自動選択。

機械装置の種類	自動給餌機 (濃厚飼料用)	自動給餌機 (濃厚飼料用)	仰寄せロボット	仰寄せロボット	自走式飼餌車
機器の保有状況					
飼料給与関係機械装置の保有状況 (給餌)					

②導入希望の機械装置 (給餌)

機械装置の種類	自動給餌機 (濃厚飼料用)	自動給餌機 (濃厚飼料用)	仰寄せロボット	仰寄せロボット	自走式飼餌車
型式					
台(式)数					
見積金額 (税抜) の計					
消費税額					

2

給餌方式チェック

チェックボタン押下
時に自動計算

5

チェック: 補助要件確認チェック

すべての入力を終えてから押してください。

転記: 入力シートからの出カシートへのデータ反映

クリア: すべての入力内容の削除

※最下部の5も同一機能なので、どちらか一方を押してください。

1 搾乳方式チェック

(1) 搾乳方式の改善の入力を終え、1を押して赤セルが表示されなければ、右に削減労働時間が自動表示されます。しかし、1を押した後、赤セルが表示されれば、赤セル部分を修正して、再度1を押して下さい。

2 給餌方式チェック

(2) 給餌方式の改善の入力を終え、2を押して赤セルが表示されなければ、右に削減労働時間が自動表示されます。しかし、2を押した後、赤セルが表示されれば、赤セル部分を修正して、再度2を押して下さい。

ICT 通常要望・増設等要望共通編

3 機械装置入力シートファイルの入力

※①から順に入力してください

機械装置の入力 (酪農用)

⑥ チェック 転記 クリア

① 応援会議番号: 1
都道府県名: 東京都
←県内の会議整理番号を入力 ※フルダウンロードで選択

③ 申込年月日: 2028/1/1
←「yyyy/mm/dd」で入力

② 中畜ICT/集酪広援会議
④ 申込者の住所: 東京都千代田区外神田1111
株式会社中畜アーム
公益直夫
←「yyyy/mm/dd」で入力

⑤ 新規登録
新規応援会議名
会議の代表者名
法人名称又は氏名
本人の場合(代表者名) 公益直夫

ICT化等機械装置等導入事業 酪農用
要望調査票作成用入力シート

1 経営の概況 (令和8年5月1日現在)

経産牛頭数	100 頭	← [自動計算] 年間総労働時間 = 経産牛頭数 × 12/14 × 10
労働力	2 人	← [自動計算] 年間総労働時間 = 経産牛頭数 × 12/14 ×
年間総労働時間	8,000 時間	

⑥ 年間労働時間で計算
← 飼養管理労働時間で計算

- ① 応援会議番号/都道府県名
- ② 代表者名
応援会議名を選択すると自動入力されるので**入力不要**
※情報を変更している等の場合は、手入力による記入も可能
- ③ 申込年月日
- ④ 申込者の住所
リース契約段階で住所を修正する事例が多いので、申請者の**所在する住所**を正しく記入
- ⑤ 牛頭数
頭数上限: 酪農用 150 頭
繁殖用 100 頭
肥育用 200 頭
※上限を超えた場合はエラー表示 (■赤セル)になる
労働力
年間総労働時間
牛頭数から自動計算されるので**入力不要**
- ⑥ 計算方法 いずれかを選択
P121~122をよく確認した上で、選択してください

① 応援会議番号

応援会議番号

- ・ 県番号 (コード) + 応援会議番号 (コード) で構成
- ・ 応援会議コードの 2 桁に県コードの 3 桁を当てはめた 5 桁の数字で整理しています。
- (例: 01 (県コード) + 001 (応援会議コード) → 01001)
- (例: 20 (県コード) + 005 (応援会議コード) → 20005)

※ワークシートの「**項目リスト**」の中に現在の県コードや応援会議コードが北海道から順番に掲載されておりますので、参照してください

⑤ チェック/転記/クリア

使用については、チェック手順を参照してください

※最下部に配置されているのもも同一機能

機能の概要

- ・ **チェック**
入力内容のチェック
- ・ **転記**
入力シートから出力シートへ反映 (P111 参照)
- ・ **クリア**
全ての入力内容の削除

チェックについては、前のチェック手順で説明しておりますので参照してください

③ 新規登録

応援会議が未登録の場合

- 1 新規登録に を入れる
- 2 会議名と代表者名を **手入力**

※ポイントの①に従って、応援会議番号が整理用として作成される

なお、新規応援会議は、5月29日までに設立した旨、設立等報告を提出して下さい

(P7～8 参照)

2 機械装置の導入関係

(1) 搾乳方式の改善
 「現状と同種搾乳方式の導入（機器含む）を希望します（別添説明資料あり）」

現状の搾乳方式と同種の機械装置を導入する場合は、専門委員会の承認が必要で、

① 現在の状況

現状の搾乳方式： **バット及びパイプライン方式（自動脱乳装置なし）** 【必須】

同種の機械装置を導入

② 自動乳頭洗浄機の保有： **0**

→現在保有の場合に「0」をプルダウンで選択。

（電機）「バスター方式脱乳」

③

現状のバスター方式

ストローク

③ 導入希望の機械装置

上からメーカー名をプルダウンで選択し、次に型式をプルダウンで選択します、その逆はできません。その後、台数、見積金額は手入力してください（ポイント参照）

③ 導入希望の機械装置

機械装置の種類	搾乳ロボット	ミルクガンバスター	搾乳ユニット搬送レベル		ミルク自動脱乳装置	自動乳頭洗浄機
			自動搬送方式	手動搬送方式		
機械装置のメーカー名	LELY				ストランゴ	
型式	14				ソアスマット10	
台数	1					
見積金額（税抜）の計	25,000,000				5,000,000	
消費税額	2,500,000				500,000	

① 搾乳方式チェック

「(1)搾乳方式の改善」の必要項目の入力を終えたら、**①搾乳方式チェック** ボタンを押し、削減労働時間を表示

①

搾乳方式チェック

チェックボタン押下時
に自動計算

429 時間

時間

→手入力での削減時間の申請が必要の場合、こちらに記入してください。

ポイント

① 現状の搾乳方式

以下よりプルダウンで選択

- バケツ及びびばいプライン方式 (自動離脱装置なし)
- バケツ及びびばいプライン方式 (自動離脱装置あり)
- 搾乳ユニット手動搬送方式 (自動離脱装置なし)
- 搾乳ユニット手動搬送方式 (自動離脱装置あり)
- 搾乳ユニット自動搬送方式
- ミルクングパーラー方式 (自動離脱装置なし)
- ミルクングパーラー方式 (自動離脱装置あり)
- 搾乳ロボット方式

(参考)

実施要領別紙 8 の別添 4 第 3 の搾乳牛 1 頭当たり搾乳時間の搾乳方式の一覧であり、削減が期待される年間労働時間の現状値となります

③ 導入希望の機械装置

メーカー名や型式がプルダウンで表示されない場合

手入力し、カタログ等資料、労働時間軽減に関する資料等の添付・提出が必須

消費税額

見積金額を入力するとから自動計算されるので入力不要

① 搾乳方式チェック

削減労働時間

- ・ 自動計算されるので**入力不要**
- ・ 入力内容に不備がある場合は自動計算されないので、エラー表示 (■赤セル) を修正し、再度①搾乳方式チェックボタンを押してください

(2) 給餌方式の改善
「同種機械装置の導入を希望します(別紙説明資料あり)」

① 現在の状況

現在保有の機械装置に「0」をロボット選択。全未選択の場合は「1」による給餌方式「自動選餌」。

機械装置の種類	自動給餌機(選餌・粗飼料用)	自動給餌機(選餌方向)	飼寄せロボット	自動選餌車	移動式乳搾機
機器の保有状況		0			

何らかの飼料給与関係機械装置の保有状況:

② 導入希望の機械装置

(例)

機械装置の種類	自動給餌機(選餌・粗飼料用)	自動給餌機(選餌方向)	飼寄せロボット	自動選餌車	移動式乳搾機
機械装置のメーカー名			MIC		
型式			52-25B		
台数			1		
見積金額(税別)の計				5,000,000	
消費税額				500,000	

① 現在の状況

飼料給与関係機械装置の導入希望の有無に係らず、該当する機械がある場合はプルダウン選択

② 導入希望の機械装置(給餌)

上からメーカー一名をプルダウンで選択し、次に型式をプルダウンで選択します、その逆はできません。その後、台数、見積金額は手入力してください(ポイント参照)

② 給餌方式チェック

「(2) 給餌方式の改善」の必要項目の入力を終えたら、②給餌方式チェックボタンを押し、削減労働時間を表示

②

給餌方式チェック

チェックボタン押下時
に自動計算

429 時間

時間

「手入力での削減時間の申請が必要な場合は、こちらに記入してください。」

ポイント

② 導入希望の機械装置（給餌）

メーカー名や型式がプルダウンで表示されない場合

手入力し、カタログ等資料、労働時間軽減に関する資料等の添付・提出が必須

消費税額
見積金額から自動計算されるので
入力不要

② 給餌方式チェック

削減労働時間

- ・自動計算されるので入力不要
- ・入力内容に不備がある場合は自動計算されない
ので、エラー表示(■赤セル)を修正
- ・再度②給餌方式チェックボタンを押す

(3) 家畜飼養管理の改善

<p>① 現在の状況 (繁殖管理・放牧管理)</p> <p>③ 現在の状況 (徐糞作業・敷料散布作業)</p> <p>家畜飼養管理関係機械装置の導入希望の有無に係らず、該当する機械がある場合はプルダウン選択</p>		<p>② 導入希望の機械装置 (繁殖管理・放牧管理)</p> <p>④ 導入希望の機械装置 (徐糞作業・敷料散布作業)</p> <p>上からメーカー名をプルダウンで選択し、次に型式をプルダウンで選択します、その逆はできません。その後、台数、見積金額は手入力してください (ポイント参照)</p>	
<p>① 現在の状況 (繁殖管理)</p> <p>①現在の状況</p> <p>機械装置の種類</p> <p>機器の保有状況</p>	<p>② 導入希望の機械装置</p> <p>機械装置の種類</p> <p>機械装置のメーカー名</p> <p>型式</p> <p>台(式)数</p> <p>見積金額 (税抜) の計</p> <p>消費税額</p>	<p>③ 現在の状況 (放牧管理)</p> <p>③現在の状況</p> <p>機械装置の種類</p> <p>機械装置のメーカー名</p> <p>型式</p> <p>台(式)数</p> <p>見積金額 (税抜) の計</p> <p>消費税額</p>	<p>④ 導入希望の機械装置</p> <p>機械装置の種類</p> <p>機械装置のメーカー名</p> <p>型式</p> <p>台(式)数</p> <p>見積金額 (税抜) の計</p> <p>消費税額</p>
<p>↓現在保有の機械装置に「0」をプルダウン選択、全て未選択の場合は「1」が自動選択。</p>		<p>↓現在保有の機械装置に「0」をプルダウン選択、全て未選択の場合は「1」が自動選択。</p>	
<p>①現在の状況</p> <p>繁殖監視装置</p> <p>分機監視装置</p> <p>行動監視装置 (繁殖)</p>		<p>③現在の状況</p> <p>行動監視装置 (放牧)</p>	
<p>0</p>			
<p>②現在の状況</p> <p>繁殖監視装置</p> <p>分機監視装置</p> <p>行動監視装置 (繁殖)</p>		<p>④現在の状況</p> <p>行動監視装置 (放牧)</p>	
<p>0</p>			
<p>③現在の状況</p> <p>繁殖監視装置</p> <p>分機監視装置</p> <p>行動監視装置 (繁殖)</p>		<p>④現在の状況</p> <p>行動監視装置 (放牧)</p>	
<p>0</p>			
<p>④現在の状況</p> <p>繁殖監視装置</p> <p>分機監視装置</p> <p>行動監視装置 (繁殖)</p>		<p>④現在の状況</p> <p>行動監視装置 (放牧)</p>	
<p>0</p>			
<p>⑤現在の状況</p> <p>徐糞作業</p> <p>機械装置の種類</p> <p>機械装置のメーカー名</p> <p>型式</p> <p>台(式)数</p> <p>見積金額 (税抜) の計</p> <p>消費税額</p>		<p>⑤現在の状況</p> <p>徐糞作業</p> <p>機械装置の種類</p> <p>機械装置のメーカー名</p> <p>型式</p> <p>台(式)数</p> <p>見積金額 (税抜) の計</p> <p>消費税額</p>	
<p>↓現在保有の機械装置に「0」をプルダウン選択、全て未選択の場合は「1」が自動選択。</p>		<p>↓現在保有の機械装置に「0」をプルダウン選択、全て未選択の場合は「1」が自動選択。</p>	
<p>⑤現在の状況</p> <p>徐糞作業</p> <p>バンスクレーパーの保有: ③</p> <p>家畜飼養管理機械装置の保有状況</p> <p>④導入希望の機械装置</p>		<p>⑤現在の状況</p> <p>徐糞作業</p> <p>バンスクレーパーの保有: 0</p> <p>家畜飼養管理機械装置の保有状況</p> <p>④導入希望の機械装置</p>	
<p>バンスクレーパー</p> <p>002</p> <p>チェーンボスクレーパー</p> <p>1</p> <p>2,500,000</p> <p>250,000</p>		<p>バンスクレーパー</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p>	
<p>⑥現在の状況</p> <p>敷料散布</p> <p>機械装置の種類</p> <p>機械装置のメーカー名</p> <p>型式</p> <p>台(式)数</p> <p>見積金額 (税抜) の計</p> <p>消費税額</p>		<p>⑥現在の状況</p> <p>敷料散布</p> <p>機械装置の種類</p> <p>機械装置のメーカー名</p> <p>型式</p> <p>台(式)数</p> <p>見積金額 (税抜) の計</p> <p>消費税額</p>	
<p>↓現在保有の機械装置に「0」をプルダウン選択、全て未選択の場合は「1」が自動選択。</p>		<p>↓現在保有の機械装置に「0」をプルダウン選択、全て未選択の場合は「1」が自動選択。</p>	
<p>⑥現在の状況</p> <p>敷料散布</p> <p>敷料散布機の保有: ③</p> <p>家畜飼養管理機械装置の保有状況</p> <p>④導入希望の機械装置</p>		<p>⑥現在の状況</p> <p>敷料散布</p> <p>敷料散布機の保有: 0</p> <p>家畜飼養管理機械装置の保有状況</p> <p>④導入希望の機械装置</p>	
<p>敷料散布機</p> <p></p> <p></p> <p></p>		<p>敷料散布機</p> <p></p> <p></p> <p></p>	

③ 飼養管理チェック

「(3)家畜飼養管理の改善」の必要項目の入力を終えたら、**③飼養管理** チェックボタンを押し、削減労働時間を表示

時間: _____

429 時間

飼養管理チェック

チェックボタンを押下時
に自動計算

一手入力での削減時間の申請が必要な場合は、こちらに記入してください。

ポイント

②④ 導入希望の機械装置

メーカー名や型式がプルダウンで表示されない場合

手入力し、カタログ等資料、労働時間
軽減に関する資料等の添付・提出が必須

消費税額
見積金額から自動計算されるので
入力不要

③ 飼養管理チェック

削減労働時間

- ・ 自動計算されるので**入力不要**
- ・ 入力内容に不備がある場合は自動計算されないなので、エラー表示(■**赤セル**)を修正
- ・ 再度**③飼養管理チェック**ボタンを押す

3 機械装置の導入方式

注 1：リース方式が、購入方式が記入する。
注 2：購入方式を選択する場合は、別紙10のIの第1の12の(3)のAに取り組み経営体に限る。
4 機械装置導入により想定される労働時間の削減効果

※ブルダウんで選択

① リース方式

(1) 労働負担軽減経営体における削減労働時間

時間
チェックボックスを押下後、自動計算されます

【自動計算】
稼働率1割当たり削減労働時間×稼働率×12/14、小夜点以下四捨五入

※削減労働時間は、別添4の「労働時間削減効果分析」の第3「削減が期待される年間労働時間の考え方」に基づき算出します

(2) 削減労働時間の検証方法

② 機械導入前後で作業日誌等により労働時間を計測・記録して検証する

※ブルダウんで選択

5 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組

③ 該当の取組がある場合、「O」をブルダウんで選択↓

Table with 3 columns: 後継者, (参考) 取組の回答様式を示す添付資料の例, (参考) 採算. Includes rows for family succession and legal entities.

Table with 2 columns: 取組内容, (参考) 採算. Includes rows for HACCP, environmental measures, and safety.

この算出についてはチェックボタンを押すことで自動計算されるので、P8 6を参照してください

6 労働時間削減効果分析の結果

補助金申請額(税抜)の合計額/削減が期待される年間総労働時間(時間) × 10000 / 10000 = 削減率
※費用対効果分析の結果は、別添4の「労働時間削減効果分析」の第2「評価点数の算出式」に基づき算出します。

【自動計算】 5.401

※チェックボタンを押下後、自動計算されます

① 機械装置の導入方式

以下のいずれかをプルダウンで選択

- ・リース方式
- ・購入方式

② 削減労働時間の検証方法

以下のいずれかをプルダウンで選択

- ・機械導入前後で作業日誌等により労働時間を計測・記録して検証する
- ・支援機関と導入前後の作業時間を検証する

③ 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組

・該当する飼養管理の改善への取組みがある場合、プルダウンで「○」を選択

・選択した取組については、

回答根拠を示す添付資料の提出が必要

※添付資料の詳細については、5の表中の「(参考) 左記の回答根拠を示す添付資料の例」及びP125～128を参照

施設整備等要望の入力

ICT 通常要望編

ICT 増設等要望編

施設整備の要望がない場合も、2の(1)については、導入する機械装置全てを記入してください

1. 機械装置の導入と一体的な施設整備の必要性

自動給餌機の導入に対処し、第1牛舎に走行用レールを設置するための通路床部分の整地・補強及び飼料保管庫部分の増築

①

施設整備の概要等

(1) 事業の内容等

《〈参考〉導入機械装置》

機械装置名	機械価格 (税抜)	数量	単価 (付属機器を除く)	補助事業 の 活用状況	他事業活 用の場合 の事業名
※該当する機 械装置がない 場合、直接入 力して下さい					
搾乳ロボット	30,000,000	1	25,000,000	当該事業	
飼育せロボット	4,500,000	1	4,500,000	当該事業	
移動式ほ乳機	2,222,500	1	2,222,500	当該事業	
パンスクレーパー	6,500,000	1	6,500,000	当該事業	

チェック 取記 クリア

《〈施設整備の要望入力〉》

事業内容	種目	施設の 構造、 規格、 能力等	建設面 増加 有無

① 機械装置の導入と一体的な施設整備の
必要性
施設整備要望がある場合、**必須入力**

② 機械装置名

③ 単価 (付属機器を除く)

施設整備要望の有無に係らず**必須入力**
※導入を要望する**機械装置は全て記入**
してください

※単価は見積書等をよく確認した上で、
入力してください

④ 補助事業の活用状況

ICT 事業の場合「**当該事業**」で固定表
示されているため**入力不要**

⑤ 他事業活用の場合の事業名

ICT 事業の場合、**入力不要**

(入力上の注意点)

1. 事業種目欄は、計画内容が明らかとなるように細目に分けて具体的に記載すること。
2. 施設の整備が必要な機械装置は令和8年度に導入するものに限るとする。

① 機械装置の導入と一体的な施設整備の必要性

機械装置の導入と一体的な補改修・増築をする場合

- ・見積書の「工事概要」を参考に**必要性を具体的に記入**対象工事

「補改修」及び「増築」

補助対象外

「新築」及び「更新」

② 機械装置名 ⇒ ⑤

- ・機械装置名を入力すると、⑤「機械価格（税抜）、数量（式・台）」が**自動入力**される
- ・2の(1)～(3)で導入希望していない機械装置を入力すると、エラー表示（**■赤セル**）となる

※導入を要望する機械装置は全て記入してください

※ 施設の整備が必要な機械装置は令和8年度に導入するものに限る

施設整備等要

1 機械装置の導入
自動給餌機の導入

2 施設整備の件
(1) 事業の内容

機械装置名	畜台名
※該当する機械装置がない場合、直接入力して下さい。	
搾乳ロボット	
飼料ロボット	
移動式乳機	
パンスクレーパー	

チェック

(入力上の注意点)
1. 事業種目欄は
2. 施設の変更が
けること。

施設整備の必要性
の通設床部分の空地・補設及び飼料保管庫部分の増築

4 施設整備チェック

《施設整備の要望入力》

事業内容	建設面積の増加の有無	有の場合の面積 (㎡)		竣工予定 又は 完了年月日	事業費 (税抜)	負担区分			備考
		④	⑤			補助金	自己資金	その他	
① 種目 施設の構造、規格、能力等 ② 牛舎の補改修とロボット室の増設	③ 有	④ 50	⑤ 55,000	⑥ 2025/2/20	⑦ 4,500,000	⑧ 2,250,000	2,250,000	50.00%	⑧

① 種目
内容が明らかになるように実施内容を
細目に分けて具体的に

② 施設の構造、規格、能力等
施設の構造等を具体的に

⑥ 竣工予定又は完了予定日
⑦ 事業費 (税抜)
⑧ 補助金
施設整備要望がある場合、必須
補助金は、導入予定の機械装置本体
価格の1/2を上限

④ 施設整備チェック
「施設整備等要望の入力」の必要
項目の入力を終えたら、④施設整備
チェックボタンを押し、エラー表示
(赤セル) がないことを確認
エラーがあれば該当部分を修正

③ 建設面積の増加の有無

見積書の工事費の中の「うち建設面積増加部分の施設本体建設費」の欄に金額が記載されている場合

- ・プルダウンで「有」を選択
- ・「有」を選択した場合は、④ 面積 (m²) ⑤ 単価 (/m²) の入力は必須となります
- ・増築がない場合、「無」を選択し、④⑤の入力は不要です

⑤ 単価 (/m²)

- ・補改修 (増築のみ) の単価については以下の基準事業費を補助対象の上限とします。上限を超えた分は自己負担となります

肉用牛舎：48 千円/m²

乳用牛舎：80 千円/m² (成牛用)

83 千円/m² (哺育育成用)

- ・単価は、見積書の「うち建築面積増加部分の施設本体建設費」(P 1 4 5 参照)の単価を記入してください

⑧ 補助金⇒ ㉔

- ・⑧ 補助金を入力すると、「自己資金」及び「補助率」は自動入力される

※ 施設の整備が必要な機械装置は令和 8 年度に導入するものに限る

ICT 増設等要望編

② 現状の搾乳方式

③ 自動乳頭洗浄機の保有

搾乳関係機械装置の導入希望の有無に係らず、現在状況②③は必須入力とし、該当する項目をプルダウン選択

⑥ 導入希望の機械装置

上からメーカー名をプルダウンで選択し、次に型式をプルダウンで選択します、その逆はできません。その後、台数、見積金額は手入力してください

※メーカー名や型式がプルダウンで表示されない場合は、手入力し、カタログ等資料、労働時間軽減に関する資料等の添付・提出が必要

消費税額

見積金額から自動計算されるので入力不要

⑦ 削減労働時間（手入力）

①に☑を入れてある場合、別紙説明資料で算出された削減労働時間の手入力が必要。未入力の場合、エラー表示（■赤セル）となる

2 機械装置の導入関係

(1) 搾乳方式の改善

① 現状と同種搾乳方式の導入（増設含む）を希望します（別紙説明資料あり）

現状の搾乳方式と同種の機械装置を導入する場合、専門委員会の承認が必要です

② 現状の状況

現状の搾乳方式 【必須】

④ 同種の機械装置を導入

⑥ 増設 ストール機

③ 現在保有の場合に「0」をプルダウンで選択

⑥ 導入希望の機械装置

機械装置の種類	搾乳ロボット	ミルクインガバレー	搾乳ユニット搬送レベル		型式	台数	見積金額（税抜）の計	消費税額
			自動搬送方式	手動搬送方式				
機械装置のメーカー名		ストランゴ						
型式		個別搬出方式				10	10,588,000	
台数							1,058,600	
見積金額（税抜）の計								
消費税額								

⑤ 同種の機械装置を導入

⑥ 増設 ストール機

現状の搾乳方式 ストール機

① 搾乳方式がミルク

チェックボタン押下時
に自動計算

⑦ 削減労働時間
1252 時間

① 手入力での削減時間の申請が必要な場合は、こちらに入力してください

ポイント

④ ▶ 同種の機械装置を導入（パーラー方式変更）

同種の機械装置を導入（パーラー方式変更）する場合
（ミキシングパーラーの方式変更を希望する場合）

- パーラー方式変更を選択
- 「現状のパーラー方式」を以下のいずれかからプルダウンで選択
 - ・ヘリングボーン
 - ・パラル
 - ・ロータリー
 - ・アプレスト
 - ・タンデム
- 「ストール数」を手入力

条件

- ・①に☑が入っている
- ・②が、「ミルキングパーラー方式（自動離脱装置あり）」である
- ・⑥の「ミルキングパーラー」に入力がある

① 現状と同種搾乳方式（増設を含む）を希望します

現状と同種搾乳方式の導入（増設を含む）を希望する場合

保有機械装置の能力に対し、搾乳頭数が計画に比べて増頭しており、過剰な労働時間である場合で、同種の機械装置の導入を希望する場合、☑を入れることにより、同種の機械装置導入が可能

※専門委員会の承認を得るため、説明資料(P21～22 参照)の作成・提出が必要

① 搾乳方式チェック

・「(1)搾乳方式の改善」の必要項目の入力を終えたら、①搾乳方式チェックボタンを押し、記入内容をチェック

⑤ ▶ 同種の機械装置を導入（増設）

ミルカー自動離脱装置の増設を希望する場合

○増設を選択

条件

- ・①に☑が入っている
- ・②が以下のいずれか
 - バケット及びパイプライン方式（自動離脱装置あり）
 - 搾乳ユニット手動搬送方式（自動離脱装置あり）
 - 搾乳ユニット自動搬送方式
 - ミルキングパーラー方式（自動離脱装置あり）
- ・⑥の「ミルカー—自動離脱装置」に入力がある

(2) 給餌方式の改善

① 飼料供給装置の導入を希望します。別添説明書をご覧ください。

② 現在の状況

③ 飼料給与関係機械装置の保有状況

機械装置の種類	自動給餌機 (標準・相対利用)	自動給餌機 (標準・相対)	飼料ロボット	自走式給餌車
飼料の保有状況				

飼料給与関係機械装置の保有状況

④ 導入希望の機械装置

機械装置の種類	自動給餌機 (標準・相対利用)	自動給餌機 (標準・相対)	飼料ロボット	自走式給餌車
機械装置のメーカー名				
型式				
台数				
見積金額 (税別) 円計				
消費税額				

④ 稲わら細断機の導入を希望する場合、専門委員会での承認が必要です。削減時間を手入力してください。

⑤ 削減金額 (税別) 円計

削減金額 (税別) 円計	0
--------------	---

② 現在の状況

飼料給与関係機械装置の導入希望の有無に係らず、該当する機械がある場合はプルダウン選択

③ 導入希望の機械装置 (給餌)

上からメーカー名をプルダウンで選択し、次に型式をプルダウンで選択します、その逆はできません。その後、台数、見積金額は手入力してください

※ メーカー名や型式がプルダウンで表示されない場合は、手入力し、カタログ等資料、労働時間軽減に関する資料等の添付・提出が必要

消費税額

見積金額から自動計算されるので入力不要

⑥ 削減労働時間 (手入力)

稲わら細断機の導入を希望する場合

稲わら細断機は、要綱要領において「1頭当たりの労働時間」が定められていないことから、④の自動計算結果には稲わら細断機の削減労働時間は表示されません。したがって、稲わら細断機を導入する場合は、④の説明資料で算出した削減労働時間を必ず手入力してください

⑥ 手入力での削減時間の削減が必要の場合、こちらに記入してください。

削減時間 (分)

540

削減

④ チョウチンボ飼料に削減

削減方式データ

削減

ポイント

① 同種機械装置の導入を希望します

同種機械装置の導入を希望する場合
 機械装置老朽化等により、同種の機械装置
 の導入を希望する場合、を入れることによ
 り、同種の機械装置導入が可能

※専門委員会の承認を得るため、**説明資料**
 (P 2 1 ~ 2 2 参照)の**作成・提出が必要**

④ 委員会対応要
 ⑤ 稲わら細断機

稲わら細断機の導入を希望
 する場合

- ④で○を選択
- ⑤にメーカー名・型式等
 を入力

消費税額
 見積金額から自動計算され
 るので**入力不要**

※専門委員会の承認を得るた
 め、**説明資料**(P 2 1 ~ 2 2
 参照)の**作成・提出が必要**

② 給餌方式チェック

・「(2)給餌方式の改善」の必要項目の入力を
 終えたら、**②給餌方式チェック**ボタンを
 押し、記入内容をチェック

- ② 現在の状況 (繁殖管理・放牧管理)
- ④ 現在の状況 (徐糞作業・敷料散布作業)
家畜飼養管理関係機械装置の導入希望の有無に係らず、該当する機械がある場合はプルダウン選択

- ③ 導入希望の機械装置 (繁殖管理・放牧管理)
- ⑤ 導入希望の機械装置 (徐糞作業・敷料散布作業)
上からメーカー名をプルダウンで選択し、次に型式をプルダウンで選択します、その逆はできません。その後、台数、見積金額(税抜)の計見積金額は手入力してください

※メーカー名や型式がプルダウンで表示されない場合は、手入力し、カタログ等資料、労働時間軽減に関する資料等の添付・提出が必要
消費税額
見積金額から自動計算されるので
入力不要

- ⑧ 削減労働時間 (手入力)
バーンクリナーの導入を希望する場合
バーンクリナーは、要綱要領において「1頭当たりの労働時間」が定められていないことから、⑥の自動計算結果にはバーンクリナーの削減労働時間は表示されません
したがって、バーンクリナーを導入する場合は、⑥の説明資料で算出した削減労働時間を必ず手入力してください

(3) 家畜飼養管理の改善

① 飼育管理装置の導入を希望します(別紙説明資料あり)

② 現在保有の機械装置に「0」をプルダウン選択、全て未選択の場合は「大」がより標準方式、が自動選択

機械装置の種類	繁殖監視装置	分娩監視装置	行動監視装置(繁殖)
機器の保有状況			

家畜飼養管理機械装置の保有状況:

③ 導入希望の機械装置	繁殖監視装置	分娩監視装置	行動監視装置(繁殖)
機械装置の種類	繁殖監視装置	分娩監視装置	行動監視装置(繁殖)
メーカー名			
型式			
台数			
見積金額(税抜)の計			
消費税額			

④ 現在保有の機械装置に「0」をプルダウン選択、全て未選択の場合は「大」がより標準方式、が自動選択

⑤ 導入希望の機械装置

家畜飼養管理機械装置の保有状況:

⑥ 現在の状況	バーンクリナー		
機械装置の種類	バーンクリナー	敷料散布機	
メーカー名			
型式			
台数			
見積金額(税抜)の計			
消費税額			

⑦ 削減労働時間の申請が必要の場合、こちらに記入してください

削減労働時間	300 時間
--------	--------

① 現在保有の機械装置に「0」をプルダウン選択、全て未選択の場合は「大」がより標準方式、が自動選択

機械装置の種類	行動監視装置(繁殖)
機器の保有状況	

放牧管理機械装置の保有状況:

③ 導入希望の機械装置	行動監視装置(繁殖)
機械装置の種類	行動監視装置(繁殖)
メーカー名	
型式	
台数	
見積金額(税抜)の計	
消費税額	

④ 現在保有の機械装置に「0」をプルダウン選択、全て未選択の場合は「大」がより標準方式、が自動選択

⑤ 導入希望の機械装置

家畜飼養管理機械装置の保有状況:

⑥ 現在の状況	バーンクリナー		
機械装置の種類	バーンクリナー	敷料散布機	
メーカー名			
型式			
台数			
見積金額(税抜)の計	4,500,000		
消費税額	450,000		

⑦ 削減労働時間の申請が必要の場合、こちらに記入してください

削減労働時間	300 時間
--------	--------

バーンクリナーの導入を希望する場合、専門委員会承認が必要で、削減時間を手入力してください

⑧ 削減労働時間の申請が必要で、削減時間を手入力してください

家畜飼養管理機械装置の保有状況:

⑥ 現在の状況	バーンクリナー		
機械装置の種類	バーンクリナー	敷料散布機	
メーカー名			
型式			
台数			
見積金額(税抜)の計	4,500,000		
消費税額	450,000		

① 同種機械装置の導入を希望します

同種機械装置の導入を希望する場合

機械装置老朽化等により、同種の機械装置の導入を希望する場合、を入れることにより、同種の機械装置導入が可能

※専門委員会の承認を得るため、**説明資料** (P21～22参照)の**作成・提出が必要**

⑥ 委員会対応要

⑦ バーンクリナー

バーンクリナーの導入を希望する場合

- 1 ⑥で○を選択
- 2 ⑦にメーカー名・型式等を入力

バーンクリナーはプルダウン選択できないため、すべて手入力

消費税額

見積金額から自動計算されるので**入力不要**

※専門委員会の承認を得るため、**説明資料**(P21～22参照)の**作成・提出が必要**

③ 飼養管理チェック

・「(3)家畜飼養管理の改善」の必要項目の入力を終えたら、**③飼養管理チェック**ボタンを押し、記入内容をチェック

施設整備等要望の入力

施設整備の要望がない場合も、2の(1)については、導入する機械装置全てを記入してください

1. 機械装置の導入と一体的な施設整備の必要に応じて自動給餌機の導入に対処し、第1牛舎に導入用レールを設置するための通路床部分の整地・補強及び飼料保管庫部分の増築

- ① 施設整備の概要等
- ② 事業の内容等

《〈参考〉導入機械装置》

機械装置名 ※該当する機械装置がない場合は、直接入力して下さい	機械価格 (税抜)	数量 (㎡・台)	【コスト分析用】 単価(ノ式・台)	補助事業 の活用状況 注：②	他事業活 用の場合 の事業名 注：③
② 搾乳ロボット	30,000,000	1	③ 25,000,000	④ 当該事業	⑤

チェック 転記 クリア

《〈施設整備の要望入力〉》

事業内容	建設増有
種目 注：④ 牛舎の補改修とロボット室の増設	有

- ① 機械装置の導入と一体的な施設整備の必要性
施設整備要望がある場合、**必須入力**
 - ② 機械装置名
 - ③ 単価 (付属機器を除く)
 - ④ 補助事業の活用状況
施設整備要望の有無に係らず**必須入力**
他事業、自己資金で施設整備を行う場合も**必須入力**
 - ⑤ 他事業活用の場合の事業名
④が「他事業」の場合、**必須入力**
- ※導入を要望する機械装置は全て記入してください
※単価は見積書等をよく確認した上で、入力してください

(入力上の注意点)
 ① 《〈参考〉導入機械装置》の【コスト分析用】単価の欄は、本事業により機械装置を導入する場合にあって、コスト分析(畜産コスト分析)導入経費と同等の経費の単価について入力すること。
 ② 《〈参考〉導入機械装置》の補助事業の活用状況は必ず選択すること。
 ③ ④で他事業を選択した場合は、右欄に事業名を入力すること。
 ④ 《施設整備の要望入力》の事業内容の種目欄は、計画内容を細目に分けて具体的に記入すること
 ⑤ 《施設整備の要望入力》の【コスト分析用】単価の欄は、建築面積が増加する場合にのみ入力することとし、コスト分析を実施するための単価として、建築面積の増加部分に係る面積を除いたものとする。
 ⑥ 代行施行管理料、製造諸費管理料、実施設計費、既存施設の撤去費用、ストール等附带する経費は除く。)を建築面積の増加部分に係る面積で除いたものとする。
 ※ 施設整備に必要な補助金額は、施設整備が必要機械装置の導入費用(本体価格)の1/2を上限とする。
 ※ 施設の整備が必要機械装置は今和8年度に導入するものに限るものとする。

① 機械装置の導入と一体的な施設整備の必要性

機械装置の導入と一体的な補改修・増築をする場合

- ・見積書の「工事概要」を参考に**必要性を具体的に**記入

対象工事

「補改修」及び「増築」

補助対象外

「新築」及び「更新」

② 機械装置名 ⇒ ③

- ・機械装置名を入力すると、③「機械価格（税抜）、数量（式・台）」が**自動入力**されるが、**他事業、自己資金**の場合は**手入力**が必要

- ・2の(1)～(3)で導入希望していない機械装置を入力すると、エラー表示（**■赤セル**）となる

③ 【コスト分析用】単価（/式・台）

コスト分析の対象となっている下記機械装置を導入する場合、**単価**を入力
※単価は見積書等をよく確認した上で、入力してください

- ・搾乳ロボット（つなぎ用を除く）
- ・搾乳ユニット搬送レール
- ・自動給餌機
- ・ほ乳ロボット
- ・自走式配餌車
- ・バーンスクレーパー

なお、コスト分析基準額を超えた機械装置は**補助対象外**となります

※ 施設の整備が必要な機械装置は令和8年度に導入するものに限る

③ 建設面積の増加の有無

⑤ 【コスト分析用】単価（/㎡）

見積書の工事費の中の「うち建設面積増加部分の施設本体建設費」の欄に金額が記載されている場合

- ・プルダウンで「有」を選択
- ・「有」を選択した場合は、④ 面積（㎡） ⑤ 単価（/㎡）の**入力は必須**となります
- ・増築がない場合、「無」を選択し、④⑤の**入力は不要**です

今回の記入例の場合は、⑤の**単価がコスト分析基準額を超えている**ため、**以下の1及び2の対応が必須**

○単価(55千円)が乳用牛舎のコスト分析基準額(45千円)を超えている

(※単価表はP178参照)



- 1 「出力シート（楽略G01-1別紙1）」を開き、2の(2)の①の増築等において該当するコスト分析基準を超える理由に○を付ける
- 2 添付資料として以下を提出

提出資料

- ・ 施工箇所、施工面積及び施工内容がわかる設計書等
- ・ 金額明細が分かる資料
- ・ 基準を上回る結果となった具体的な理由を説明する資料

なお、コスト分析基準額を超えている場合は**補助対象外**となります

⑧ 補助金⇒ ⑥

- ・ ⑧ 補助金を入力すると、「自己資金」及び「補助率」は**自動入力**される

※ 施設の整備が必要な機械装置は令和8年度に導入するものに限る

5 「Excel マクロシート」のファイル名の変更

今回の事例は畜産 ICT 事業の場合なので経営体は、「01rn_rakuraku1-1_00000000.xlsm」の「00000000」を以下のとおり変更

「00 000 000」

県番号 (半角 2 桁) + 県内の応援会議コード (半角 3 桁) + 経営体名又は法人名

(変更上の注意) 1 個人の経営体名の場合は、姓と名の間にスペースは不要

- 2 法人の場合、「株、有」などのいわゆる環境依存文字や、「(株)、(有)」などの「(、」「)」での省略は使用せず、「株式会社」「有会社」「農事組合法人」などの正式な日本語で表記

今回の事例では、

県番号 (13) + 県内の応援会議コード (001) + 経営体名又は法人名 (株式会社中畜ファーム) で
01rn_rakuraku1-1_13001 株式会社中畜ファーム.xlsm となります。

これで、「要望調査票」(出力シート (ICT別添6-1)) 及び「施設整備要望調査票」(出力シート (ICT別添6-1別紙1)) が作成されたので、以下のとおり提出

○経営体から応援会議へ提出(送信)するもの

① 「Excel マクロシート」ファイルデータ→さらに応援会議から道府県畜産協会へ送信(送信期限: 5月29日)

② 「出力シート (ICT別添6-1)」をプリントアウトしたもの

③ 「出力シート (ICT別添6-1別紙1)」をプリントアウトしたもの→さらに応援会議から道府県畜産協会

④ 「提出添付資料一式」へ提出(提出期限: 6月15日)

※ 「提出書類 確認表」で提出添付資料を確認し、すべて揃ったら、直筆署名等を行い、提出

6 参加要望書 (別添6 (第8の2の(1)関係)) の作成

(1) 応援会議が作成する**参加要望書 (別添6 (第8の2の(1)関係))**のファイルは、「畜産ICT事業・楽酪GO事業情報提供ページ」の「2 実施計画書の承認申請書の提出に当たって」の「(1) 5月末日までの参加要望書・要望調査票のデータの作成・送信にあたって」の中の「畜産ICT事業：要望様式」からダウンロード

2. 実施計画書の承認申請書の提出に当たって (2025.4.18更新)

(1) 5月末日までの**参加要望書・要望調査票のデータの作成・送信にあたって** (全国事業推進会議資料 P45頁参照)

区分	提出ファイル		作成者	提出者	全国事業推進 会議資料参照
	畜産ICT事業	楽酪GO事業			
①参加要望書	要望様式	要望様式	応援会議	応援会議	P45、 P117~120
②要望調査票 (Excelマクロシート)	酪農 肉生繁殖 肉生肥育	酪農	労働負担軽減経営体	応援会議	P45~46、 115~116、 120、 133~139、 166~169
(参考) マクロ手引き	畜産ICT手引き	楽酪GO手引き			P70~114

注：ここで掲載されておりますファイルを利用して作成し、作成できましたファイルを通府県畜産協会まで送信してください。

(2) ファイルの中には3つのシートがあり、**6 参加要望書**のシートを開く



(3) 経営体から送信された「Excel マクロシート」ファイルを開き、**まとめシート (ICT別添6)** (転記用シート) を開き、**24 行目**をコピーして、(2) で開いた**参加要望書 (別添6 (第8の2の(1)関係))**の**24 行目**に貼り付ける

(注意)

まとめシート (ICT別添6) (転記用シート) は、提出は不要

20 対象者の組織名の要望記号

優先順位	優先団体名	優先団体名	組織名の区分	組織名				施設の整備				事業費、補助金額等				成果目標値	当財団削減効果分析の結果	備考
				組織名	組織名	組織名	組織名	事業費 (税抜)	事業費 (税抜)	単価 (/㎡)	事業費 A	事業費 B	計 (A+B)	補助率 (A×1/2以内)	補助金額 (A×1/2以内)			
24	またぞろ畜産協議会	中畜ファーム	搾乳関係協議会	搾乳ロボット	数量	115	1	25,000,000	12,500,000	補助金額 (税抜)	12,500,000	補助率	50.00%	27,500,000	27,500,000	▲38.6	0.237	

参加要望書 (別添6 (第8の2の(1)関係)) ※提出する方

6	畜産ICT協議会議の名称	またぞろ畜産協議会
7	(転記用専名)	(広島県)
8		
9	畜産ICT協議会議は事業への参加の有無	有
10	畜産ICT協議会議は事業への参加の理由	協議の開催
11	畜産ICT協議会議は事業への参加の理由	事業計画の策定
12	畜産ICT協議会議は事業への参加の理由	当財団削減効果分析結果の選定
13	畜産ICT協議会議は事業への参加の理由	事業効果の検討
14	畜産ICT協議会議は事業への参加の理由	先進地視察の開催
15	畜産ICT協議会議は事業への参加の理由	当財団削減効果分析結果への指導
16	畜産ICT協議会議は事業への参加の理由	その他
17		
18		
19		

※ 該当する項目の欄に○を打つ。

○対象者の組織名の要望記号

優先順位	組織名	組織名の区分	組織名	数量	補助金額 (税抜)	補助率	施設の整備				事業費、補助金額等				成果目標値	当財団削減効果分析の結果	備考
							事業費 (税抜)	事業費 (税抜)	単価 (/㎡)	事業費 A	事業費 B	計 (A+B)	補助率	補助金額 (A×1/2以内)			
24	またぞろ畜産協議会	中畜ファーム	搾乳関係協議会	搾乳ロボット	115	1	25,000,000	12,500,000	補助金額 (税抜)	12,500,000	補助率	50.00%	27,500,000	27,500,000	▲38.6	0.237	

コピーして貼り付ける

複数の経営体から要望があった場合

- ① 前述の作業(コピーして貼り付ける)を繰り返し、応援会議として1枚の参加要望書を作成
- ② 「労働時間削減効果分析の結果」が良いもの(数値が小さなもの)が高順位となるように並べ替える
- ③ 「優先順位」に1から順に数値(労働時間削減効果分析の結果が同数値の場合は、優先順位も同数値)を入力

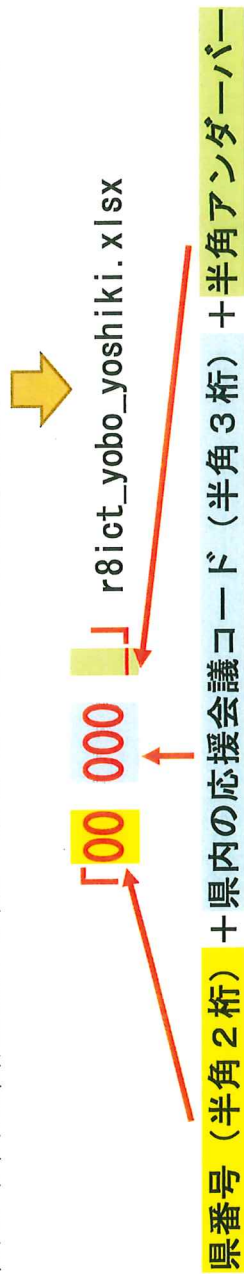
○対象者の機械装置の要望取りまとめ

優先順位	畜産ICT応援会議の名称	労働負担軽減 経営体名	機械装置の区分		補助金額 ×1/2以内)	成果目標値 ※4	労働時間削減 効果分析の結果 ※5	検証方法 ※6
			※1	※2				
1	きたそらち 畜産協議会	中畜ファーム	搾乳関係機械装置	搾乳ロボット	12,500,000	▲38.6	0.237	
2	中畜ICT/案照応援会議	株式会社中畜ファーム	搾乳関係機械装置	搾乳ロボット	17,500,000	▲25.4	0.543	

(4) 作成した別添6 (第8の2の(1)関係) のファイル名を変更

初期状態のファイル名 ICT: 「r8ict_yobo_yoshiki.xlsx」 GO: 「r8rakuG0_yobo_yoshiki.xlsx」

今回の事例は畜産 ICT 事業の場合なので、「r8ict_yobo_yoshiki.xlsx」を以下のとおり変更



今回の事例では、

県番号 (13) + 県内の応援会議コード (001) + 13001_r8ict_yobo_yoshiki.xlsx となります。

○応援会議が道府県畜産協会を経由して中央畜産会に提出するもの

- ① 「別添6 (第8の2の(1)関係)」ファイルデータ
- ② 「Excel マクロシート」ファイルデータ (経営体から提出されたもの) (送信期限: 5月29日)
- ③ 「別添6 (第8の2の(1)関係)」をプリントアウトしたもの
- ④ 「実施計画書・応援計画書」を作成し、プリントアウトしたもの (提出期限: 6月15日)
- ⑤ 「要望調査票関係書類」一式 (経営体から提出されたもの)

1で示した「2 実施計画書の承認申請書の提出に当たって」の「B提出書類 (応援会議⇨中央畜産会)」の中にある

畜産ICT事業の場合

提出書類A (労働負担軽減経営体 ⇒ 畜産ICT応援会議)

【畜産ICT事業】リース方式での機械装置を導入要望の場合

畜産ICT応援会議に提出のあった月日(道府県協会提期限6月15日)

年 月 日

労働負担軽減経営体の要望調査票 提出書類 確認表

提出書類が準備できたら、チェック欄にすべて必要な確認ができた時点で、
提出して下さい。

No	提出書類		チェック欄	
1	要望調査	ICT化等機械装置等導入事業要望調査票 (別添6-1)	<input type="checkbox"/>	
2		補助金及び要望調査に関する確認書 (別添6-1)	<input type="checkbox"/>	
3	添付書類(1)関係	申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面及び見積書(写)、見積もり合わせの場合は3者以上の見積書(写し)	<input type="checkbox"/>	
4	添付書類(1)関係	運搬費や設置工事費等経費の見積書	<input type="checkbox"/>	
5	添付書類(2)関係	申請する補助対象機械装置のカタログ(ガイドブックのページ記載もチェック可)	<input type="checkbox"/>	
6	添付書類(3)関係	機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組に係る回答根拠を示す資料		
		1 後継者	○の項目についてチェックをして下さい。	<input type="checkbox"/>
		2 乳用後継牛		<input type="checkbox"/>
		3 その他		<input type="checkbox"/>
		① 災害時における地域の互助協定に関する締結書類(写)		<input type="checkbox"/>
		② 疾病時等における地域の互助協定に関する締結書類(写)		<input type="checkbox"/>
		③ 地震・台風等により被災した経営であることを証する書類		<input type="checkbox"/>
		④ クラスタ事業の補助を受けていない		<input type="checkbox"/>
⑤ 牛群検定に加入している経営であることを証する書類	<input type="checkbox"/>			
⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営であることを証する書類	<input type="checkbox"/>			
⑦ 応援会議の構成員の中で、JGAP家畜・畜産物の認証農場又は、GAP取得チャレンジシステムの確認済み農場を証する書類	<input type="checkbox"/>			

		<p>⑧ 楽酪応援会議の構成員の中で、農場 HACCP 認定書、又は農場 HACCP 推進農場として指定される経営であることを証する書類</p> <p>⑨ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている経営</p> <p>⑩ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号）に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けている経営</p> <p>⑪ 作業安全に関する取組を実施している経営がある場合</p> <p>⑫ その他、事業実施主体が特に認めた取組を行う経営</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	添付書類(5)関係	「みどりのチェック」チェックシート（畜産経営体向け）	<input type="checkbox"/>
8	添付書類(6)関係	配合飼料価格制度に加入していることが分かる資料（自己申告書及び令和8年度数量契約書の写し）	<input type="checkbox"/>
9	添付書類(7)関係	法人経営体及び常時5名以上を雇用する個人経営体は、従業員の雇用保険及び労働者災害補償保険に関する資料	<input type="checkbox"/>
10	添付書類(8)関係	「生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート」	<input type="checkbox"/>
11		説明確認書	<input type="checkbox"/>
12		個人情報の提供に係る同意の委任状	<input type="checkbox"/>
13	交付等要綱第39の4関係	今回要望する機械装置について、販売業者又は製造会社から、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）の対象機械か、対象機械の場合、契約の準備が整っているか、説明がありましたか。	<input type="checkbox"/>
14	要望調査票の7の施設関係	施設整備要望調査票（別添 6-1 の別紙 1）	<input type="checkbox"/>
15		施設整備の概算見積書	<input type="checkbox"/>
16		事業費算出の基礎となる事業費 費目明細書	<input type="checkbox"/>
17		施設整備の概算設計書・図	<input type="checkbox"/>
17		施設整備を実施する支払い能力が確認できる書類（※機械装置の導入と一体的にリース方式により実施する場合は不要）	<input type="checkbox"/>

提出書類B (畜産 ICT 応援会議 → 中央畜産会)

【畜産ICT事業】

提出年月日(道府県協会提期限6月13日)

年 月 日

畜産ICT事業実施計画書の承認申請書 提出書類 確認表

提出書類が準備できたら、チェック欄にすべて必要な確認ができた時点で、提出して下さい。

No	提出書類	チェック欄
1	実施計画書の承認申請書 (別添7)	<input type="checkbox"/>
2	参加要望書 (別添6) 【実施計画書の承認申請書添付資料(2)】	<input type="checkbox"/>
3	要望調査票(写し) (別添6-1及び別添6-1の別紙1) 要望経営体数 : 戸数 【実施計画書の承認申請書添付資料(3)】	<input type="checkbox"/>
4	労働負担軽減経営体が購入により機械装置を導入する計画の場合、 応援会議が次のいずれかに該当するとした証拠となる資料	<input type="checkbox"/>
	ア 労働負担軽減経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の 合理性があると認められるとき イ アに定める場合のほか、購入方式を行うことが、応援計画の達成のために必要であると応援会議が認めるとき	<input type="checkbox"/>
5	畜産ICT応援計画 【実施計画書の承認申請書添付資料(4)】	<input type="checkbox"/>
6	労働負担軽減経営体の 「みどりチェック」チェックシートの一覧	<input type="checkbox"/>
7	生乳需給安定クロスコンプレックス ライアンスに係るチェックシート申請者一覧表 【実施計画書の承認申請書添付資料(5)】	<input type="checkbox"/>
8	畜産ICT応援会議の組織及び運営に係る規定	<input type="checkbox"/>

提出書類 A (労働負担軽減経営体 ⇒ 畜産 ICT 応援会議)

【畜産 ICT 事業】労働負担軽減経営体の要望調査票提出書類 確認表

労働負担軽減経営体は、応援会議から指示のあった日までには、確認表のチェック欄で必要書類の確認を行い、全ての提出書類が準備出来ましたら、署名し、応援会議に提出して下さい。

1 要望調査票

(別添 6-1)

中央畜産会HP(畜産 ICT 事業・楽酪 GO 事業情報提供ページ)の「要望調査票作成用 EXCEL マクロシート」を入力・作成し、畜産 ICT 応援会議からの指示に基づき、そのデータを応援会議に5月29日までに送信いただくとともに、書面でも6月15日までに提出して下さい。

作成に当たって特に注意してほしい経営体例としては、「飼養牛舎が複数あり、要望機械装置を導入する牛舎内の牛に対して生ずる削減労働時間を他の牛舎内を含む総頭数に適用できない」経営体の場合は、

まずは、所有する牛舎ごとに労働時間を計算し、経営体全体としての総労働時間、削減労働時間を算出した資料を別資料として作成して下さい。

そして、その資料に基づいて、エクセルマクロ様式の入力シートの1の「年間総労働時間」と4の「削減労働時間」の箇所は手入力し、作成手順に従って要望調査票を作成して下さい。

なお、牛舎ごとに労働時間を計算し、経営体としての総労働時間、削減労働時間を算出した資料、及び牛舎ごとの飼養頭数・配置表が分かる図面等を要望調査票に添付して提出して下さい

要望調査票の入力・記入にあたっての留意事項は次のとおりです。

① 所在地、法人名称又は氏名

ア 完了報告時に本人住所の変更事例があまりに多く、また二回目以上の要望でありながら、同じ誤りを繰り返す経営体もあります。

そのことから、「所在地」については、リース契約の住所が申請者の本人住所であることから、**要望調査票の所在地は、必ず本人の所在する住所**を記入して下さい。

また、リース契約の段階で、**要望調査票の申請者の住所とリース契約の契約者住所が異なることが判明した場合は、要望調査票及び参加申請書の再提出をしていただくこととなりますので、注意願います。**

イ 「法人名称」については、代表者名のないものがあるが、登記している法人名称と代表者名を必ず記入して下さい。

ウ 「氏名」については、ご家族の氏名を書かれている場合もあるが、あくまでも、個人経営の場合は、経営の代表者としてリース契約を締結できる氏名を記入して下さい。

エ 上記の項目については、事業完了報告までの手続きにあたり、経営継承や法人化などにより「労働負担軽減経営体」の関する変更がある場合、速やかに理由書とその証明書類を付して畜産ICT応援会議から報告(届出)をお願いします。

② 1の経営の概況（当該年の5月1日現在の頭数を入力）

ア 飼養頭数

以下のとおり記入してください。

畜種		記入する飼養頭数
酪農経営	⇒	経産牛
肉用牛繁殖経営	⇒	成雌牛
肉用牛肥育経営	⇒	肥育牛

※ EXCEL マクロシートは、このような内容で入力・表示されます。

※ 酪農経営では、経産牛頭数を記入してください。なお、今年度の要望対象頭数の上限頭数は、150頭となっています。

イ 労働力

経営体に従事している家族、従業員含めた労働力(人数)を記入して下さい。

また、成果報告書に係る労働者数と定義を合わせることで、(注2)の「フルタイム(8時間/日)労働者を1とし、パートタイム等については、勤務時間の長さによって0~1の間の小数(第1位まで)を記入する。」ものとする。

なお、今回から、法人経営体及び常時5名以上を雇用する個人経営体は、従業員の雇用保険及び労働者災害補償保険に関する資料を提出することとなったので、注意願います。

ウ 年間総労働時間

計画作成時に削減対象とする年間労働時間は、「年間総労働時間」と「年間飼養管理労働時間」のどちらかを選択していただきます。

そして、計算は以下の式を用いて算出してください。

酪農経営	年間総労働時間	=経産牛頭数×12/14×106
	年間飼養管理労働時間	=経産牛頭数×12/14×96
肉用牛繁殖経営	年間総労働時間	=成雌牛頭数×1/1.2×77
	年間飼養管理労働時間	=成雌牛頭数×1/1.2×61
肉用牛肥育経営	年間総労働時間	=肥育牛常時頭数×12/20×52
	年間飼養管理労働時間	=肥育牛常時頭数×12/20×45

※ 別途配布する要望調査票作成マクロには、この計算式が埋め込んであります。

以上のように、計画作成時の年間総労働時間は、「年間総労働時間」と「年間飼養管理労働時間」の2つの解釈がありますが、これは令和元年度畜産 ICT 事業から取り入れた解釈です。

畜産 ICT 事業（ICT 化等機械装置等導入事業）の補助対象機械が牛舎内の飼養管理に関するものに限られ、飼料生産等に関するものが含まれないことから、「機械導入による飼養管理に関する労働時間」の10%削減でも要件を満たすと認めます。としたものであります。

なお、「飼料生産等に関するもの」とは、牧草地などでの飼料生産関係作業、堆肥舎内などでの畜産環境関係作業、集会、研修等への出席、簿記記帳のことです。

③ 2の機械装置の導入関係

「2 機械装置の導入関係」については、導入を希望する機械装置の規模、数量等について、真に必要なものを選定してください。

また、機械装置の型式、台数、本体価格（税抜）、消費税は、見積書の内容と一致させてください。

なお、労働負担軽減機械リストに掲載されておらず、プルダウンに表示のない機械装置のメーカー、型式等は手入力となります。

労働負担軽減機械リストに掲載されていない機械装置は、その内容が確認できないので、本体及び付属機器も併せてカタログ等資料も添付して提出して下さい。

更に、労働負担軽減機械リストに掲載されていない機械装置については、計画承認申請書の集計後、専門委員会で審議させていただくこともありますのでよろしくをお願いします。

④ 4の機械装置導入により想定される労働時間の削減効果

(1)の削減労働時間は、**要望する機械装置のみ**に対して、別添4の第3の「削減が期待される年間労働時間の考え方」の時間により**算出される時間**です。このため、応援計画の4の年間削減労働時間と異なることがあります。

また、要望する機械装置等に対して、別添4の第3で「削減が期待される年間労働時間の考え方」の時間がなく、「(1)の労働負担軽減経営体における削減労働時間」を手書き入力した削減労働時間について、その削減時間の算出根拠が添付されておらず、その確認に時間を要した事例が数例ありました。

労働負担軽減経営体は、削減労働時間を手書き入力した場合、その削減時間の算出根拠を必ず要望調査票の資料として添付し提出して下さい。

なお、この場合も、(1)の削減労働時間は、機械装置導入にのみ削減される労働時間を書くこととなります。

⑤ 5の機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組

「5 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組」の該当項目については、**【添付資料】の(2)**にありますように、その回答根拠を示す資料を添付し提出して下さい。

なお、畜種によって、加点可能な項目は異なります。

⇒ 詳しくは、「6の機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組に係る回答根拠を示す資料」(P125～128)を参照してください。

⑥ 6の労働時間削減効果分析の結果

要領別紙8別添4に基づく労働時間削減効果分析の結果(評価点数)を記載することとなっており、その評価点数の算出式は別添第2で次のようになっている。

評価点数の算出式

$$\text{＝補助金申請額(円)} \div \text{削減が期待される年間総労働時間} \times \text{係数} \div 10,000$$

(注1) (注2)

注1:『補助金申請額』は、本事業によるものであり、導入される補助対象機械装置(本体価格)及び施設整備の事業費(税抜)に対する補助金の合計額となる。

注2:『削減が期待される年間総労働時間』は、補助対象機械装置の導入によって、改善される(搾乳)牛1頭当たり年間労働時間(第3の削減が期待される年間労働時間の考え方(参照))に飼育頭数を乗じた値となる。

なお、この評価の結果を踏まえ、機械装置の導入及び一体的施設の整備を要望する労働負担軽減経営体との優先順位を決定することとなっている。

2 補助金及び要望調査に関する確認書

(別添6-1)

この確認書は、労働負担軽減経営体が補助事業である本事業を行うための補助実施要件を整理したものであります。

そのため、この確認表は、内容を確認して、必ず労働負担軽減経営体が「年月日」「住所」「法人名称又は氏名」を記入し、提出してください。

なお、楽酪事業が平成29年度から開始され、当初導入した機械装置のリース契約も終了する経営体があるものと考えられますが、この確認書の5で「補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体(中央畜産会)の承認を受けることとなっています。

また、その際、「補助金の返還が発生する可能性があることを承認します。」と事業を要望した全ての経営体がこの確認書を承諾の上要望しておりますので、処分制限期間内、すなわち法定耐用年数7年間は利用するものとなっていますので、善良な管理をお願いします。

3 申請する補助対象機械装置の見積結果（入札結果又は見積3者以上）

＜要望調査票添付書類（1）関係＞

機械装置導入の場合は、要望調査時に一般競争入札又は3者以上の見積書を必ず提出して下さい。

- ① 本事業は単年度事業です。見積りを要求する機械装置は、令和9年2月中に導入完了が可能なものを取得してください。
- ② 見積年月日は令和8年4月1日～5月29日までをお願いします。
また、事業手続きの進捗によっては、見積書有効期限の切れた場合は、機械装置の発注は出来ませんので、再度、三者見積等を取ってもらうこととなります。

なお、見積取得に当たっては、P53以降に留意して下さい。

4 運搬費や設置工事費等経費の見積書

＜要望調査票添付書類（1）関係＞

見積取得に当たっては、P53以降に留意して下さい。

5 申請する補助対象機械装置のカタログ

＜要望調査票添付書類（2）関係＞

本体機械装置のみを導入する場合、**畜産施設機械ガイドブック2024に掲載しているページ数**を記入することでカタログの提出は省略することができます。

（「労働負担軽減機械装置リスト」（P183～203参照）

なお、畜産施設機械ガイドブック2024に掲載されていない本体機械装置や、付属機器を申請する場合は、必ず該当製品のカタログを添付・提出して下さい。

6 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組に係る回答根拠を示す資料

＜要望調査票添付書類（3）関係＞

本事業において、労働時間削減効果分析の評価点により採択する仕組みとなっているが、その算出において、機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組を行うことにより**加点され、評点が低くなりますので、優先順位が高くなります。**

評価点数の算出式

＝補助金申請額（円）÷削減が期待される年間総労働時間×**係数**÷10,000

（注：係数は、○を付けた項目加点がすべて加算されます。）

次表に、機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組に係る加点の考え方及び回答根拠を示す添付資料の例を掲載しておりますので、参照いただき、○を付けた全ての該当項目に対する回答根拠を示す資料として添付提出して下さい。

(表) ICT化等機械装置等導入事業及び酪農労働省力化対策事業に係る機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組に係る加点の考え方及び回答根拠を示す添付資料の参考例

区分	項目	加点の考え方及び添付資料の例
1 後継者	<p>① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営</p> <p>(1)主たる経営者が45歳未満</p> <p>(2)主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保</p>	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の(1)：経営者の氏名と年齢が確認できる書類を提出すること。 ・左記の(2)：経営者の氏名と年齢、後継者の続柄と年齢が確認でき、かつ、子息・子女の後継者の意向のわかる書類を提出すること。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢がわかる書類のコピー ・後継者がいるということを確認した第三者（楽酪応援会議や支援組織など）が証明した書類 ・「家族経営協定」（写） ・「農業経営改善計画認定申請書」（写） ・「畜産経営診断結果」のうち労働力の構成がわかる部分のコピー ・酪農・畜産専門紙や業界誌の紹介記事や経営コンクールの事例紹介資料等のうち、出典、氏名・年齢が明確なもの
2 乳用後継牛	<p>① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営</p>	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛（又は育成牛）の自家産割合が8割であることを示す書類を提出すること。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛（又は育成牛）頭数と自家産割合を第三者（楽酪応援会議や支援組織など）が証明した書類（年間集計値でも、最近の時点頭数でもどちらでも可） ・既存のデータ等から経産牛（又は育成牛）の個体のわかる部分をコピーし、自家産牛に○を付すとともに、表とともに提出（畜産経営診断結果、経産牛台帳、牛群検定成績表（乳検成績表・年間子牛生産状況）など） ・酪農・畜産専門紙や業界誌の紹介記事や経営コンクールの事例紹介資料等のうち、自家産による後継牛の概ねの確保が明確なもの

区分	項目	添付する資料の例
	② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①に該当しないが、後継牛の自家産に取り組む経営であることを示す書類提出すること。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛頭数及び自家産割合が増加していることわかる年次別推移表（過去3年分） ・育成牛頭数及び自家保留頭数が増加していることわかる年次別推移表（過去3年分）
3 その他	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で左記の互助協定を締結し、参加している経営であること。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害互助協定書」（写）及び参加していることを示す資料
	② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働負担軽減経営体の具体的な扶助の役割（労役提供の内容等）が明確な互助協定を締結し、参加している経営であること。 <p>※酪農ヘルパー制度への加入（疾病時の特約も含む）では認められません。</p> <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の酪農家が相互で締結している「疾病時等の互助協定書」（写）及び参加していることを示す資料
	③ 地震・台風等により被災した経営	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間以降に被災した経営であること。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「罹災証明書」（写）及び被災した時に撮影した畜産施設等の写真
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産収益力強化緊急支援事業を含む）により施設整備や機械装置の導入に取り組んでいない経営であること。 <p>【添付する資料の例】</p> <p>（不要）</p> <p>※添付資料は不要ですが、地域のクラスター協議会や支援機関に確認の上、正確に回答して下さい。</p>
	⑤ 牛群検定に加入している経営	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛群検定（乳牛検定）に加入している経営であること。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「牛群検定成績表（乳検成績表）」の検定成績集計表（写） <p>※経営所在地、経営者名または法人名が記載されているページ</p>

区分	項目	添付する資料の例
	<p>⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営</p>	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の取り組みを行い、以下の書類を提出すること。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自給飼料の分析結果 ・地域の支援組織や団体等が開催する自給飼料に関する勉強会の資料及び出席者名簿
	<p>⑦ 応援会議の構成員の中で、JGAP 家畜・畜産物の認証農場又は、GAP 取得チャレンジシステムの確認済み農場がある場合</p>	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産 ICT/楽酪応援計画に記載された構成員のうち、いずれか1人が「家畜・畜産物の認証農場」又は「GAP 取得チャレンジシステムの確認済み農場」であること。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JGAP 認証書（写） ・GAP 取得チャレンジシステムの取組農場一覧リストを出力した結果（中央畜産会 HP の GAP 取得チャレンジシステムページ「取組農場一覧」を出力したものに、ラインマーカーして下さい https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/pdf/chikusan_gap_125.pdf
	<p>⑧ 応援会議の構成員の中で、農場 HACCP 推進農場として指定される経営がある場合</p>	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産 ICT/楽酪応援計画に記載された構成員のうち、いずれか1人が「農場 HACCP 認定農場」であるか、又は「農場 HACCP 推進農場」に指定されていること。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農場 HACCP 認定証（写） https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_haccp/attach/pdf/index-79.pdf ・農場 HACCP 推進農場指定書（写） https://jlia.lin.gr.jp/info/archives1559/
	<p>⑨ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている経営</p>	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている経営であること。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減事業活動実施計画（写） ・特定環境負荷低減事業活動実施計画（写）

区分	項目	添付する資料の例
	⑩ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けている経営	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用を促進する法律第7条の「生産方式革新実施計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けた者又は事業終了時まで認定を受けることが確実であると認められる経営であること。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産方式革新実施計画（写）及び農林水産大臣の認定を受けたことが確認できる資料（写） ・生産方式革新実施計画（写）及び地方農政局等に対し認定の申請をしたことが確認できる資料（写）
	⑪ 作業安全に関する取組を実施している経営がある場合	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農作業安全シート」を提出することで加算可能。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央畜産会HP（畜産ICT事業・楽酪GO事情情報提供ページ）からシートをダウンロードしてください。
	⑫ その他、地域への貢献度が高い取組と事業実施主体が特に認めた取組に参加する経営	<p>【加点の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央の畜産関係団体が主催する経営コンクール等で受賞した経営であれば加点可能。 <p>【添付する資料の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営コンクール等の名称及び受賞内容がわかる資料 ・表彰状の写真

7 「みどりのチェック」チェックシート（畜産経営体向け）

<要望調査票添付書類（5）関係>

本チェックシートは、生産現場において、持続可能な畜産物生産に向けて取り組むべき内容が取りまとめられており、**労働負担軽減経営体は、要望調査票提出時及び事業完了報告書提出時に、本チェックシートの提出を行うこととされていますので、作成して提出して下さい。**

なお、P15に提出書類の説明がありますので、確認してください。

8 配合飼料価格制度に加入していることが分かる資料（加入していない場合はその理由）

<要望調査票添付書類（6）関係>

本事業に参加しようとする経営体にとっては、配合飼料を利用し令和7年度に配合飼料価格安定制度に加入しているものについては、引き続き、令和8年度において、制度に加入していることを確認することとなりました。

そのため、要望調査票提出時、令和8年度の配合飼料価格安定制度の数量契約書のコピー、また配合飼料を利用していない等の経営体は自己申告書を提出して下さい。（P16参照）

9 労働環境改善の取組**<要望調査票添付書類（7）関係>**

この取組の内容については、P16に記載しておりますので、参照して下さい。

10 生乳需給安定に向けた取組**<要望調査票添付書類（8）関係>**

この取組の内容については、P16に記載しておりますので、参照して下さい。

11 説明確認書

法令順守の観点及び導入した機械装置の効果を適切に発言させるという観点から、施設に機械装置を設置する場合は、建築基準法等の関係法令・規制等に留意し、適切に対応するよう農林水産省畜産局担当課より指導通知がありました。

このため、本事業において、機械装置の設置に施設の補改修等整備が必要となる次の機械装置の導入を行う場合は、要望調査票提出時に「説明確認書」の提出が必要になります。

【要望時に「説明確認書」の提出が必要な機械装置】

搾乳ロボット
ミルキングパーラー
搾乳ユニット搬送レール（自動方式）
搾乳ユニット搬送レール（手動方式）
ミルカー自動離脱装置
自動給餌機
ほ乳ロボット（据置式）
ほ乳ロボット（レール式）
自走式配餌車
バースクレーパー
敷料散布機

令和 年 月 日

説明確認書

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(建築業者、機械販売業者、農協、畜産 ICT/楽酪応援会議等)
〇〇社/JA×× △△△△

このたび、下記の農場に対して、貴会作成の「畜舎や堆肥舎の建築は建築基準の緩和を生かして建てよう」の 10 ページを用いて、建築基準法に基づく確認申請を必要とする建築物と規模等について説明しましたので、報告します。

記

私は、建築基準法に基づく確認申請を必要とする建築物と規模等についての説明を受けました。

令和 年 月 日

署名 _____ (自署)

労働負担軽減経営体名 : _____

住 所 : _____

(参考) 畜舎や堆肥舎の建築は建築基準の緩和を生かして建てよう (パンフレット)

https://build.lin.gr.jp/pdf/panf_1.pdf

12 個人情報の提供に係る同意の委任状

中央畜産会が（独）家畜改良センターから要望調査票提出経営体の牛トレーサビリティ関連の情報を入手できるよう要望調査票に添付して「個人情報の提供に係る同意の委任状」を提出していただきます。

別記様式（要望調査票提出時添付）

畜産 ICT/業務委託番号	
都道府県名	

令和 年 月 日

ICT化等機械装置等導入事業 及び
酪農経営支援総合対策事業（酪農労働省力化対策事業）
個人情報の提供に係る同意の委任状

公益社団法人中央畜産会会長 殿
（都道府県畜産協会等）会長 殿

（事業参加希望労働負担軽減経営体名）

フリカ

氏名又は名称

私は、標記事業のため、独立行政法人家畜改良センターが保有している牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号、以下「牛トレーサビリティ法」という。）第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された私の情報を公益社団法人中央畜産会及びその委託先団体（都道府県畜産協会等）に対して提供することの同意の権限を公益社団法人中央畜産会会長に委任します。

記

同意管理者の情報（牛トレーサビリティ法に基づく管理者コード番号等）

①	管理者等コード番号	氏名又は名称	住所又は所在地	備考
①				
②				
③				

13 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン

<交付等要綱第39の4 関係>

この取組の内容については、P16に記載しておりますので、参照して下さい。

本事業では、労働負担軽減経営体が手続きを行う場合、各段階において提出書類確認表を提出してもらいますが、その中で、このガイドラインについて確認を行っておりますので、チェック欄の確認をよろしくお願いします。

手続き	確認内容	チェック上の注意
要望調査票	今回要望する機械装置について、販売業者又は製造会社から、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）の対象機械か、対象機械の場合、契約の準備が整っているか、説明がありましたか。	最近は、農林水産省から通知のあった機械装置以外にも、クラウドと関連し、データの送受信を行っている機械装置が増えております。 導入を要望する機械装置について、必ず見積業者に確認し、 契約ガイドラインの対象機械装置であるかないかにかかわらず 、確認した場合は全てチェックをして下さい。
参加申請書	申請する補助対象機械装置に対する「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）について ①対象外である。 ②対象機械である。 契約が可能である。	申請する補助対象機械装置が契約ガイドラインの対象であるか、対象でないかのどちらかにチェックしてください。 そして、対象機械である場合は、契約が可能であるにチェックしてください（可能でない場合はその理由を書いたものを提出して下さい。農林水産省と対応を検討することになります）。 左記の①又は②のどちらにもチェックがない場合は確認照会を行います。
完了報告書	AI・データに関する契約ガイドラインに準拠した契約を行った 機械装置名 契約年月日	参加申請時に「対象である」と報告のあった経営体は、必ず完了報告までに契約を行い、その機械装置名、契約年月日を記入して提出して下さい。 記入のない場合は確認照会を行い、農林水産省に報告を行い、対応を検討することになります。

14 施設整備要望調査票

(別添6-1の別紙1)

機械装置導入及び生産方式転換のための一体的な施設整備を行う場合は、この施設整備要望調査票が必須資料となります。

- ① 1の「機械装置の導入と一体的な施設整備の必要性」の記入に当たっては、導入する機械装置の種類・仕様等が何で、具体的にどのような工事により補改修（又は増築）を行うことにより効率的に機械装置の性能を発揮できるようにするためなどの施設整備内容を記入して下さい。

例えば、

〇〇牛舎に機械装置××の導入のため天井の梁や通路床の補改修、
機械装置〇×導入し飼料の効率的給餌を行うため給餌機保管・調整室の増築などの記入内容が考えられます。

- ② 2の「施設整備の概要等」の「単価 (/㎡)」は施設整備の増築単価で、
15の「施設整備の概算見積書」様式の工事費の「うち建築面積増加部分の施設本体建設費」の単価を記入してください。

なお、実施要領別紙8の別紙1の「補助対象施設整備」に施設の補改修（増築のみ）の単価に当たっては、次の基準事業費を補助対象の上限としています。

肉用牛舎：48千円/㎡

乳用牛舎：80千円/㎡（成牛用）

83千円/㎡（哺育育成用）

- ③ 2の「施設整備の概要等」の（参考）導入機械装置欄は、今年度、本事業で導入するすべての機械装置について、「機械装置名」、「本体価格(税抜)」及び「単価/台・基・セット(付属機器を除く。)」を入力・記入して下さい。

15 施設整備の概算見積書

16 事業費算出の基礎となる事業費 費目明細書

施設整備の概算見積書は、本資料で示した見積書様式（P145参照）とし、本様式で示した費目ごとに整理して下さい。

様式で示した費目のみが補助対象であります。

もし、示した費目と異なる費目があったり、追加した費目があったりした場合は、その費目内容を確認しないで、補助対象外と判断させていただき、要望額も除外して対応させていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、概算見積書については見積者1者でも可能です。交付決定後には一般競争入札又は3者以上の見積による結果として入札結果（見積合わせ結果）を添付資料として提出して下さい。

17 施設整備の概算設計書

概算見積書作成に当たって作成した現況図面、及び整備計画図面（平面図・側面図等）を、整備内容の確認のため、添付資料として提出して下さい。

18 施設整備を実施する支払い能力が確認できる書類

機械装置の購入及び施設整備を要望する労働負担軽減経営体の資金計画について、金融機関が発行する預金残高証明書又は融資証明書等により支払い可能であることが確認できる資料を添付資料として提出して下さい。

なお、導入する機械装置と一体的にリース方式により施設整備を行う場合は提出する必要はありません。

提出書類B (畜産 ICT/楽酪応援会議 ⇒ 中央畜産会)

1 実施計画書

(別添7)

応援会議は、参加要望書(別添6)、要望調査票(別添6-1及び別添6-1の別紙1)、及び応援計画を添えて、実施計画書の承認申請書を作成し、揃えて提出して下さい。

なお、実施計画書の下段の「取組により期待される効果(成果目標)」の各欄には空白とせず、必ず該当する内容の記載をして下さい。

特に、「成果目標(目標値・現状値)」の欄は、応援計画に基づき、応援会議としての目標値、現状値、削減目標率(%)を記入して下さい。

(参考)
$$\text{削減目標率(\%)} = (\text{現状値} - \text{目標値}) / \text{現状値} \times 100$$

以前の要望事例で、削減目標率が10%以下の応援会議がありました
が、照会したら、そのまま計画を取り下げた応援会議がありました。

実施要領別紙8の第6の2に、「応援会議は、応援計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を10%以上低減することを成果目標に設定するものとする。」と定められており、削減目標率が10%以下の場合には目標未達のため事業計画となりません。

そのため、応援会議は削減目標率が10%以上あることを充分確認し、実施計画書の承認申請書を提出して下さい。

2 参加要望書(別添6)

＜実施計画書添付書類(2)関係＞

応援会議は、応援会議推進事業への参加及び応援会議内の労働負担軽減経営体が応援計画に基づいて行う機械装置の導入に係る要望を取りまとめ、提出するものとする。

また、応援会議は、この事業参加要望の取りまとめに当たり、労働時間削減効果の評価を踏まえ、機械装置の導入を希望する労働負担軽減経営体間の優先順位を決定し、その総合評価結果を取りまとめるものとする。

なお、この場合において、応援会議は、労働負担軽減経営体ごとに導入を希望する機械装置の規模、数量等について、真に必要性のあるものにつき導入を行うよう取り計らうものとする。

3 要望調査票(別添6-1及び別添6-1の別紙1)

＜実施計画書添付書類(3)関係＞

応援会議は、労働負担軽減経営体から提出のあった要望調査票(提出書類A)とその添付資料の写しを併せて提出して下さい。

なお、要望経営体数は、添付された要望調査票の確認を円滑に行うため戸数を記入してください。

4 購入方式の場合の応援会議の承認事由

労働負担軽減経営体が機械装置を購入して導入する場合に当該機械装置の取得に必要な費用の一部を応援会議が助成する取組について、次のいずれかに該当するときに限り、当該機械装置の導入に係る計画を作成した応援会議に対して必要な経費を補助する。

- ア 労働負担軽減経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき
 - イ アに定める場合のほか、購入方式を行うことが、応援計画の達成のために必要であると応援会議が認めるとき
- このように購入方式の場合は定められており、いずれかに該当することの証拠資料の提出をして下さい。

5 令和8年度畜産 ICT 化応援計画

<実施計画書添付書類（4）関係>

実施要領別紙8の第6の2に、「応援会議は、応援計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を10%以上低減することを成果目標に設定するものとする。」となっております。

応援計画の4の「労働負担軽減経営体が導入する機械装置の種類、内容及び労働条件の改善の定量的な効果」の「年間削減労働時間」は、

- ① 「導入する機械装置の種類、内容」から「労働時間削減効果分析」に記載の考え方を元に、従来方法との比較により算出した削減労働時間、
- ② 「労働条件の改善」によって削減される労働時間を踏まえた時間となっております。

また、実施計画書の成果目標欄の記入内容とも確認して下さい。

6 労働負担軽減経営体の「みどりのチェック」チェックシートの一覧

7 生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート申請者一覧表

<実施計画書添付書類（5）関係>

まず、労働負担軽減経営体からチェックシートの提出があった場合は、応援会議は、全ての回答・チェック欄の記入を確認し、保管してください。

そして、応援会議は、チェックシートの内容を確認できましたら、申請者一覧（別紙）を作成し、計画承認申請書に添付して提出して下さい。

8 畜産 ICT 応援会議の組織及び運営に係る規定

前年度に実施計画書の承認申請書を提出した応援会議は、今年度は提出の必要はありません。

ただし、今年度に機械装置の購入方式による導入、及び施設整備の計画のある応援会議は、応援会議の規約及び**運営(会計規程等)の規定**を必ず提出して下さい。

また、前年度計画書の提出がなかった応援会議、及び応援会議の規定内容、事業名等の変更があった応援会議は、応援会議の規約及び運営(会計規程等)の規定を必ず提出してください。

【畜産ICT事業】リース方式での機械装置を導入要望の場合

畜産ICT応援会議に提出のあった月日(道府県協会提期限6月15日) 令和〇年6月12日

労働負担軽減経営体から書類がすべて提出された日にちを記入して下さい。

調査票 提出書類 確認表
すべて必要な確認ができた時点で、
さい。

リース方式での機械装置を導入要望の場合

No	提出書類		チェック欄
1	要望調査	ICT化	<input checked="" type="checkbox"/>
2		補助	<input checked="" type="checkbox"/>
3	添付書類(1)関係	申請書面(し)	結果を証する見積書(写) <input checked="" type="checkbox"/>
4	添付書類(1)関係	運搬	<input checked="" type="checkbox"/>
5	添付書類(2)関係	申請(ク可)	記載もチェック <input checked="" type="checkbox"/>
6	添付書類(3)関係	機械	答根拠を示す資料
		1 後	<input checked="" type="checkbox"/>
		2 乳	<input type="checkbox"/>
		3 そ	<input type="checkbox"/>
		①	<input type="checkbox"/>
		②	<input type="checkbox"/>
		③	<input type="checkbox"/>
		④	<input type="checkbox"/>
		⑤	<input checked="" type="checkbox"/>
		⑥	<input type="checkbox"/>
		⑦	<input type="checkbox"/>
		⑧	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>		
⑩	<input type="checkbox"/>		
⑪	<input checked="" type="checkbox"/>		
⑫	<input type="checkbox"/>		
7	添付書類(5)関係	「みど	<input checked="" type="checkbox"/>
8	添付書類(6)関係	配合年度	申告書及び8 <input checked="" type="checkbox"/>
9	添付書類(7)関係	法人保険	業員の雇用 <input checked="" type="checkbox"/>
10	添付書類(8)関係	「生孚	<input checked="" type="checkbox"/>

- No1からNo13までは、機械装置の導入を要望する場合は、すべて確認してください。
No14からNo17までは、一体的施設整備を行う場合は、すべて確認してください。
- No1からNo5、No7からNo10、No12、及びNo14からNo17は、提出書類ごとに準備ができた場合は、確認欄に☑(チェック)を行う。
- No6は、○とした該当項目ごとに提出書類の準備ができた場合は、該当する項目の確認欄に☑(チェック)を行う。
- No11は、説明確認書の提出が必要な機械装置を導入する場合に、説明確認書が準備できた場合は、確認欄に☑(チェック)を行う。
- No13については、販売業者等から契約ガイドラインについての説明がありましたら確認のため、チェック欄に☑(チェック)を行う。(提出書類はありません。)
- すべての確認欄に☑(チェック)ができましたら、要望調査票を提出して下さい。

○の項目についてチェックをして下さい。

11		説明確認書	<input checked="" type="checkbox"/>
12		個人情報の提供に係る同意の委任状	<input checked="" type="checkbox"/>
13	交付等要綱 第39の4関 係	今回要望する機械装置について、販売業者又は製造会社から、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)の対象機械か、対象機械の場合、契約の準備が整っているか、説明がありましたか。	<input checked="" type="checkbox"/>
14	要望調査票 の7の施設 関係	施設整備要望調査票 (別添6-1の別紙1)	<input type="checkbox"/>
15		施設整備の概算見積書	<input type="checkbox"/>
16		事業費算出の基礎となる事業費 費目明細書	<input type="checkbox"/>
17		施設整備の概算設計書・図	<input type="checkbox"/>
17		施設整備を実施する支払い能力が確認できる書類 (※機械装置の導入と一体的にリース方式により実施する場合は不要)	<input type="checkbox"/>

必要な資料がすべて準備でき、確認表のチェックが終了しましたので、要望調査票を提出します。

労働負担軽減経営体名(直筆署名をお願いします。)

中畜太郎

▼所在地の欄は、数字を含め**全角**で記入。

▼法人名称又は氏名の欄

一人経営の場合は経営主の氏名(税務申告者名が望ましい)を記載、ただし屋号は不要
 一人経営の場合は法人名を記載し、あわせて代表者の氏名も併記

※交付決定後のリース契約の契約者の住所欄と原則、一致することになるので、注意

畜産ICT化推進協議会 様

所在地 東京都千代田区外神田2-16-2
 法人名称又は氏名 株式会社 中央畜産牧場
 (法人の場合 代表者名) 代表 管理 一郎

ICT化等機械装置等導入事業要望調査票

ICT化等機械装置等導入事業において

1 経営の概況 (8年5月1日現在)

飼育頭数	49	頭
労働力	2	人
年間総労働時間	4368	時間

- ・ 現在日は、5月1日とします。別な日に修正しないでください。
- ・ 飼育頭数は、マクロファイル様式ごとに、経産牛、成雌牛、及び肥育牛と記入してありますので、適正に記入してください。
- ・ 労働力は、常雇を含めた労働力(人数)を記入してください。
- ・ 年間総労働時間は、マクロファイル様式において、自動計算となっております。計算式は、P121に掲載しており、参照してください。

2 機械装置の導入関係

1) 搾乳方式の改善

①現在の状況

搾乳方式: バケット及びパイプライン方式 (自動離脱装置あり)

自動乳頭洗浄機: ○

②導入希望の機械装置

機械装置の種類	搾乳ロボット	ミルクングバーラー	搾乳ユニット搬					
			手動					
機械装置のメーカー名								
型式								
台数								
本体価格 (税抜)								
消費税額								

別添4「労働時間削減効果分析」第3の1にある搾乳方式を確認するための欄です。
 第3の1にあります搾乳方式を必ず記入してください。
 また、自動乳頭洗浄機の所有の有無を記載してください。

2) 給餌方式の改善

①現在の状況

飼料給与関係機械装置の保有状況:

②導入希望の機械装置

機械装置の種類	自走式配餌車	移動式ほ乳機	稲わら細断機
機械装置のメーカー名	ウィーバー		
型式	M53		
台数		1	
本体価格 (税抜)	3,700,000		
消費税額	370,000		

別添4「労働時間削減効果分析」第3の2にある給餌方式を確認するための欄です。
 現在、第3の2にある給餌方式の機械装置を保有している場合は、この欄に記載してください。

3) 家畜飼養管理の改善

①現在の状況

家畜飼養管理機械装置の保有状況: 発情発見装置

②導入希望の機械装置

機械装置の種類	発情発見装置	分娩監視装置	バーンスク	行動監視装置				
機械装置のメーカー名								
型式								
台数								
本体価格 (税抜)								
消費税額								

別添4「労働時間削減効果分析」第3の3にある生産管理方式を確認するための欄です。
 現在、第3の3にある生産管理方式の機械装置を保有している場合は、この欄に記載してください。

注1: 導入を希望する機械装置の種類ごとに必要事項を記載する。

注2: 「本体価格 (税抜)」欄には、消費税を除いた機械装置の導入価格に台数を乗じた額を記載する。

3 機械装置の導入方式

リース方式

注1：リース方式か、購入方式か記入する

2：購入方式を選択する場合は、別紙9の第7の2の(3)のAに記入

マクロファイル様式では自動計算されません。

なお、自動計算は、2の機械装置の導入関係の導入希望を踏まえ、別添4「労働時間削減効果分析」の第3の労働時間により計算された時間数となっております。

4 機械装置導入により想定される労働時間の削減効果

(1) 労働負担軽減経営体における削減労働時間

235 時間

(2) 削減労働時間の検証方法

機械導入前後で、作業日誌等により労働時間を計測・記録して検証する。

注1：削減労働時間の根拠を整理し、添付すること

2：削減労働時間の検証方法には、具体的な検証方法や資料名等を記入すること

5 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組

(該当する項目に○を付ける)

1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営 (1)主たる経営者が45歳未満 (2)主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保		
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施		
2 乳用後継牛	① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営		○
	② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営		
3 その他 (複数回答可)	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営		
	② 畜産従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営		
	③ 地震・台風等により被災した経営		
	④ 畜産・酪農経営		
	⑤ 牛群検定に		○
	⑥ 供用期間の交換を定期的		
	⑦ 応援会議のチャレンジシステムの確認済み農場がある場合		
	⑧ 応援会議の構成員の中で、農場HACCP推進農場として指定される経営がある場合		
	⑨ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。)に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている経営		
	⑩ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和6年法律第63号)に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けている経営		
	⑪ 作業安全に関する取組を実施している経営がある場合		○
	⑫ その他、地域への貢献度が高い取組と事業実施主体が特に認めた取組に参加する経営		

該当する項目に○を付けて下さい。

なお、○を付けた項目については、下の【添付資料】の(3)のとおり回答根拠を示す資料の添付が必須です。

6 労働時間削減効果分析の結果

0.567

※実施要領別紙9別添4に基づく労働時間削減効果分析の結果(評価点数)を記載。

7 施設整備関係
別紙1のとおり

【添付書類】

- (1) 申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果、見積も
- (2) 申請する補助対象機械装置のカタログ
- (3) 5の回答根拠を示す資料
- (4) 購入方式を選択した場合、以下のいずれかに該当する書類(第7の2の(3)のA関係)
 - ・災害時における地域の互助協定に関する締結書類(写し)
 - ・疾病時等における地域の互助協定に関する締結書類(写し)
- (5) 「みどりのチェック」チェックシート(畜産経営体向け)
- (6) 配合飼料価格安定制度加入していることが分かる資料(加入していない場合はその理由書)
- (7) 「生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート」
- (8) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、自ら家畜の飼養を行う場合、農業協同組合法第11条の51の規定に係る農業経営規程(写し)

上記4、5の記載をもとに、別添4「労働時間削減効果分析」の第2に基づき計算した評価点数を記載してください。

この評価点数は、導入した機械装置のみによって削減される時間をもとに計算しています。

補助金及び要望調査に関する確認書

本事業の要望に当たり、交付等要綱、実施要領、実施要領別紙等をよく読み内容を理解しました。

特に、次の事項に対し、相違があった場合は、事業参加承認後であっても補助金の一部もしくは全部を受給できなくなり、または補助金の支払後においては補助金の一部もしくは全部を返還することを承諾のうえ、要望します。

- 1 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載は行いません。
- 2 一般競争入札又は3者以上の見積もりによる補助対象機械装置の最低価格を補助対象経費として申請します。
また、補助対象経費は補助対象機械装置の本体価格のみであり、それ以外の経費を混同していません。
- 3 既に所有している機械装置を下取りさせて機械装置を導入する場合は、導入する機械装置の本体価格から当該機械装置の下取り価格を控除した額を補助対象経費として申請します。
- 4 事業実施主体が事業参加申請を承認する以前に、既に発注等を行った場合は補助金の交付対象とならないことを承諾します。
また、導入方式の場合は、補助金の支払いは、機械装置の導入、支払い及び所有権の移転が完了し、実績報告書を提出した後一定期間を要することを承諾します。
- 5 補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体の承認を受けます。
また、その際、補助金の返還が発生する可能性があることを承諾します。
- 6 **機械装置の導入とともに生産方式転換のための一体的な施設整備を実施する場合は、上記の内容に準じて実施することに承諾します。**

令和〇年5月29日
東京都千代田区外神田2-16-2
株式会社 中央畜産牧場

- ※ 下取り機械装置の補助事業等の取扱いは、「補助事業等における生産の取扱いについて」（昭和57年10月26日付け57経第1702号）による。
- ※ 処分制限期間：導入した機械装置の耐用年数をいう。
- ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡、売却、廃棄等を行うことをいう。
- ※ 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数に関する政令」に基づき、耐用年数表に定める耐用年数をいう。

- ・年月日は、要望調査票の年月日とあわせて下さい。
- ・所在地の欄は、**数字を含め全角**で記入して下さい。
- ・法人名称又は氏名について、
— 個人経営の場合は経営主の氏名（税務申告者名が望ましい）を記入して下さい。
— ただし屋号は不要です。記入しないでください。
- 法人経営の場合は法人名を記入して下さい。

別添6-1の別紙1(第8の2の(1)関係) ICT化等機械装置等導入事業施設整備事

都道府県: **東京都** 畜産ICT応援会議: **千代田区築酪応援会議**

「1の必要性については、見積書の工事概要を参考に、機械装置の性能を充分に発揮するために、必要な補改修工事や増築工事の工事内容を説明して下さい。

例えば、

「〇〇牛舎に搬送用レールを設置するため梁の補強のための補改修を行う」

「自動給餌機の動導入のため牛舎に飼料保管庫部分の増築を行う」

など、具体的な記入をしてください。

1 機械装置の導入と一体的に行う施設整備の必要性

自動給餌機の導入に対処し、牛舎に走行用レールを設置するための通路床部分の補改修及び飼料保管庫部分の増築

2 施設整備の概要等

事業内容 種目	施設の構造、規格、能力等	竣工予定 又は 完了年月日	事業費 (税抜)	単価 (/㎡)	負担区分			補助 率	(参考)導入機械装置			備考
					補助金	自己資金	その他		機械装 置名	本体価格 (税抜)	単価 (附帯部分除 く)	
牛舎の補改修及び飼料保管庫の増築	木造鉄骨	2024/1/30	12,000,000	40,000	6,000,000	6,000,000		1/2	自動給 餌機	10,000,000	5,000,000	

(注) 1. 事業種目欄は、計画内容が明らかとなるよう細目に分けて具体的に記載すること

2. 施設の整備が必要な機械装置は令和7年度に導入するものに限るものとする。

「単価」の欄は、本事業で増築施設整備をした場合に記入してください。そして、要領別紙8の別添1の基準事業費を超えている場合は、上限単価を超えている事業費は自己負担となります。

なお、増築工事を行わず、補改修だけの施設整備の場合は、単価を記入する必要はありませんので、記入しないでください。

畜産ICT事業の概算見積書としては本様式で提出してください。
 (詳細な見積書は、労働負担軽減経営体及び畜産ICT応援会議で保管してください。)

ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)

見積書

(発注者：酪農家)

株式会社 楽酪農場 宛

令和7年5月20日

- 畜産ICT事業の施設整備の概算見積書は本要領で示した費目毎に整理してください。費目の名称を変えたり、追加した場合は補助対象にならない場合があります。
- 導入する省力化に資するロボット等機械装置の種類ごとに見積りを分けて記載してください。
 (同じ種類の機械を異なる建物に導入する場合は、見積もりを分けてください。)

導入機械名・数量： 自 建物名を必ず記載してください。
 機械を導入する建物以外の工事費用は計上しないでください。

	数量	単位	単価	金額	備考
対象施設： 第1牛舎					
工事費					この単価基準事業費の上限価格を超える場合は、越えた価格以上は自己負担となります。また、その超えた理由、その根拠資料を提出して下さい。
当該建物工事費	150	m ²		2,000,000	
うち建築面積増加部分の施設本体建設費	50	m ²	30,000	1,500,000	
電気設備工事費					建築面積増加部分に係る施設本体建設費(既存部分の撤去費用やストール等附帯部分を除く)を内数で記載してください。数量等の欄に、増加面積を記載し、図面も添付してください。
給排水設備工事費					
通信環境整備工事費					
産業廃棄物処理費					
共通仮設費					足場設置や工所用電気設備等に要する費用が含まれます。(※)
現場管理費					交通誘導員など工事現場の管理運営の費用が含まれます。(※)
一般管理費					「一般管理費以外の費用の計の5.5%」を上限とします。(※)
設計費					
小計				2,350,000	
省力化機械装置設置費	1	式		150,000	
計(税抜き)				2,500,000	
消費税等				200,000	
				2,700,000	補助対象外の経費が含まれていないことを確認し、✓を入れてください。



以上見積内容に、以下の補助対象外経費は含まれていません。

- 補改修・増築等を行う牛舎等以外の建物(自己/他者所有に関わらず)の解体、撤去費用
- 自己の補改修・増築等を行う牛舎等以外の建物を解体・移設してその資材を補改修・増築等に利用する場合、資材の運搬費用
- 施設を購入する費用、土地を造成する費用

※当該費目に含まれる費用については、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取り扱いについて」(平成27年2月3日付け26生畜第1677号)別添1の別表4~6をご確認ください。

「みどりチェック」 チェックシート (畜産経営体向け)

事業名	ICT化等機械装置等導入事業	Ver. 3.1
組織名	神田ICT応援会議	
代表者氏名	明神 太郎	↓該当する方に○
住所	東都市外神田2-2-2	申請時(します) <input checked="" type="radio"/>
連絡先	03-1234-5678	報告時(しました) <input type="radio"/>

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実
てください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分か
い。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックし

参加申請時は「申請
時」欄にチェックして
提出して下さい

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
<input checked="" type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input checked="" type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input checked="" type="checkbox"/>	③ GAP・HACCPについて可能な取組から実践
<input checked="" type="checkbox"/>	④ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input checked="" type="checkbox"/>	⑤ 正しい知識に基づく作業安全に努める
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥ ※和牛生産を行っている場合(該当しない □) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
	悪臭及び害虫の発生防止
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<input checked="" type="checkbox"/>	⑧ ※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない □) 家畜排せつ物の管理基準の遵守
	適正な施肥
<input checked="" type="checkbox"/>	⑨ ※飼料生産を行う場合(該当しない □) 肥料の適正な保管
<input checked="" type="checkbox"/>	⑩ ※飼料生産を行う場合(該当しない □) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	適正な防除
<input checked="" type="checkbox"/>	⑪ ※飼料生産を行う場合(該当しない □) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input checked="" type="checkbox"/>	⑫ ※飼料生産を行う場合(該当しない □) 農薬の適正な使用・保管
<input checked="" type="checkbox"/>	⑬ ※飼料生産を行う場合(該当しない □) 農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減
<input checked="" type="checkbox"/>	⑭ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止
<input checked="" type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減
<input checked="" type="checkbox"/>	⑯ ※特定事業場である排水処理に係る水質

参加申請時にチェック
欄にチェックして提出
して下さい

②関係法令の遵守について、対象は、肥料(農林水産省令第112号)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和49年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)とする。

5年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82
律第112号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和
法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

ICT化等機械装置等導入事業（畜産ICT事業）
酪農経営支援総合対策事業（楽酪GO事業）

共通様式(要望時)

生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート

- 本事業を要望する酪農経営体は、
 ① 「ア」～「ソ」までの回答・チェック欄を記入又はチェックをできましたら、
 ② 本チェックシートは酪農経営体が保管するとともに、
 ③ その写しを要望調査票の添付資料として応援会議に提出して下さい。

		回答・ チェック欄
1	畜産ICT事業及び楽酪GO事業の共通様式です。 (以下、記入して下さい。)	
		R O . O . O
イ	申請する補助事業名（畜産ICT事業又は楽酪GO事業のどちらかにチェックして下さい。）	ICT事業 <input checked="" type="checkbox"/> GO事業 <input type="checkbox"/>
ウ	個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載)	1234567890
エ	申請者名	農林太郎
オ	代表者の役	
カ	郵便番号	100-8950
キ	住所	東京都千代田町
ク	経産牛飼養頭数（令和8年5月1日現在）	60
ケ	令和7年12月分の全取引乳量 (本事業においては、申請期限が6月15日となっているため)	50,000
2	生産した生乳の取引先（該当するチェックボックスにチェックして下さい。）	
コ	指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引	<input checked="" type="checkbox"/>
サ	指定生乳生産者団体以外の事業者 ^シ に全量又は一部を取引 「サ」の場合、回答欄に取引先事業者名を記入（複数ある場合は「、」で区切って全て記載して下さい。）	<input type="checkbox"/>
ス	自家加工等 [※] に全量又は一部を使用 (※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません。)	<input type="checkbox"/>
3	確認事項（チェックボックスにチェックをして下さい。）	
セ	令和7年10月から12月までの期間の自らの全取引乳量に応じた拠出金の納付を行いました。 (本事業においては、申請期限が6月15日となっているため)	<input checked="" type="checkbox"/>

	<p>[内容説明]</p> <p>本事業が継続して措置された場合は、令和7年12月以降、当該補助事業への申請を行う際に、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用について」第4の規定に基づき、自らの全出荷乳量に応じた拠出金を、局長通知第2(3)に定める認定生乳需給安定化事業に、当該事業の運営団体等が定める単価や拠出方法等に従い、令和7年1月から12月までの期間の自らの全取引乳量に応じた拠出金の納付していることが要件となることを理解し、令和7年1月の生乳出荷分から拠出金の納付を行います。</p> <p>※ 令和8年1月から3月までに申請を行う場合には令和7年10月。令和8年4月から12月までに申請を行う場合には令和7年10月から別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる全取引乳量を記入する対象となる月までの期間</p>	
ソ	<p>農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、次の①から②を行うことに同意します。</p> <p>① 本チェックシートで申告された情報を取得すること</p> <p>② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲において本チェックシートで申告された情報を利用すること</p> <p>③ 生乳需給安定化事業を運営管理する認定運営団体等やこの団体等に拠出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対して拠出金の納付実績の確認を目的として個人情報を提供すること</p> <p>(3) 生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件の違反があった場合には、補助金の返還を行うことに同意します。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>【応援会議のこのチェックシートに関する手続き】</p> <p>① 応援会議は、チェックシートの提出があった場合は、全ての回答・チェック欄の記入を確認し、保管してください。</p> <p>② 応援会議は、チェックシートの内容を確認できましたら、取りまとめリスト（別紙）を作成し、計画承認申請書に添付して提出して下さい。</p>		

【畜産ICT事業】

提出年月日(道府県協会提期限6月13日)

○年6月10日

畜産ICT事業実施計画書の承認申請書提出書類 確認表

提出書類が準備できたら、チェック欄にすべて必要な確認ができた時点で、提出して下さい。

No	提出書類	チェック欄
1	実施計画書の承認申請書 (別添7)	
注	<p>楽酪GO事業の実実施計画書と表の様式が異なります。 「事業費」が「事業内容」となっておりますので、その「事業内容」は記入例(P161参照)を参考に記載してください。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
2	参加要望書 (別添6) 【実施計画書の承認申請書添付資料(2)】	<input checked="" type="checkbox"/>
3	要望調査票(写し) (別添6-1及び別添6-1の別紙1) 要望経営体数 : 戸数【実施計画書の承認申請書添付資料(3)】	<input checked="" type="checkbox"/>
4	<p>労働負担軽減経営体が購入により機械装置を導入することに対し、応援会議が次のいずれかに該当するとして証拠となる資料</p> <p>ア 労働負担軽減経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき</p> <p>イ アに定める場合のほか、購入方式を行うことが、応援計画の達成のために必要であると応援会議が認めるとき</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
4	畜産ICT応援計画 【実施計画書の承認申請書添付資料(4)】	<input checked="" type="checkbox"/>
5	畜産ICT応援会議の組織及び運営に係る規定	
注	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に実施計画書の承認申請書を提出した応援会議は、今年度は提出の必要はありません。 ただし、今年度に施設整備の計画のある応援会議は、応援会議の規約及び運営(会計規程等)の規定を必ず提出して下さい。 また、前年度計画書の提出がなかった応援会議、及び応援会議の規定内容、事業名等の変更があった応援会議は、応援会議の規約及び運営(会計規程等)の規定を必ず提出して下さい。 	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>必要な資料がすべて準備でき、確認表のチェックが終了しましたので、実施計画書の承認申請書を提出します。</p>		
<p>(畜産ICT応援会議名を記入してください。)</p>		<p>中山間楽酪応援会議</p>

記入例

第〇号
平成28年5月29日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(畜産ICT応援会議)
東京都千代田区外神田2-16-2
中央畜産楽酪応援会議
会長 管理 三郎

令和〇年度 ICT化等機械装置等導入事業実施計画書の承認(変更)申請について

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙8の第8の2の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて承認(変更)申請する。

要望調査票を提出した助成対象の労働負担軽減経営体の戸数を記入して下さい。

事業の内容

助成対象の労働負担軽減経営体数: 2 戸

事業名	事業内容	事業費(円)		備考
		補助金	その他	
畜産	(記入例) 導入機械装置(税抜)の価格の1/2 行う。	〇〇円	0円	実施内容は別添のとおり
機械装置導入及び生産方式転換のための一体的な施設整備事業	(記入例) 労働負担軽減経営体が楽酪応援計画に基づき機械装置を導入するに当たり、当該機械装置の取得に必要な費用及び生産方式革新実施計画の認定を受けた一体的な施設整備の一部を助成する。	〇△円	△△円	
合計				

注意: その他=導入機械装置(税込)-補助金額

取組により期待される効果(成果目標)

成果目標 (目標値・現状値)	労働負担軽減経営体名	現状値 (時間)	目標値 (時間)	削減率 (%)	備考
	中畜太郎	1×3時間	1〇3時間	△%	
	農林次郎	△65時間	×58時間	1×%	
	応援会議計	8〇7時間	7△9時間	1△%	
検証方法	機械導入前後	「V 成果目標の設定について」による成果目標値を必ず記載して下さい。			
その他事業による効果	① 優良血統牛の安定的 ② 労働負担軽減検討を行う。	なお、記入例であります削減率が10%以上とならない計画は、申請できませんので、よろしくお願いします。			

【添付資料】

- (1) 別添【畜産ICT応援会議推進事業】（畜産ICT）
- (2) 別添6
- (3) 別添6-1及び別添6-1の別紙
- (4) 畜産ICT応援計画
- (5) 生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るナエックシート申請者一覧表

【添付資料】の(2)から(5)は、必ず添付されていることを確認し、提出して下さい。

添付資料が1つでも添付されていない場合は、資料内容の確認ができず、計画が承認できません。

別添【畜産ICT応援会議推進事業】

1 事業	<p>(注意) 畜産ICT応援会議推進事業の要望がある場合は、記入例を参考にこの別添様式を記入・提出して下さい。</p> <p>なお、要望がない場合は、別添様式を添付したり、提出する必要ありません。</p>			
(記入例) 構成員必要とな				
2 総括				
		補助金	云議	
検討会の開催	(記入例) 労働削減後の地域共同活動の方針および体制を検討する	円	円	
先進地事例調査	機械装置の先進導入事例を視察する	円		

3 事業の内容
(1) 検討会の開催

開催回数	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容
〇回	〇月 〇月	〇〇市	県庁畜産課、農協、労働負担軽減経営体	〇月：労働削減後の地域共同活動の方針および体制づくりについて検討 〇月：労働削減後の地域共同活動の行動計画の策定

(2) 先進地等の調査

調査地域	調査時期	調査員数	目的
〇〇市	〇月	〇人	労働負担軽減経営体が導入を予定している機械装置の先進導入事例（〇〇県）を視察する

(3) 労働時間軽減に向けた畜産ICT応援会議の取組の実証

取組内容	実施時期・回数
機械装置の導入後に労働負担軽減経営体を巡回し、労働削減時間および削減労働の活用状況を確認する	令和7年12月～令和8年1月、5回

【添付資料】

- (1) 畜産ICT応援会議の組織及び運営に係る規約
- (2) 畜産ICT応援会議が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していることを示す資料
- (3) 別表の細目を活用した事業費積算
- (4) 事業費の支出の根拠となる資料（旅費規程等）
- (5) その他

Ⅶ 楽酪GO事業の場合

提出書類A (労働負担軽減経営体→楽酪応援会議)

【楽酪GO事業】リース方式での機械装置を導入要望の場合

楽酪応援会議に提出のあった月日(道府県協会提期限6月15日) 年 月 日

労働負担軽減経営体の要望調査提出書類 確認表

提出書類が準備できたら、チェック欄にすべて必要な確認ができた時点で、提出して下さい。

N o	提出書類		チェック欄
1	要望調査	要望調査票 別記様式第1号-1	<input type="checkbox"/>
2		補助金及び要望調査に関する確認書 別記様式第1号-1	<input type="checkbox"/>
3	添付書類 (1)関係	申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面及び見積書(写)、見積もり合わせの場合は3者以上の見積書(写し)	<input type="checkbox"/>
4	添付書類 (1)関係	運搬費や設置工事費等経費の見積書	<input type="checkbox"/>
5	添付書類 (2)関係	申請する補助対象機械装置のカタログ(ガイドブックのページ記載もチェック可)	<input type="checkbox"/>
6	添付書類 (3)関係	機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組に係る回答根拠を示す資料	
		1 後継者	<input type="checkbox"/>
		2 乳用後継牛	<input type="checkbox"/>
		3 その他	
		① 災害時における地域の互助協定に関する締結書類(写)	<input type="checkbox"/>
		② 疾病時等における地域の互助協定に関する締結書類(写)	<input type="checkbox"/>
		③ 地震・台風等により被災した経営であることを証する書類	<input type="checkbox"/>
		④ クラスタ事業の補助を受けていない	<input type="checkbox"/>
		⑤ 牛群検定に加入している経営であることを証する書類	<input type="checkbox"/>
⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営であることを証する書類	<input type="checkbox"/>		
⑦ 応援会議の構成員の中で、JGAP 家畜・畜産物の認証農場又は、GAP 取得チャレンジシステムの確認済み農場を証する書類	<input type="checkbox"/>		

		⑧ 楽酪応援会議の構成員の中で、農場 HACCP 認定書、又は農場 HACCP 推進農場として指定される経営であることを証する書類	<input type="checkbox"/>
		⑨ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている経営	<input type="checkbox"/>
		⑩ 作業安全に関する取組を実施している経営がある場合	<input type="checkbox"/>
		⑪ その他、事業実施主体が特に認めた取組を行う経営	<input type="checkbox"/>
7	添付書類 (5)関係	「みどりチェック」チェックシート(畜産経営体向け)	<input type="checkbox"/>
8	添付書類 (6)関係	配合飼料価格制度に加入していることが分かる資料(自己申告書及び8年度数量契約書の写し)	<input type="checkbox"/>
9	添付書類 (7)関係	生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート	<input type="checkbox"/>
10		説明確認書	<input type="checkbox"/>
11		個人情報提供に係る同意の委任状	<input type="checkbox"/>
12	要領第7 の4の 関係	今回要望する機械装置について、販売業者又は製造会社から、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)の対象機械か、対象機械の場合、契約の準備が整っているか、説明がありましたか。	<input type="checkbox"/>
13		施設整備要望調査票 別記様式第1号-1の別紙1	<input type="checkbox"/>
14	要望調査 票の7の 施設関係	【増築等においてコスト分析基準を超える場合】 「構造的に調査した設計」「特殊な工法、構造、資材等」及び「平米単価の高い工事」の具体的な内容を説明する資料	<input type="checkbox"/>
15		【機械装置の導入においてコスト分析基準を超える場合は】 導入機械装置の仕様及び金額明細が分かる資料	<input type="checkbox"/>
16	添付書類	施設整備の概算見積書	<input type="checkbox"/>
17	(8)関係	事業費算出の基礎となる事業費 費目明細書	<input type="checkbox"/>
18	添付書類 (9)関係	施設整備の概算設計書・図	<input type="checkbox"/>
19	添付書類 (10)関係	施設整備を実施する支払い能力が確認できる書類 (※機械装置の導入と一体的にリース方式により実施する場合は不要)	<input type="checkbox"/>

提出書類B（楽酪応援会議⇒中央畜産会）

【楽酪GO事業】

提出年月日（道府県協会提期限6月15日） 年 月 日

楽酪GO事業実施計画承認申請書提出書類 確認表

提出書類が準備できたら、チェック欄にすべて必要な確認ができた時点で、提出して下さい。

No	提出書類	チェック欄
1	実施計画承認申請書（別記様式第2号）	<input type="checkbox"/>
2	参加要望書（別記様式第1号） 【実施計画承認申請書添付資料(2)】	<input type="checkbox"/>
3	要望調査票(写し)（別記様式第1号-1及び別記様式第1号-1の別紙1） 要望経営体数： 戸数 【実施計画承認申請書添付資料(3)】	<input type="checkbox"/>
4	<p>労働負担軽減経営体が購入により機械装置を導入する計画の場合、応援会議が次のいずれかに該当するとして証拠となる資料</p> <p>ア 労働負担軽減経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき</p> <p>イ アに定める場合のほか、購入方式を行うことが、応援計画の達成のために必要であると応援会議が認めるとき</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	楽酪応援計画 【実施計画承認申請書添付資料(4)】	<input type="checkbox"/>
6	労働負担軽減経営体の「みどりチェック」チェックシートの一覧 【実施計画承認申請書添付資料(5)】	<input type="checkbox"/>
7	「みどりチェック」チェックシート(民間事業者・自治体等向け) 【実施計画承認申請書添付資料(6)】	<input type="checkbox"/>
8	生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシートの一覧 【実施計画書の承認申請書添付資料(7)】	<input type="checkbox"/>
9	楽酪応援会議の組織及び運営に係る規定	<input type="checkbox"/>

提出書類 A (労働負担軽減経営体 ⇒ 楽酪応援会議)

【楽酪 GO 事業】労働負担軽減経営体の要望調査票提出書類 確認表

労働負担軽減経営体は、応援会議から指示のあった日までには、確認表のチェック欄で必要書類の確認を行い、全ての提出書類が準備出来ましたら、署名し、応援会議に提出して下さい。

1 要望調査票

(別記様式第1号-1)

中央畜産会ホームページで公表しております「要望調査票作成用 EXCEL マクロシート」を入力・作成し、楽酪応援会議からの指示に基づき、そのデータを応援会議に5月29日までに送信いただくとともに、書面でも6月15日までに提出して下さい。

作成に当たって特に注意してほしい経営体例としては、「飼養牛舎が複数あり、要望機械装置を導入する牛舎内の牛に対して生ずる削減労働時間を他の牛舎内を含む総頭数に適用できない」経営体の場合は、

まずは、所有する牛舎ごとに労働時間を計算し、経営体全体としての総労働時間、削減労働時間を算出した資料を別資料として作成して下さい。

そして、その資料に基づいて、エクセルマクロ様式の入力シートの1の「年間総労働時間」と4の「削減労働時間」の箇所は手入力し、作成手順に従って要望調査票を作成して下さい。

なお、牛舎ごとに労働時間を計算し、経営体としての総労働時間、削減労働時間を算出した資料、及び牛舎ごとの飼養頭数・配置表が分かる図面等を要望調査票に添付して提出して下さい。

要望調査票の入力・記入にあたっての留意事項は次のとおりです。

① 所在地、法人名称又は氏名

ア 「所在地」について、リース契約の住所が申請者の本人住所であることから、要望調査票の所在地も本人所在の住所を記入して下さい。

しかし、リース契約の段階で、要望調査票の申請者の住所とリース契約の契約者住所が異なることが判明した場合は、要望調査票及び参加申請書の再提出をしていただくこととなりますので、注意願います。

イ 「法人名称」については、代表者名のないものがあるが、登記している法人名称と代表者名を必ず記入して下さい。

ウ 「氏名」については、ご家族の氏名を書かれている場合もあるが、あくまでも、個人経営の場合は、経営の代表者としてリース契約を締結できる氏名を記入して下さい。

エ 上記の項目については、事業完了報告までの手続きにあたり、経営継承や法人化などにより「労働負担軽減経営体」に関する変更がある場合には、すみやかに理由書とその証明書類を付して畜産ICT応援会議から報告（届出）をお願いします。

② 1の経営の概況（当該年の5月1日現在の数値を入力）

ア 経産牛頭数

例年通り、令和8年5月1日現在の経産牛頭数を記入してください。

イ 労働力

経営体に従事している家族、従業員含めた労働力（人数）を記入して下さい。

また、成果報告書に係る労働者数と定義を合わせることとし、（注2）の「フルタイム（8時間/日）労働者を1とし、パートタイム等については、勤務時間の長さによって0～1の間の小数（第1位まで）を記入する。」ものとする。

ウ 年間総労働時間

計画作成時に削減対象とする年間労働時間は、「年間総労働時間」と「年間飼養管理労働時間」のどちらかを選択していただきます。

そして、計算は以下の式を用いて算出してください。

酪農経営	年間総労働時間	= 経産牛頭数 × 12/14 × 106
	年間飼養管理労働時間	= 経産牛頭数 × 12/14 × 96

※ 別途配布する要望調査票作成マクロには、この計算式が埋め込んであります。

以上のように、計画作成時の年間総労働時間は、「年間総労働時間」と「年間飼養管理労働時間」の2つの解釈がありますが、これは令和元年度から取り入れた解釈です。楽酪G0事業の補助対象機械が牛舎内の飼養管理に関するものに限られ、飼料生産等に関するものが含まれないことから、「機械導入による飼養管理に関する労働時間」の10%削減でも要件を満たすと認めます。としたものであります。

なお、「飼料生産等に関するもの」とは、牧草地などでの飼料生産関係作業、堆肥舎内などでの畜産環境関係作業、集会、研修等への出席、簿記記帳のことです。

③ 2の機械装置の導入関係

「2 機械装置の導入関係」については、導入を希望する機械装置の規模、数量等について、真に必要性のあるものを選定してください。

また、機械装置の型式、台数、本体価格（税抜）、消費税は、見積書の内容と一致させてください。

なお、労働負担軽減機械リストに掲載されておらず、プルダウンに表示のない機械装置のメーカー、型式は手入力となります。

労働負担軽減機械リストに掲載されていない機械装置は、その内容が確認できないので、カタログ等資料も添付して提出して下さい。

更に（労働負担軽減機械リストに掲載されていない機械装置については、計画集計後、専門委員会で審議させていただくこともありますのでよろしくお願い致します。

④ 4の機械装置導入により想定される労働時間の削減効果

（1）の削減労働時間は、**要望する機械装置のみ**に対して、別添の第3で「削減が期待される年間労働時間の考え方」の時間により**算出される時間**です。このため、応援計画の4の年間削減労働時間と異なることがあります。

また、要望する機械装置のみに対して、別添の第3で「削減が期待される年間労働時間の考え方」の時間がなく、「（1）の労働負担軽減経営体における削減労働時間」を手書き入力した削減労働時間について、その削減時間の算出根拠が添付されておらず、その確認に時間を要した事例が数例ありました。

労働負担軽減経営体は、削減労働時間を手書き入力した場合、その削減時間の算出根拠を必ず要望調査票の資料として添付し提出して下さい。

なお、この場合も、（1）の削減労働時間は、機械装置導入にのみ削減される労働時間を書くことになります

⑤ 5の機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組

「5 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組」の該当項目については、**【添付資料】の（2）**にありますように、その回答根拠を示す資料を添付し提出してください。

なお、畜種によって、加点可能な項目は異なります。

⇒ 詳しくは、6の「機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組に係る回答根拠を示す資料」（P125～128）を参照してください。

⑥ 6の労働時間削減効果分析の結果

実施要領別添に基づく労働時間削減効果分析の結果（評価点数）を記載することとなっており、その評価点数の算出式は別添第2で次のようになっている。

評価点数の算出式

$$= \text{補助金申請額（円）} \div \text{削減が期待される年間総労働時間} \times \text{係数} \div 10,000$$

（注1） （注2）

注1：『補助金申請額』は、本事業により実施するものであり、導入される補助対象機械装置（本体価格）及び施設整備の事業費（税抜）に対する補助金の合計額となる。

注2：『削減が期待される年間総労働時間』は、補助対象機械装置の導入によって、改善される（搾乳）牛1頭当たり年間労働時間（第3の削減が期待される年間労働時間の考え方（参照））に飼育頭数を乗じた値となる。

なお、この評価の結果を踏まえ、機械装置の導入及び一体的施設の整備を要望する労働負担軽減経営体間の優先順位を決定することとなっている。

2 補助金及び要望調査に関する確認書

この確認書は、労働負担軽減経営体が補助事業である本事業を行うための補助実施要件を整理したものであります。

そのため、この確認表は、1の「要望調査票作成用 EXCEL マクロシート」を入力・作成すると同時に確認表も作成されますので、内容を確認して、必ず労働負担軽減経営体が「年月日」「住所」「法人名称又は氏名」を記入し、提出してください。

なお、楽酪 G0 事業が平成 30 年度から開始され、当初導入した機械装置のリース契約も終了する経営体があるものと考えられますが、この確認書の5で「補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体（中央畜産会）の承認を受けることとなっています。また、その際、補助金の返還が発生する可能性があることを承認します。」と事業を要望した全ての経営体がこの確認書を承諾の上要望しておりますので、処分制限期間内、すなわち法定耐用年数7年間は利用するものとなっていますので、善良な管理をお願いします。

3 申請する補助対象機械装置の見積結果（入札結果又は見積3者以上）

＜要望調査票添付書類（1）関係＞

機械装置導入の場合は、要望調査時に一般競争入札又は3者以上の見積書を必ず提出して下さい。

- ① 本事業は単年度事業です。見積を要求する機械装置は、令和9年2月末までに導入完了が可能なものを取得してください。
- ② 見積年月日は令和8年4月1日～5月29日までをお願いします。
また、見積書有効期限の切れた場合は、機械装置の発注の出来ませんので、再度三者見積等を取ってもらうこととなります。
なお、見積取得に当たっては、P53～77に留意して下さい。

4 運搬費や設置工事費等経費の見積書

＜要望調査票添付書類（1）関係＞

見積取得に当たっては、P53～55に留意して下さい。

5 申請する補助対象機械装置のカタログ

＜要望調査票添付書類（2）関係＞

本体機械装置のみを導入する場合、**畜産施設機械ガイドブック2024に掲載しているページ数**を記入することでカタログの提出は省略することができます。

（「労働負担軽減機械装置リスト」（P183～203参照）

なお、畜産施設機械ガイドブック2024に掲載されていない本体機械装置や、付属機器を申請する場合は、必ず該当製品のカタログを添付・提出して下さい。

6 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組に係る回答根拠を示す資料

＜要望調査票添付書類（3）関係＞

本事業において、労働時間削減効果分析の評価点により採択する仕組みとなっているが、その算出において、機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組を行うことにより**加点され、評点が低くなりますので、優先順位が高くなります。**

評価点数の算出式

＝補助金申請額（円）÷削減が期待される年間総労働時間×係数÷10,000

（注：係数は、○を付けた項目加点がすべて加算されます。）

「畜産ICT事業の場合」のP125～128に、機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組に係る加点の考え方及び回答根拠を示す添付資料の例を掲載しておりますので、参照いただき、○を付けた全ての該当項目に対する回答根拠を示す資料として添付提出して下さい。

7 「みどりチェック」チェックシート（畜産経営体向け）

＜要望調査票添付書類（5）関係＞

本チェックシートは、生産現場において、持続可能な畜産物生産に向けて取り組むべき内容が取りまとめられており、**労働負担軽減経営体は、要望調査票提出時及び事業完了報告書提出時に、本チェックシートの提出を行うこととされていますので、作成して提出して下さい。**

なお、P15又は、提出書類Bでも、提出書類の説明（P167参照）がありますので、確認してください。

8 配合飼料価格制度に加入していることが分かる資料（加入していない場合はその理由）

＜要望調査票添付書類（6）関係＞

>

本事業に参加しようとする経営体にあつては、配合飼料を利用し令和7年度に配合飼料価格安定制度に加入しているものについては、引き続き、令和8年度において、制度に加入していることを確認することとなりました。

そのため、要望調査票提出時、**令和8年度**の配合飼料価格安定制度の数量契約書のコピー、また配合飼料を利用していない等の経営体は自己申告書を提出して下さい。（P16参照）

9 生乳需給安定に向けた取組

＜要望調査票添付書類（7）関係＞

この取組の内容については、P16に記載しておりますので、参照して下さい。

10 説明確認書

法令順守の観点及び導入した機械装置の効果を適切に発言させるという観点から、施設に機械装置を設置する場合は、建築基準法等の関係法令・規制等に留意し、適切に対応するよう農林水産省生産局畜産部担当課より指導通知がありました。

このため、本事業において、機械装置の設置に施設の改修等整備が必要となる次の機械装置の導入を行う場合は、要望調査票提出時に「説明確認書」の提出が必要になります。（様式はP130参照）を提出していただきます。

要望時に「説明確認書」の提出が必要な機械装置

搾乳ロボット、ミルクングパーラー、搾乳ユニット搬送レール（自動方式）、搾乳ユニット搬送レール（手動方式）、ミルクカー自動離脱装置、自動給餌機、ほ乳ロボット（据置式）、ほ乳ロボット（レール式）、自走式配餌車、バーンスクレーパー、敷料散布機

11 個人情報の提供に係る同意の委任状

中央畜産会が（独）家畜改良センターから要望調査票提出経営体の牛トレーサビリティ関連の情報を入手できるよう要望調査票に添付して「個人情報の提供に係る同意の委任状」（様式はP131参照）を提出していただきます。

12 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン

＜実施要綱別添1の2の第6の10関係＞

この取組の内容については、P16及びP132に記載しておりますので、参照して下さい。

本事業では、労働負担軽減経営体が行う場合、各段階において提出書類確認表を提出してもらいますが、その中で、このガイドラインについて確認を行っておりますので、チェック欄の確認をよろしくお願いします。

13 施設整備要望調査票

（別記様式第1号-1の別紙1）

前記1で説明した要望調査票様式（別記様式第1号-1）の7の「施設整備関係」で（別紙1のとおり）と記入してありますが、この施設整備要望調査票が別紙1であります。

- ① 1の「機械装置の導入と一体的な施設整備の必要性」の記入に当たっては、導入する機械装置の種類・仕様等が何で、具体的にどのような工事により補改修（又は増築）を行うことにより効率的に機械装置の性能を発揮できるようにするためなどの施設整備内容を記入して下さい。

例えば、

〇〇牛舎に機械装置××を設置するため、天井の梁や通路床の補改修、機械装置〇×導入し飼料の効率的給餌を行うため給餌機保管・調整室の増築などの記入内容が考えられます。

- ② 2の（1）の表における「単価」の記入に当たって、「単価（/㎡）」は施設整備の増築単価で、「単価（/式・台）」は機械装置本体価格の単価のことです。

楽酪G0事業では、「畜産業振興事業の実施について（別表第3の6）」に、施設整備のうち建築面積増加部分の単価基準額、機械導入（附帯部分を除く）の単価基準額が掲載されております。（P177～178参照）

これに基づき、コスト分析の対象施設、対象機械装置、その基準額、その基準額と比較する対象が示されておりますので、対象機械装置・施設整備については単価を記入して下さい。

その記入した単価が基準値を上回る場合は、（2）で基準内での実施が困難な理由、必要性等を確認することとなります。

なお、基本的には、基準額を超えた施設整備及び機械装置は補助対象外と判断されることとなっております。

14 【増築等においてコスト分析基準を超える場合】

③ 2の(2)の①の「増築等においてコスト分析基準を超える理由」

2の(1)の単価がコスト分析基準等を超えた場合は、超えた理由に該当するものに○を付け、空欄【 】にその具体的な内容を記入して下さい。

そして、添付資料として、施設整備については、施行箇所、施工面積及び施工内容が分かる設計書等及び金額明細が分かる資料を提出して下さい。

15 【機械装置の導入においてコスト分析基準を超える場合】

④ 2の(2)の②の「機械装置の導入においてコスト分析基準を超える理由」

2の(1)の単価がコスト分析基準等を超えた場合は、超えた理由に該当するものに○を付け、空欄【 】にその具体的な内容を記入して下さい。

そして、添付資料として、機械装置については、導入機械装置の仕様及び金額明細が分かる資料を提出して下さい。

16 施設整備の概算見積書

<要望調査票添付書類(8)関係>

17 事業費算出の基礎となる事業費 費目 明細書

楽酪 G0 事業の施設整備の概算見積書は、本資料で示した見積書様式(P175参照)とし、本様式で示した費目ごとに整理して下さい。

示した費目が補助対象であります、**示した費目が異なる費目となったり、追加した費目については費目内容を確認しないで、補助対象外と判断させていただきますので、本様式の修正は行わないようよろしくお願いします。**

なお、概算見積書については見積者1者でも可能です。交付決定後には一般競争入札又は3者以上の見積による結果として入札結果(見積合わせ結果)を添付資料として提出して下さい。

18 施設整備の概算設計書

<要望調査票添付書類(9)関係>

概算見積書作成に当たって、作成した現況図面及び整備計画図面(平面図・側面図等)を添付資料として提出して下さい。

19 施設整備を実施する支払い能力が確認できる書類

<要望調査票添付書類(10)関係>

機械装置の購入及び施設整備を要望する労働負担軽減経営体の資金計画について、金融機関が発行する預金残高証明書又は融資証明書等により支払い可能であることが確認できる資料を添付資料として提出して下さい。

なお、導入する機械装置と一体的にリース方式により施設整備を行う場合は提出する必要はありません。

提出書類B (楽酪応援会議 ⇒ 中央畜産会)

1 実施計画承認申請書 (別記様式第2号)

応援会議は、参加要望書(別記様式第1号)、要望調査票(別記様式第1号-1及び別記様式第1号-1の別紙1)及び応援計画を添えて、事業実施計画書を作成し、提出するものとする。

なお、実施計画書の下段の「取組により期待される効果(成果目標)」の各欄には空白とせず、必ず該当する内容の記載をして下さい。

特に、「成果目標(目標値・現状値)」の欄は、応援計画に基づき、応援会議としての目標値、現状値、削減目標率(%)を記入して下さい。

$$\text{(参考)} \quad \text{削減目標率(\%)} = (\text{現状値} - \text{目標値}) / \text{現状値} \times 100$$

2 参加要望書 (別記様式第1号) <実施計画書添付書類(2)関係>

応援会議は、応援会議推進事業への参加及び応援会議内の労働負担軽減経営体が応援計画に基づいて行う機械装置の導入に係る要望を取りまとめ、提出するものとする。

また、応援会議は、この事業参加要望の取りまとめに当たり、労働時間削減効果の評価を踏まえ、機械装置の導入を希望する労働負担軽減経営体間の優先順位を決定し、その総合評価結果を取りまとめるものとする。

なお、この場合において、応援会議は、労働負担軽減経営体ごとに導入を希望する機械装置の規模、数量等について、真に必要性のあるものにつき導入を行うよう取り計らうものとする。

3 要望調査票 (別記様式第1号-1及び別記様式第1号-1の別紙1) <実施計画書添付書類(3)関係>

応援会議は、労働負担軽減経営体から提出のあった要望調査票(提出書類A)とその添付資料の写しを併せて提出して下さい。

なお、要望経営体数は、添付された要望調査票の確認を円滑に行うため戸数を記入して下さい。

4 購入方式の場合の応援会議の承認事由

労働負担軽減経営体が機械装置を購入して導入する場合に当該機械装置の取得に必要な費用の一部を応援会議が助成する取組について、次のいずれかに該当するときに限り、当該機械装置の導入に係る計画を作成した応援会議に対して必要な経費を補助する。

- ア 労働負担軽減経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき
 - イ アに定める場合のほか、購入方式を行うことが、応援計画の達成のために必要であると応援会議が認めるとき
- このように購入方式の場合は定められており、いずれかに該当することの証拠資料の提出をして下さい。

5 令和8年度楽酪応援計画

＜実施計画書添付書類（4）関係＞

実施要領第6の2に、「応援会議は、応援計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を10%以上低減することを成果目標に設定するものとする。」となっております。

4の「労働負担軽減経営体が導入する機械装置の種類、内容及び労働条件の改善の定量的な効果」の「年間削減労働時間」は、

- ① 「導入する機械装置の種類、内容」から「労働時間削減効果分析」に記載の考え方を元に、従来方法との比較により算出した削減労働時間、
- ② 「労働条件の改善」によって削減される労働時間を踏まえた時間となっております。

また、実施計画書の成果目標欄の記入内容とも確認して下さい。

6 労働負担軽減経営体の「みどりチェック」チェックシートの一覧

＜実施計画書添付書類（5）関係＞

応援会議は、実施要綱別添1の2の第6の11の（2）に基づき、下記様式案により一覧を作成し、提出して下さい。

7 「みどりチェック」チェックシート（民間事業者・自治体向け等）

＜実施計画書添付書類（6）関係＞

応援会議は、実施要綱別添1の2の第6の11の（3）にありますように、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェックシート）の試行実施について」に基づき、要望調査時に

「みどりチェック」チェックシート」(民間事業者・自治体等向け)をチェックした上で、提出して下さい。

8 生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシートの一覧

〈実施計画書添付書類(7)関係〉

まず、労働負担軽減経営体からチェックシートの提出があった場合は、応援会議は、全ての回答・チェック欄の記入を確認し、保管してください。

そして、応援会議は、チェックシートの内容を確認できましたら、申請者一覧(別紙)を作成し、計画承認申請書に添付して提出して下さい。

9 楽酪応援会議の組織及び運営に係る規定

前年度に実施計画書の承認申請書を提出した応援会議は、今年度は提出の必要はありません。

ただし、今年度に機械装置の購入方式による導入、及び施設整備の計画のある応援会議は、応援会議の規約及び**運営(会計規程等)の規定**を必ず提出して下さい。

また、昨年度計画書の提出がなかった応援会議、及び応援会議の規定内容、事業名等の変更があった応援会議は、応援会議の規約及び運営(会計規程等)の規定を必ず提出してください。

【楽酪GO事業】リース方式での機械装置を導入要望の場合

楽酪	15日)	8年6月12日
提出書	提出書類 確認表 点で、提出して下さい。	
<p>労働負担軽減経営体から書類がすべて提出された日にちを記入して下さい。</p>		
No	提出書類	チェック欄
1	要望調査票 別記様式第1号-1	<input checked="" type="checkbox"/>
2	補助金及び要望調査に関する確認書 別記様式第1号-1	<input checked="" type="checkbox"/>
3	添付書類(1)関係 申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面及び見積書(写)、見積もり合わせの場合は3者以上の見積書(写し)	<input checked="" type="checkbox"/>
4	添付書類(1)関係 運搬費や設	<input checked="" type="checkbox"/>
5	添付書類(2)関係 申請する補	<input checked="" type="checkbox"/>
6	添付書類(3)関係 機械装置の	Oの項目について確認して下さい。 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
	1 後継者	
	2 乳用後継	
	3 その他	
	① 災害時	
	② 疾病時	
	③ 地震・	
	④ クラス	
	⑤ 牛群移	
	⑥ 供用期	
	⑦ 応援	
	⑧ 楽酪履	
⑨ 環境と		
⑩ 作業安		
⑪ その他		
7	添付書類(5)関係 「みどりのチ	<input type="checkbox"/>
8	添付書類(6)関係 配合飼料価 の写し)	<input type="checkbox"/>
9	添付書類(7)関係 生乳需給安	<input checked="" type="checkbox"/>
10	説明確認書	<input checked="" type="checkbox"/>
11	個人情報の	<input checked="" type="checkbox"/>
12	要領第7の4 のO関係 今回要望す データに関 械の場合、	<input checked="" type="checkbox"/>
13	施設整備要	<input type="checkbox"/>
14	要望調査票 の7の施設 関係 【増築等にお 「構造的に 具体的な内 【機械装置の 導入機械	<input checked="" type="checkbox"/>
15		<input checked="" type="checkbox"/>
16	添付書類(8)関係 施設整備の 事業費算出	<input checked="" type="checkbox"/>
17		<input checked="" type="checkbox"/>
18	添付書類(9)関係 施設整備の概算設計書	<input checked="" type="checkbox"/>
19	添付書類(10)関係 施設整備を実施する支払い能力が確認できる書類 (※機械装置の導入と一体的にリース方式により実施する場合は不要)	<input checked="" type="checkbox"/>
必要な資料がすべて準備でき、確認表のチェックが終了しましたので、要望調査票を提出します。		
労働負担軽減経営体名(直筆署名でお願いします。)		
中 畜 太 郎		

【機械導入の要望の場合】

- ・ No1~No5、No7~No11については、提出書類ごとに準備ができた場合には、該当する項目欄の確認欄に☑(チェック)を行う。
- ・ No6については、Oとした該当項目ごとに提出書類の準備できた場合は、確認欄に☑(チェック)を行う。
- ・ No15については、機械装置の一部にコスト分析の対象となるものがあり、その単価がその基準額を超えた場合にはその根拠書類が必要となりますので、その書類が準備できた場合は、確認欄に☑(チェック)を行う。
- ・ No12については、販売業者等から契約ガイドラインについての説明がありましたら確認のため、チェック欄に☑(チェック)を行う。(提出書類はありません。)

【一体的な施設整備の要望の場合】

- ・ No.13~No.19については、提出書類ごとに準備ができた場合には、確認欄の☑(チェック)を行う。
- ・ なお、No.14及びNo.15については、機械装置の導入、又は施設整備の増築を行う場合に一部コスト分析の対象となり、その基準額を超えた場合はその根拠書類を提出することとなりますので、その書類資料が準備できた場合は、該当する項目欄の確認欄に☑(チェック)を行う。
- また、コスト基準値を超えていない場合は、その根拠書類の提出の必要がなく、確認欄に☑(チェック)行う必要はありません。
- ・ これで、該当するすべての確認欄に☑(チェック)ができましたら、署名し、完了報告書を提出して下さい。

【楽酪GO事業】購入方式での機械装置を導入要望の場合

楽酪応援会議に提出のあった月日(道府県協会提期限8月15日) 8年6月12日

提出書類 **労働負担軽減経営体から書類がすべて提出された日にちを記入して下さい。** 確認表 提出して下さい。

No	項目	添付書類	確認欄	チェック欄
1	要望調査	業要望調査票	別記様式第1号-	<input checked="" type="checkbox"/>
2	要望調査	補助	第1号-	<input checked="" type="checkbox"/>
3	添付書類(1)関係	申請面及	を証する書(写し)	<input checked="" type="checkbox"/>
4	添付書類(1)関係	運搬		<input checked="" type="checkbox"/>
5	添付書類(2)関係	申請(ガイ)		<input checked="" type="checkbox"/>
6	添付書類(3)関係	機械	を示す資料	<input checked="" type="checkbox"/>
		1 後	○の項目について確認して下さい。	<input checked="" type="checkbox"/>
		2 乳		<input checked="" type="checkbox"/>
		3 そ		<input checked="" type="checkbox"/>
		①		<input checked="" type="checkbox"/>
		②		<input checked="" type="checkbox"/>
		③		<input checked="" type="checkbox"/>
		④		<input checked="" type="checkbox"/>
		⑤		<input checked="" type="checkbox"/>
		⑥		<input checked="" type="checkbox"/>
		⑦		<input checked="" type="checkbox"/>
⑧	<input checked="" type="checkbox"/>			
⑨	<input checked="" type="checkbox"/>			
⑩	<input checked="" type="checkbox"/>			
⑪	<input checked="" type="checkbox"/>			
7	添付書類(4)関係	購入		<input type="checkbox"/>
8	添付書類(5)関係	「みと		<input checked="" type="checkbox"/>
9	添付書類(6)関係	配合数量	及び8年度	<input checked="" type="checkbox"/>
10	添付書類(7)関係	生乳		<input checked="" type="checkbox"/>
11		説明		<input checked="" type="checkbox"/>
12		個人		<input checked="" type="checkbox"/>
13	要領第7の4のロ関係	販売イド	る契約が機械の場	<input type="checkbox"/>
14		施設	第1号-の	<input checked="" type="checkbox"/>
15	要望調査票の7の施設関係	【増築「構い工	米単価の高	<input checked="" type="checkbox"/>
16		【機械導入		<input type="checkbox"/>
17	添付書類(7)関係	施設		<input checked="" type="checkbox"/>
18	添付書類(7)関係	事業		<input checked="" type="checkbox"/>
19	添付書類(8)関係	施設		<input checked="" type="checkbox"/>
20	添付書類(9)関係	施設整備、購入方式で機械装置を導入する場合は、労働負担軽減経営体の支払い能力が確認できる書類(預金残高証明書等)		<input checked="" type="checkbox"/>

【機械導入の要望の場合】

- No1~No5, No7~No12については、提出書ごとに準備ができた場合には、該当する項目欄の確認欄に☑(チェック)を行う。
- No6については、○とした該当項目ごとに提出書類の準備できた場合は、確認欄に☑(チェック)を行う。
- No13については、販売業者等から契約ガイドラインについての説明がありましたら確認のためチェック欄に☑(チェック)を行う。(提出書類はありません。)
- No16については、機械装置の一部にコスト分析の対象となるものがあり、その単価がその基準額を超えた場合にはその根拠書類が必要となりますので、その書類が準備できた場合は、確認欄に☑(チェック)を行う。

【一体的な施設整備の要望の場合】

- No.14~No.20については、提出書類ごとに準備ができた場合には、確認欄の☑(チェック)を行う。

・ なお、No.15及びNo.16については、機械装置の導入、又は施設整備の増築を行う場合に一部コスト分析の対象となり、その基準額を超えた場合はその根拠書類を提出することとなりますので、その書類資料が準備できた場合は、該当する項目欄の確認欄に☑(チェック)を行う。

また、コスト基準値を超えていない場合は、その根拠書類の提出の必要がなく、確認欄に☑(チェック)を行う必要はありません。

・ これで、該当するすべての確認欄に☑(チェック)ができましたら、署名し、完了報告書を提出して下さい。

必要な資料がすべて準備でき、確認表のチェックが終了しましたので、要望調査票を提出します。
労働負担軽減経営体名(直筆署名でお願いします。)

別記様式第1号-1

都道府県名：

所属する楽酪応援会議の正式名称、代表者の役職・氏名を記載

楽酪応援会議代表 殿

- ▼ 所在地の欄は、数字を含め全角で記入。
- ▼ 法人名称又は氏名の欄
 - 個人経営の場合は経営主の氏名(税務申告者名が望ましい)を記載、ただし屋号は不要
 - 法人経営の場合は法人名を記載し、あわせて代表者の氏名も併記
- ※ 交付決定後のリース契約の契約者の住所欄と原則、一致することになるので、注意

酪農経営支援総合対策事業(酪農労働省力化対策事業)要望調査票

酪農経営支援総合対策事業(酪農労働省力化)とあり要望書を提出します。 経営の概況は、当該年度の5月1日現在の飼育頭数・労働力を記載して下さい。 以下の

1 経営の概況(令和8年5月1日現在)

経産牛頭数	<input type="text" value="150"/>	頭
労働力	<input type="text" value="4"/>	人
年間総労働時間	<input type="text" value="13,628"/>	時間

常雇を含めた労働力(人数)を記入 ※労働力員数ではない

マクロファイルでは、自動計算式となっております。

2 機械装置の導入関係

(1) 搾乳方式の改善

①現在の状況

搾乳方式：

②導入希望の機械装置

機械装置の種類	搾乳ロボット	ミルクングバーラー	搾乳ユニット搬送レール		ミルカ 動離脱
			手動	自動	
機械装置のメーカー名	<input type="text" value="オレオン"/>				
型式	<input type="text" value="OR123"/>				
台数	<input type="text" value="2"/>				
本体価格(税抜)	<input type="text" value="58,000,000"/>				
消費税額	<input type="text" value="5,800,000"/>				

別添4「労働時間削減効果分析」第3の1にある搾乳方式を確認するための欄です。

現在の搾乳方式の状況について、第3の1にある搾乳方式から該当するものを記載してください。

(2) 給餌方式の改善

①現在の状況

飼料給与関係機械装置の保有状況：

②導入希望の機械装置

機械装置の種類	自動給餌機 (濃厚・粗飼料)	自動給餌機 (濃厚飼料)	ほ乳口
機械装置のメーカー名			
型式			
台数			
本体価格(税抜)			
消費税額			

別添4「労働時間削減効果分析」第3の2にある給餌方式を確認するための欄です。

現在、第3の2にある給餌方式の機械装置を保有している場合は、この欄に記載してください。

(3) 家畜飼養管理の改善

①現在の状況

家畜飼養管理機械装置の保有状況：

②導入希望の機械装置

機械装置の種類	バーンスク レーパー	敷料散布機
機械装置のメーカー名		
型式		
台数		
本体価格(税抜)		
消費税額		

別添4「労働時間削減効果分析」第3の3にある生産管理方式を確認するための欄です。

現在、第3の3にある生産管理方式の機械装置を保有している場合は、この欄に記載して下さい。

注1：導入を希望する機械装置の種類ごとに必要事項を記載する。

注2：本体価格欄には、消費税を除いた機械装置の導入価格に台数を乗じた額を記載する。

3 機械装置の導入方式

「リース方式」か「購入方式」かを記入。

注1：リース方式か、購入方式か記入する。

注2：購入方式を選択する場合は、実施要領第7の4の(3)のアに取り組む経営体に限る。

4 機械装置導入により想定される労働時間の削減効果

(1) 労働負担軽減経営体における削減労働時間 **5,271** 時間

上記2の導入をふまえ、別添4「労働時間削減効果分析」第3により計算された時間数を記入

(2) 削減労働時間の検証方法

機械導入前後で日誌等により労働時間を計測・記録して検証する

注1：削減労働時間の根拠を整理し、添付すること

2：削減労働時間の検証方法には、具体的な検証方法や資料名等を記入

「機械導入前後で日誌等により労働時間を計測・記録して検証する」などと記載

5 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組
(該当する項目に○を付ける)

1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営 (1)主たる経営者が45歳未満 (2)主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保がなされている ② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	<input type="radio"/>
2 乳用後継牛	① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営 ② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	<input type="radio"/>
3 その他 (複数回答可)	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営 ② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営 ③ 地震・台風等により被災した経営 ④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営 ⑤ 牛群検定に加入している経営 ⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営 ⑦ 楽酪応援会議の構成員の中で、JGAP家畜・畜産物の認証農場又は、GAP取得チャレンジシステムの確認済み農場がある場合 ⑧ 楽酪応援会議の構成員の中で、農場HACCP推進農場として指定される経営がある場合 ⑨ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている経営 ⑩ 作業安全に関する取組を実施している経営 ⑪ その他、地域への貢献度が高い取組と中央畜産会が特に認めた取組に参加する経営	<input type="radio"/>

購入方式を選択する場合に必須

該当する項目に○を付けて下さい
なお○を付けた項目については、回答根拠を示す資料の添付が必須です。

6 労働時間削減効果分析の結果

0.343

※実施要領別添に基づく労働時間削減効果分析の結果(評価点数)

上記4、5の記載をもとに、別添4「労働時間削減効果分析」の第2に基づき計算した評価点数を記載

7 施設整備関係
別紙1のとおり

【添付書類】

- (1) 申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する見積書(写し)、見積り合わせの場合は三者以上の見積書(写し)
 - (2) 申請する補助対象機械装置のカタログ
 - (3) 5の回答根拠を示す資料
 - (4) 購入方式を選択した場合、以下のいずれかに該当する書類(実施要領第7の4の(3)のア関係)
 - ・災害時における地域の互助協定に関する締結書類(写し)
 - ・疾病時等における地域の互助協定に関する締結書類(写し)
 - (5) 「みどりチェック」チェックシート(畜産経営体向け)
 - (6) 配合飼料価格制度加入していることが分かる資料(自己申告書及び)
 - (7) **生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート**
 - (8) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、自ら家畜の飼養を行う場合、農業協同組合法第11条の51の規定に係る農業経営規程(写し)
 - (9) 施設整備の概算見積り書
 - (10) 施設整備の概算設計書
 - (11) 施設整備を実施する支払い能力が確認できる書類(機械装置の導入と一体的にリース方式により実施する場合は不要)
- 注：機械装置を他事業等で導入する場合は、機械装置本体価格がわかる資料及び(2)についても提出すること

例年、【添付資料】を添付しないで、提出する経営体・応援会議があります。添付資料を確認し、提出して下さい。
提出書類確認表にチェックがあっても添付されていないものがあります。注意して下さい。

補助金及び要望調査に関する確認書

本事業の要望に当たり、関係規程をよく読み内容を理解しました。

特に、次の事項に対し、相違があった場合は、事業参加承認後であっても補助金の一部もしくは全部を受給できなくなり、または補助金の支払後においては補助金の一部もしくは全部を返還することを承諾のうえ、要望します。

- 1 補助金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載は行いません。
- 2 一般競争入札又は3者以上の見積りによる補助対象機械装置の最低価格を補助対象経費として申請します。また、補助対象経費は補助対象機械装置の本体価格のみであり、それ以外の経費を混同していません。
- 3 既に所有している機械装置を下取りさせて機械装置を導入する場合は、導入する機械装置の本体価格から当該機械装置の下取り価格を控除した額を補助対象経費として申請します。
- 4 中央畜産会が事業参加申請を承認する以前に、既に発注等を行った場合は補助金の交付対象とならないことを承諾します。また、導入方式の場合は、補助金の支払いは、機械装置の導入、支払い及び所有権の移転が完了し、実績報告書を提出した後一定期間を要することを承諾します。
- 5 補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について中央畜産会の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する可能性があることを承諾します。
- 6 機械装置の導入と一体的な施設整備を実施する場合には承諾します。

※原則、要望調査票の年月日とあわせてください

令和 7年 5月 31日

東京都世田谷町町田5-6-4

株式会社 中央畜産農場

※ 下取り機械装置の補助事業等の取扱いは、「補助事業等における生産の取扱いについて」（昭和57経第1702号）による。

※ 処分制限期間：導入した機械装置の耐用年数をいう。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する。

※ 耐用年数：耐用年数（昭令）（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）

▼所在地の欄は、数字を含め全角で記入。

▼法人名称又は氏名の欄

一人経営の場合は経営主の氏名（税務申告者名が望ましい）を記載、ただし屋号は不要
一人経営の場合は法人名を記載

※ここに記載の内容が、交付決定後のリース契約の契約者欄と原則、一致することになるので、注意
※要望調査票の記載とあわせてください

別記様式第1号-1の別紙1 酪農経営支援総合対策事業(酪農労働省力化対策事業)施設整備要望調査票
 都道府県: ○○県 酪農応援会議: ○○地区酪農応援会議 法人名称又は氏名: 酪農 太郎

1の必要性や見積書の工事の概要、また設計図面等で「○○牛舎更新工事」という表記を見かけますが、更新では補助事業の対象とはなりません。

1 機械装置の導入と一体的な施設整備の必要性
 自動給餌機の導入に対処し、第1牛舎に走行用レールを設置するための通路床部分の整地・補強及び

「1の必要性については、見積書の工事概要を参考に、機械装置の性能を充分に発揮するために、必要な補修工事や増築工事の工事内容を説明して下さい。
 例えば、「○○牛舎に搬送用レールを設置するたため梁の補強のための補改修を行う」「自動給餌機の導入のため牛舎に飼料保管庫部分の増築を行う」など、具体的な記入をしてください。

2 ()
 ()
 ()

費 用 種 別	単価 (/㎡)	負担区分		補助率	(参考)導入機械装置			備考
		補助金	自己資金		機械装置名	本体価格 (税抜)	単価 (/式・台)	
0,000	40,000	2,250,000	2,250,000	1/2	自動給餌機	7,000,000	菜酪	

(参考)
 導入機械装置の欄は、施設整備が必要となる機械装置の情報を記載してください。
 施設整備をするための機械の導入を菜酪GO事業以外で行う場合、備考の欄に導入事業名を記載してください。
 ・畜産ICT ・自費 等

「単価」の欄は、菜酪GO事業のコスト分析が必要な場合(※)に限り、事業費ベースで基準額と比較する内容の単価を記載してください。
 ※単価を記載するもの(コスト分析が必要なもの)
 ①(参考)導入機械装置欄の「単価」
 ⇒コスト分析の必要な機械で記載【必須】
 ②施設整備の事業費の「単価」
 ⇒建築面積の増加を伴う増築

(2) ①増築等においてコスト分析基準を超える理由 (該当するものに○を付けてください)

理由	添付書類
既存の建物と構造的に調和した設計とするため、基準を上回る結果となった。 ○【豪雪地帯】という地域性により、【壁を厚くする】等といった特殊な工法、構造、資材等が必要であり、基準を上回る結果となった。 機械装置にあわせ【基礎を厚くする】等の平米単価の高い工事を行ったため、基準を上回 その他	施工箇所、施工面積及び施工内容がわかる設計書等及び金額明細がわかる資料
②機械装置の導入においてコスト分析基準を超える理由 (該当するものに○をつけること) 理由 コスト分析基準で示されたものとは、規模等が異なるため、基準を上回る結果となった。 今回導入する機械装置が、コスト分析基準で示されたものに一致しない。導入仕様・相違 その他	導入機械装置の仕様及び金額明細がわかる資料

コスト分析の基準額を超えた場合は、添付資料欄で説明している書類を、必ず具体的な内容の説明とともにその根拠資料として提出して下さい。

楽酪GO事業畜の概算見積書としては本様式で提出してください。
 (詳細な見積書は、労働負担軽減経営体及び楽酪応援会議で保管してください。)

酪農労働省力化対策事業 (楽酪GO事業)

見積書

- ・ 楽酪GO事業の施設整備の概算見積書は本要領で示した費目毎に整理して下さい。
 費目の名称を変えたり、追加した場合は補助対象にならない場合があります。
- ・ 導入する省力化機械装置の種類ごとに見積もりを分けて記載してください。
 (同じ種類の機械を異なる建物に導入する場合は、見積もりを分けて下さい。)

第1牛舎に走行用レールを10m増築

建物名を必ず記載してください。
 機械を導入する建物以外の工事費用は計上しないでください。

導入機械名・数量: 自動給餌機 1式

	数量	単位	単価	金額	備考
対象施設: 第1牛舎					
工事費					この単価がコスト分析の単価です。 基準額を超える場合は、その理由、その根拠資料を提出して下さい。
当該建物工事費	150	m ²		2,000,000	
うち建築面積増加部分の施設本体建設費	50	m ²	30,000	1,500,000	
電気設備工事費					建築面積増加部分に係る施設本体建設費(既存部分の撤去費用やストール等附帯部分を除く)を内数で記載してください。 数量等の欄に、増加面積を記載し、図面も添付してください。
給排水設備工事費					
通信環境整備工事費					
産業廃棄物処理費					
共通仮設費					足場設置や工事用電気設備等に要する費用が含まれます。(※)
現場管理費					交通誘導員など工事現場の管理運営の費用が含まれます。(※)
一般管理費					「一般管理費以外の費用の計の5.5%」を上限とします。(※)
設計費					
小計				2,350,000	
省力化機械装置設置費	1	式		150,000	
計(税抜き)				2,500,000	
消費税等				200,000	
				2,700,000	補助対象外の経費が含まれていないことを確認し、✓を入れてください。



以上見積内容に、以下の補助対象外経費は含まれていません。

- ・ 補改修・増築等を行う牛舎等以外の建物(自己/他者所有に関わらず)の解体、撤去費用
- ・ 自己の補改修・増築等を行う牛舎等以外の建物を解体・移設してその資材を補改修・増築等に利用する場合、資材の運搬費用
- ・ 施設を購入する費用、土地を造成する費用

※当該費目に含まれる費用については、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)別添1の別表2~4をご確認ください。

(参考)平成30年度楽酪GO事業Q&A(抜粋)

No	Q	A
1	楽酪GO事業で補改修だけを行いたいのですが、可能でしょうか。	省力化機械導入を伴わない補改修は事業対象になりません。楽酪GO事業、楽酪事業、畜産クラスター事業、自己資金対応等により、何らかの形で省力化機械を導入することと一体的な形であれば、補改修・増築等の部分を楽酪GO事業で対応することは可能です。 ただし、省力化機械は補改修・増築等を行う年度の2月末までに導入される必要があります。
2	補改修・増築等を行う建物について、事業上の要件はありますか。	【増築の場合(＝延床面積が増加する場合)】 地方自治体による建築確認を済ませたことを証した書類を提出してください。 【補改修(＝上記以外)の場合】 ① 工事が建物駆体の過半に及ぶかどうかを、施工業者等に確認してください。 ② 及ばない場合は、「建築基準に関する説明を農家が聞いた」ことがわかる書類(説明確認書)と、施工業者等による「工事が建物駆体の過半に及んでいない」ことを証した書類(設計確認書)を提出してください。 ③ そうでない場合は、地方自治体による建築確認を済ませたことを証した書類を提出してください。 いずれにせよ、上記のように事業の実施に当たり、建築基準法に基づく確認を必要とするときは、建築確認及び確認検査を受けてください。
3	国の補助事業で整備した畜舎の補改修も対象になりますか。	先の補助事業によっては手続きや届出等が必要になる可能性がありますので、先の補助事業の事業実施主体、地方自治体等と相談してください。相談して補改修しても先の補助事業の実施に問題ないことが確認できた場合は、補助対象とすることは可能です。
4	補改修に関して、建設会社との契約を楽酪応援会議に事務委任することはできますか。	楽酪応援会議の規約に事務委任の定めがあれば、楽酪応援会議の構成員が労働負担軽減経営体の事務を代行することができます。
5	コスト分析で上限単価を超過しました。どうすれば良いですか。	例えば「豪雪地域という地域性により、壁を厚くするといった特殊な工法、構造、資材等が必要であり、基準を上回る結果となった。」など、単価が上昇する合理的な理由が示されていれば、事業採択は可能です。
6	交付決定前着工届を提出すれば、交付決定の前でも着工して良いか。	「緊急かつやむを得ない事情」がある場合に限り交付決定前着工は認められますが、現在そのような事情はないと考えています。 ただし、楽酪GO事業において、交付決定前に実施設計書の発注を行うために事前着工届を出される場合は認めます。
7	建築確認の申請費用も補助対象になるのか。	建築確認も含めて、建築業者等と包括的な設計契約を結ぶことは事業上可能としています。
8	竣工検査の費用も補助対象になるのか。	補助対象になり得ます。支援業者等に委託することも可能です。

楽酪GO事業のコスト分析について①

- ALIC予算であることから「畜産業振興事業の実施について」に基づき、一定の機械及び施設整備が、基準額の範囲内であることを確認する「コスト分析」が必要となります。
- コスト分析の対象については、
 - ① 見積書・入札書は、基準額と比較できるよう、対象機械(基準額の内容)と付随する物品等の価格が区分されたものを取得し、
 - ② 要望調査票に見積書や入札書に記載された対象機械(基準額の内容)の単価を転載し、
 - ③ その単価が、基準額を上回る場合は、要望調査票にその理由を記入してください。

機械装置・資材の導入のコスト分析基準額

コスト分析の対象機械	基準額(税抜)	基準額と比較する対象 (この部分の金額がわかるよう見積書の明細を取得)
搾乳ロボット(つなぎ用を 除く)	3,200万円/台	ワンボックスタイプ(標準装備の本体一式。カウゲートなどオプションは除く)
搾乳ユニット搬送レール 【自動式】	160万円/式	自動搬送装置1台 + 自動離脱装置2台
搾乳ユニット搬送レール 【手動式】	70万円/台	自動離脱装置1台
自動給餌機	2,400万円/台	フィーダー本体(吊下式)
ほ乳ロボット【レール式】	900万円/式	哺乳機1台 + カーフレール2台
ほ乳ロボット【据置式】	400万円/台	コンベタイプ
自走式配餌車	400万円/台	オーガ付き
バーススクレーパー	60万円/台	スクレーパー本体1台

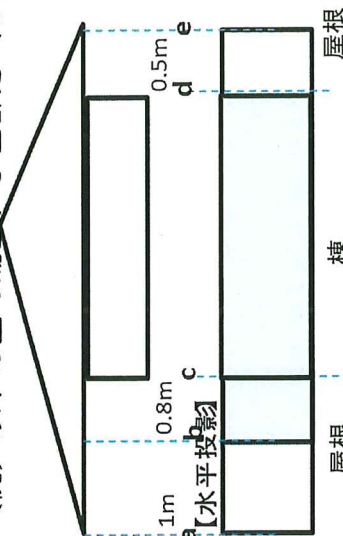
楽酪GO事業のコスト分析について②

機械装置の導入のための施設整備は、「建築面積が増加」する場合にコスト分析が必要

■ 建築面積とは

建築物(地階で地盤面上1m以下にある部分を除く)の外壁又はこれに代わる柱の中心線(軒、庇、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1m以上突き出たものがある場合には、その端から水平距離1m後退した線)で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は、その建築物の建築面積に算入しない。

(例) 以下の図の場合、水色部分 (bからdの長さ)に奥行きを乗じたものが建築面積となります。



コスト分析が必要(=建築面積が増加)となるかの判断(例)

既存施設の大きさは変えず、内部を改修	必要なし
既存施設の通路を広げるため、cの壁をbまで移動させ、施設を拡張	必要なし
既存施設の通路を広げるため、cの壁をbを越えて移動させ、施設を拡張	必要
飼料保管場所を確保するため、aの屋根を拡張	必要
既存施設に隣接して飼料保管庫を建て増す	必要

- ・ 建築面積の増加に該当するかは、見積等を行う際に業者に確認してください。
- ・ 建築面積の増加に該当する場合は、建築面積の増加部分でコスト分析を行います。
- ・ 見積書では、建築面積の増加部分の施設本体の建築に要する経費がわかるよう、明細を取得してください。

機械装置の導入のための施設整備のコスト分析基準額

コスト分析の対象施設	基準額(税抜)	基準額と比較する対象 (この部分の金額がわかるよう見積書の明細を取得)
乳用牛舎、飼料原料保管施設等	45,000円/㎡	建築面積の増加部分にかかる施設本体の建設費 (代行施設管理料、製造請負管理料、実施設設計費、既存施設の撤去費用、ストール等附属部分に係る施行費用等は除く)
飼料調整施設	50,000円/㎡	

※基準額を超過しても、例えば「豪雪地域という地域性により、壁を厚くするといった特殊な工法、構造、資材等が必要であり、基準を上回る結果となった」等の合理的な理由が提示されれば申請可能です。**この場合、具体的な理由を説明する資料を添付し申請してください。**

【楽酪GO事業】

提出年月日(道府県協会提期限6月15日)

8年6月1日

楽酪GO事業実施計画承認申請書提出書類 確認表

提出書類が準備できたら、チェック欄にすべて必要な確認ができた時点で、提出して下さい。

No	提出書類	チェック欄
1	実施計画承認申請書 (別記様式第2号)	<input checked="" type="checkbox"/>
注	畜産ICT事業の実施計画書と表の様式が異なります。 表の「事業費」は、税込みで記入してください。	
2	参加要望書 (別記様式第1号) 【実施計画承認申請書添付資料(2)】	<input checked="" type="checkbox"/>
3	要望調査票(写し) (別記様式第1号-1及び別記様式第1号-1の別紙1) 要望経営体数 : 2戸 【実施計画承認申請書添付資料(3)】	<input checked="" type="checkbox"/>
4	購入方式による機械装置を導入する場合は、いずれかに該当(<input checked="" type="checkbox"/>)すること。 ① 労働負担軽減経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき ② ①に定める場合のほか、購入方式を行うことが、応援計画の達成のために必要であると応援会議が認めるとき	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
5	楽酪応援計画 【実施計画承認申請書添付資料(4)】	<input checked="" type="checkbox"/>
6	労働負担軽減経営体の「みどりチェック」チェックシートの一覧 【実施計画承認申請書添付資料(5)】	<input checked="" type="checkbox"/>
7	「みどりチェック」チェックシート(民間事業者・自治体等向け) 【実施計画承認申請書添付資料(6)】	<input checked="" type="checkbox"/>
8	生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート申請者一覧表 【実施計画書の承認申請書添付資料(7)】	<input checked="" type="checkbox"/>
9	楽酪応援会議の組織及び運営に係る規定	<input checked="" type="checkbox"/>
注	・前年度に実施計画書の承認申請書を提出した応援会議は、今年度は提出の必要はありません。 ・ただし、今年度に施設整備の計画のある応援会議は、応援会議の規約及び運営(会計規程等)の規定を必ず提出して下さい。 ・また、前年度計画書の提出がなかった応援会議、及び応援会議の規定内容、事業名等の変更があった応援会議は、応援会議の規約及び運営(会計規程等)の規定を必ず提出して下さい。	
<p>必要な資料がすべて準備でき、確認表のチェックが終了しましたので、実施計画書の承認申請書を提出します。</p> <p>(楽酪応援会議名を記入してください。) 中畜 太郎</p>		

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(楽酪応援会議)
東京都千代田区外神田2-16-2
中央畜産楽酪応援会議
会長 管理 三郎

令和8年度酪農経営支援総合対策事業（酪農労働省力化対策事業）
実施計画書の承認（変更）申請について

酪農経営支援総合対策事業（酪農労働省力化対策事業）実施要領第7の2の（2）の
規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更）申請します。

事業費は、税込み事業費です。それぞれ消費
税額込みで記入して下さい。
合計欄も記入して下さい。

労働負担軽減経営体の戸
数を記入して下さい。

事業の内容

事業名	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
楽酪応援 推進	事業費(税抜)価格の1/2 ○○円	○○円	0円	実施内容は別添の とおり
機械装置導入及び 機械装置と一体的 な施設整備事業	×△円	○△円	△△円	助成対象の労働負 担軽減経営体数： ○○戸
合 計	○○円	○×円	△△円	

注意：
その他＝事業費(税込)－補助金額

取組により期待される効果（成果目標）

成果目標 (目標値・現状 値)	労働負担軽減 経営体名	「V成果目標の設定について」による成果目 標値を必ず記載して下さい。			備考
		中畜太郎			
	農林次郎	△65時間	×58時間	13%	
	応援会議計	807			
検証方法	機械導入前後で	特別な事情がない限り「機械導入前後で日誌 等により労働時間を計測・記録して検証する」と 必ず記載して下さい。			する。
その他事業による効果	① 優良血統牛の受精卵移植事業に取組み、優良な血統の自家後継牛の安 定的確保を行う。 ② 労働負担軽減経営体でICTクラウドシステムの活動に向けた検討を 行う。				

【添付資料】

- (1) 別添【楽酪応援会議推進事業】（楽酪応援会議）
- (2) 参加要望書（別記様式第1号）
- (3) 要望調査票（別記様式第1号-1及び別記様式第1号-2）
- (4) 楽酪応援計画
- (5) 楽酪応援会議規約
- (6) 労働負担軽減経営体の「みどりチェック」フェ
- (7) 「みどりチェック」チェックシート（民間事業者）
- (8) 生乳需給安定クロスコンプライアンスに係る

【添付資料】の(2)から(5)までの添
付資料は必ず添付されていることを確
認し、提出して下さい。

添付資料が1つでも添付されてい
ない場合は、資料内容の確認ができず、
計画が承認できません。

別添【楽酪応援会議推進事業】

1 事業の目的

<p>(記入例) 構成員である酪農を営む者の実情に応じ、労働負担軽減・省力化を促進する計画の策定や労働削減時間および削減労働の活用状況を確認する</p>	<p>(注意)</p> <p>楽酪応援会議推進事業の要望がある場合は、記入例を参考にこの別添様式を記入・提出して下さい。 なお、要望がない場合は、別添様式の提出は必要ありません。</p>
--	--

2 総括票

事業名	事業内容			
検討会の開催	(記入例) 労働削減後の地域共同活動の方針・体制を検討する			
先進地事例調査	機械装置の先進導入事例を視察する	○○○		
労働削減に向けた労働時間の削減の実証	導入後に労働負担軽減経営体を巡回し、労働削減時間および削減労働の活用状況を確認する	○○○		

3 事業の内容

(1) 検討会の開催

開催回数	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容
○回	○月 ○月	○○市	県庁畜産課、農協、労働負担軽減経営体	○月：労働削減後の地域共同活動の方針および体制づくりについて検討 ○月：労働削減後の地域共同活動の行動計画の策定

(2) 先進地等の調査

調査地域	調査時期	調査員数	目的
○○市	○月	○人	労働負担軽減経営体が導入を予定している機械装置の先進導入事例(○○県)を視察する

(3) 労働時間軽減に向けた楽酪応援会議の取組の実証

取組内容	実施時期・回数
機械装置の導入後に労働負担軽減経営体を巡回し、労働削減時間および削減労働の活用状況を確認する	令和6年12月～7年1月、5回

【添付資料】

- (1) 楽酪応援会議の組織及び運営に係る規約
- (2) 楽酪応援会議が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していることを示す資料
- (3) 別表の細目を活用した事業費積算
- (4) 事業費の支出の根拠となる資料(旅費規程等)
- (5) その他

